

令和2年 第4回定例会

屋久島町議会会議録

令和2年12月4日 開会

令和2年12月16日 閉会

令和二年
第四回定例会

屋久島町議会
会議録

屋久島町議会

令和2年第4回屋久島町議会定例会会期日程

自12月4日・至12月16日（13日間）

月 日	曜	会議別	日 程
12月4日	金	本会議	○開 会
5日	⊕	休 会	
6日	Ⓜ	休 会	
7日	月	本会議	○一般質問
8日	火	本会議	○一般質問
9日	水	本会議	○一般質問
10日	木	委員会	○各常任委員会
11日	金	委員会	○議会運営委員会
12日	⊕	休 会	
13日	Ⓜ	休 会	
14日	月	委員会	○総務文教常任委員会
15日	火	休 会	
16日	水	本会議	○最終本会議

令和2年第4回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和2年12月4日

令和2年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年12月4日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第98号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第6 認定第1号 令和元年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第2号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第3号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第4号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第5号 令和元年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第6号 令和元年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第7号 令和元年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第8号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第9号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第105号 屋久島町栗生ふれあい加工センターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第106号 屋久島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第17 議案第107号 新町まちづくり基本計画の変更について
- 日程第18 議案第108号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第109号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第110号 屋久島町体育施設条例の一部改正について
- 日程第21 議案第111号 屋久島町野々村喜八・和子教育振興基金条例の制定について

- て
- 日程第22 議案第112号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）について
 - 日程第23 議案第113号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第24 議案第114号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第25 議案第115号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第26 議案第116号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第27 議案第117号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第28 議案第118号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第29 議案第119号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第30 議案第120号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第31 同意第17号 屋久島町教育委員会委員の任命について
 - 日程第32 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第33 令和2年陳情第6号 岩川俊広議員による旅費不正問題に関する陳情書
 - 日程第34 令和2年陳情第7号 寺田猛議員と岩川俊広議員による旅費不正に関する陳情書
 - 日程第35 令和2年陳情第8号 屋久島町議会議員定数削減に関する陳情書
 - 日程第36 所管事務調査の報告について

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課統括係長 （健康・保険担当）	渡邊郁夫君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
地域住民課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
教育振興課長	計屋正人君	健康長寿課参事 （感染症対策担当）	岩川茂隆君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、令和2年第4回屋久島町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋義友君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番、下野次雄君、13番、岩川俊広君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋義友君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの13日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月16日までの13日間とすることに決定しました。

なお、会議日程につきましては、お配りしてあるとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（高橋義友君）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略します。

△ 日程第4 行政報告

○議長（高橋義友君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

第4回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第3回定例会以後の町政を取り巻く情勢について御報告をいたします。

始めに、戦没者追悼式について御報告いたします。

11月6日、戦没者並びに食糧輸送犠牲者の追悼式が挙行されました。御遺族や関係者など約53人が参列され、さきの大戦で犠牲となられました方々の御霊と世界の恒久平和を願い、黙禱をささげ、献花が行われました。

また、遺族を代表して、楠川の渡邊功一さんが、戦争の犠牲となった方々の御冥福を祈るとともに、平和への誓いを新たに追悼の言葉を述べられました。

戦没者並びに食糧輸送犠牲者の御霊の安らかならんことを、そして遺族の皆様の御健勝をお祈りするものであります。

次に、新船フェリー太陽Ⅱの命名式並びに進水式について御報告いたします。

先般11月30日に、現在建造中であります新船第260番船の命名式並びに進水式を執り行いましたので御報告させていただきます。

本町では、船舶事業として宮之浦から口永良部島、島間航路が昭和47年12月に開設し、以来48年にわたり屋久島と口永良部を結ぶ生活航路として、旅客や生活物資の輸送運航をしてまいりました。

現有船であるフェリー太陽は、平成9年6月の就航から23年が経過し、近年の出来事では議員の皆様も御承知のとおり、平成27年5月29日の口永良部島新岳の噴火の際に、全島民島外避難を成し遂げた船であります。

そのフェリー太陽の代替船建造計画は、平成29年7月に、構成員15名で第1回船舶建造委員会を開催しスタートしました。その後、沖縄の離島航路など3隻の船舶と国内7か所の造船所の視察を行い、鉄道建設・運輸機構のアドバイスを頂きながら、これまで10回の建造委員会を重ねて、船体の色や内装、そして船名を決定してきたところであります。

その間、プロポーザル方式により、株式会社渡辺造船所と令和元年7月に建造費18億1,500万円を締結後、担当者レベルでの協議を重ねて、本年8月7日に起工式を執り行い、建造工程も予定どおり順調に進捗したことから、先般11月30日に長崎市、渡辺造船所構内において、渡辺造船所第260番船の安全な建造と完成を記念しての進水前神事、そして命名式により、新船フェリー太陽Ⅱとして船名除幕後、進水の儀を執り行いました。

進水式では、長崎OMURA室内合奏団によるお祝い演奏が流れる中、支え綱の切断によって、白地に青色、そしてこれまでのフェリー太陽のイメージカラーを継承したオ

レンジ色を船首にまとった船体は、勢いよく海面へ導かれました。

新船フェリー太陽Ⅱは、フェリー太陽より最大搭載人員は変わらないものの、車両搭載能力及び貨物輸送能力が増強し、本町の町営船では初めてのフィンスタビライザーを搭載し、現有船にない快適な船旅が実現し、来年3月末に就航の暁には、口永良部島の島民を始めとする乗客の皆様に、新鮮な驚きと十分な快適さを堪能していただけるものと大いに期待をしております。

現在、国内ではコロナ禍の中、非常に厳しい経済環境ではありますが、本町船舶事業は、私以下、全職員が一層の安全運航、安全運輸に努めてまいる所存であります。来年3月末には、これまでよりも約13メートル長くなった優雅な船体をお披露目できることを誓って建造報告とします。

以上、第3回定例会以後の町政の動きにつきまして、甚だ簡単ではありますが報告とさせていただきます。

○議長（高橋義友君）

これで行政報告を終わります。

- △ 日程第5 議案第98号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
- △ 日程第6 認定第1号 令和元年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第7 認定第2号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第8 認定第3号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第9 認定第4号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第10 認定第5号 令和元年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第11 認定第6号 令和元年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第12 認定第7号 令和元年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第13 認定第8号 令和元年度屋久島町電気事業特別会

計歳入歳出決算認定について

△ 日程第14 認定第9号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（高橋義友君）

日程第5、議案第98号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第14、認定第9号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

この10件については、決算審査特別委員会への付託案件であります。

これから決算審査特別委員長の審査報告を求めます。

○決算審査特別委員長（榎 光徳君）

おはようございます。

令和元年度決算審査特別委員会の審査報告を行います。

当委員会に付託された案件は、議案第98号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分について、認定第1号、令和元年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、令和元年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、令和元年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての10件でありました。

議案第98号につきましては、決算との関連性が強いことから、決算全体を審査する中で、積立金の額が妥当であるかどうかも含めて判断することが適当であろうということでご当委員会に付託されたものであります。

当委員会は議案審査に先立ち、去る10月1日、臨時議会終了後、議会第1委員会室において、審査日程、現地調査及び審査方法等についての協議を行いました。

日程については、議案審査を10月12日から10月23日までのうち6日間とし、現地調査については、議案審査終了後に改めて協議を行うこととした。

審査の方法については、職員の配置と事務分掌、事業の成果に関する調書、決算資料等を参考に、所管課長、事務局長ほか担当職員の説明を受け、質疑を行いながら慎重に審査を行いました。

また、現地調査についても、去る11月16日、永田港災害復旧工事から榊川橋橋梁災害復旧工事までの島内6か所を、11月19日から20日には、口永良部島湯向温泉建て替え予定地ほか4件について、担当課長、職員等立会いの下、関係資料、図面等照合しながら、適正に執行されているかどうかを調査いたしました。

それでは、議案の審査の主な内容について御報告を申し上げます。

地域住民課では、口永良部島出張所の職員の留守の際や災害時のサポート体制はどのようになっているかとの質疑に対し、予算確保をしたが地元でお願いできる人がおらず、現在は地域おこし協力隊員の方に電話当番等をお願いしている。災害時は地域住民課だけでなく、他の職員の配置など協力体制を今後総務課と検討していきたいとの回答であった。

電気課については、電気料金の未収金についての質疑がなされ、平成30年度までの過年度分が5,367万円であり、今後の収納対策として相続者への相談や死亡者、生活保護受給者、住所不明者等は不納欠損処分や債権放棄を検討していきたいとの回答であった。

また、請求していない未収金については請求できないのかとの質疑では、時効援用の申出や債権放棄を行わない限り請求はできるとの回答があった。

なお、平成30年度の徴収率は100%で、平成31年度分は現在のところ99.8%であることも示されました。

福祉支援課では、特別障害者手当の内訳と家庭相談員について、どのような内容の相談が多いのかとの質疑に対し、特別障害者手当は月2万7,350円で、該当者は10人。障害児童福祉手当は月1万4,880円で、該当者は7人であるとのことであった。家庭相談員への相談内容については、保育園や学校からの相談に応じたケース会議を行っており、18歳未満の児童生徒が対象になっている。相談件数は年々増えているとのことであった。

また、生活保護世帯の実態調査の質疑に対し、年に1回、所得調査を行い、ケースの格付によって、月に1回、3か月に1回、年に1回、それぞれ訪問しているとの回答があった。

続いて、町民課では、固定資産税、国民健康保険税の不納欠損処分の対象者の状況を示してほしいとの質疑に対し、固定資産税は727件で146人、国保税は435件で65人となっていることが示されました。

また、登記上の所有者が亡くなっている場合は、固定資産税の課税はどうしているのかとの質疑では、亡くなった方の遺族に案内をし、相続人代表の届出をしてもらうことにより課税通知を送っているとのことでありました。

次に、マイナンバーカードの交付状況についての質疑があり、本町の交付率は38%である。県平均が19.32%、全国平均が20.48%で、鹿児島県では本町が1位であり、全国でも10位以内に入る実績であることが示されました。要因としては、確定申告時に申告

会場で申請受付をしたことや、平日に来庁できない町民向けに休日開庁による申請受付を行った結果だと思われるとの報告がなされ、このことについては大いに称賛すべき点であろうと感じたところであります。

続いて、建設課では、町道野平線の進捗状況についてと明許繰越しの理由は何かとの質疑に対し、計画では総延長が1,650メートルであり、毎年100メートルとした場合16年という回答をしてきたが、工事を開始してみると、現地が山奥の丘陵地帯で高低差があり、構造物が多いことから進捗が遅れている。この箇所を過ぎると安易な工事が多くなっていくことから、延長が伸びていくと思われる。昨年度、起点終点の両側から予算要望をした経緯があるが、今年度は新たに県の補助金を活用した事業があり、お願いをしているところであるとの回答でありました。

明許繰越しについては、業者との関係ではなく、地元との用地の件で業務手続上そうになった。今後はそのようなことが起きないように努力していきたいとの回答がなされました。

町営住宅の空き家対策について、以前より建て替えの推進や他の町営住宅への移動はできないのか。また、抽せん後、当選者が辞退するケースがあると聞いているが、今後の方針はどうなっているのかとの質疑に対し、簡平住宅については、政策空き家と位置づけており、今後は入居させない方針である。基本的に住宅から住宅への移動はできないが、建て替えであればできるとなっている。入居者との協議はしているが、5年間の経過措置後家賃が上がるので、支払いの検討でうまくいっていない。修繕には多額の費用がかかることから、今後は解体、建て替えを考えていかなければならないと思うとの回答でありました。

これに対し委員より、入居の方も困っている。このままだと住宅は老朽化で、台風等で危険な状態でもあり、町の管理責任も問われる。何とか打開策を検討していただきたいとの要望も出されました。

次に、教育振興課では、教育支援センターの設置の効果についての質疑があり、担当課長より、昨年度は12名の利用があった。家にいるより、支援センターに行き勉強したいという子供もいる。不登校ぎみな子供については支援センターを勧めている。今年1月より、数学や算数、ALTから英語の指導を受けたこともある。少しでも学校に帰れるような取組をしているとの回答がありました。

また、教育長の考えでは、支援員を探すことができれば、北部の適切な場所にもう1か所、急いで設置したいとの考えも示されました。

健康長寿課では、シルバー人材センターの必要性はとの問いに、本町にはシルバー人材センターはないが、代わりに社会福祉協議会が1時間600円ではあるが、有償ボランティア、愛ランドネットがある。町民同士の助け合いという仕組みで、担い手を育てる

ボランティア育成も今年度で6回目を計画している。これがシルバー人材になると考えられるが、将来的には人材センター立ち上げも必要と考えているとの回答でありました。

次に、特定健診の受診率をもう少し上げるべきではとの質疑に対し、現在34.8%であるが、インセンティブ面でも、しゃくなげカードのポイントを1万円分付与するなどして広報しながら、改善に努めていきたいとの回答でありました。

また、未受診者が600人いるが、ある程度把握しているのかとの質疑では、定期的に他の医療機関で受診している人や長期入院中の人もいるとの回答でありました。

続いて、生活環境課では、狂犬病予防接種の接種状況についての質疑がなされ、担当課長より、昔は60%台だったが、今は80%台とよくなっている。100%を目指しているが、老犬接種が危ないので猶予措置を取っているとの回答でありました。

また、委員より、最近放し飼いを余り見かけないがとの問いに対し、犬の適正飼育を呼びかけており、野犬は減っているとのことであった。

次に、海岸漂着物の処理対策についての質疑があり、場所の選定については、対象地域の区と協議し、委託契約を結び収集処理を行っている。マイクロプラスチックについては、廃棄物減量等推進協議会でも協議を行っていききたいとの回答がありました。

委員から、観光協会とも連携して取り組んでほしいとの要望も出されました。

簡易水道特別会計について、水道料金値上げに際し、船舶給水は外しているがどうかとの質疑に対し、担当参事より、値上げをしたら本町で給水しないことも考えられるため外したが、西之表市と比べるとまだ低価であり、値上げをする余地はあると考えており、今後の検討事項であるとの考えが示されました。

産業振興課では、ミカンコミバエ調査のためのテックス板設置について苦情が寄せられているとのことだが、どのようにしているのかとの質疑があり、担当課長より、一番心配なのは子供たちであることから学校へは知らせる。民家の庭先に設置する場合は一言声をかけるようお願いしているが、職員に対しての周知が足りなかったとの回答であった。

次に、松くい虫、枯れ松の伐倒後の処理の在り方について、大川の滝先の道路横と旭牧場近くにも置き去りにしているがとの質疑では、大川の滝先は県が処理しており、旧県道の草や木を捨てるスペースにおいて処理している。旭牧場のところは土をかぶせる予定であるとの回答がなされました。

種子島周辺漁業対策事業で、漁協に対し保冷車、フォークリフトに補助金を出しているが、補助割合は幾らかの質疑に対し、国が7割、県が1割以内で、残りが町と漁協の折半であるとの回答がなされました。

観光まちづくり課では、委員より、栗生青少年旅行村は指定管理者制度を履き違えており、行政頼りというところが多い。民間のノウハウを生かすことが望ましいが、今後

の展望はとの質疑に対し、担当係長より、現在の栗生区との協定期間満了後は再び町の直営とするのか、公募により経営ノウハウを持った民間を指定管理者にするのかを検討していきたいとの回答であった。

総合自然公園やゆのこの湯についても意見が交わされたが、土地の借地料やゆのこの湯の経営状態についての疑問点が出され、現地調査をすることとなった。

続いて、山岳部保全協議会の職員横領事件について、和解が履行されなくなった後の状況はどのようになっているのかとの質疑では、第1回の訴訟が昨日10月21日にあった。相手は、書面陳述で請求内容とそれに対する意見を言う場であったが、請求は棄却、請求金額の積算方法について説明しろ。納得できれば、これまでどおりの10万円の返還を行うという内容であったとの報告がなされました。

政策推進課では、旧庁舎跡地利用検討委員会の進捗状況についての意見が交わされ、旧宮之浦支所は取壊しで決定したのか。故岩川代議士が尽力された中央公民館は遺産として残せとの動きがあるとも聞いたがとの質疑に対し、担当課長より、旧宮之浦支所は取壊しが決定している。中央公民館も壊す方向で協議をしているが、教育委員会に資料館の附帯施設としての活用ができないかとの相談が来ているとも聞いている。壊すとしても親族に同意を得る必要があることから、孫に当たる方に連絡をしたところ、除却してもよいとのことであった。銅像についても壊してくださいと申し受けたところとの回答がありました。

船舶事業特別会計では、宮之浦一島間間で離島カードが使えない理由はとの質疑で、有人国境離島法では対象になっており、県の交通対策課を通じて対象とするよう話を進めていたが、種子島1市2町が負担割合でもめ、フェリー太陽も含め対象としないことになり、現在に至っているとの回答がありました。

最後に、総務課について、交通安全対策としてカーブミラーの総点検をしているが、全町的に実施したのか、設置管理はどのようになっているのかとの質疑に対し、点検、清掃については、安全運転管理協議会が主催で各団体合同で行っている。町内全域を北部南部に分かれて実施したが、1日であったため点検できなかった箇所もあると思う。通常の補修は担当職員等で行うが、設置については建設課に依頼し重機を使う場合もあり、校舎職員の協力も必要でスムーズにいかない場合もある。今後は危険な箇所を優先し、日程調整をしながら取り組みたいとの回答がなされました。

次に、電波の難聴地域について、携帯電話の不感地域についての対応はどのようになっているのか。ブロードバンドの実施で解消が見込まれているのかとの質疑に対し、西部林道、白川地区に対しては、年に2回ほど県や携帯電話大手3社に要望している。口永良部についてはブロードバンド事業で光回線になることから、安定した通信が見込まれる。また、白川地区については、町と携帯電話会社で調査を済ませ、中継局設置で協

議を進めていたが、地元より電磁波への不安から地主の協力が得られず、a uが撤退した経緯があるとの報告があった。

委員より、議会や行政は地域住民にひとしく整備する方向で活動しているが、地元が不要というのであれば、そのような誓約書を取ってもいいのではないかとの意見も出されました。

以上の審査を経て、討論、採決を行った結果、議案第98号については可決すべきものと決定いたしました。

また、認定第1号から認定第9号までについても、全て認定するものと決定いたしました。

最後に、今回の審査の着眼点として、昨今の厳しい財政状況の中、いかに効率的、そして無理、無駄のない町民目線に立った行政運営が行われているか、どのような行政効果が現れているかでありました。

全ての案件について可決及び認定することに決定いたしました。幾つかの課においてはまだまだ改善すべき点や、これまで幾度となく指摘したにもかかわらず改善されていない部分や見直すべき事項も見られました。

複雑多岐にわたる行政事務と職場環境の変化に伴う負担増は理解できますが、町民が公平公正で、明るく住みやすいと思われるような行政運営に引き続き努力していただきますよう申し添えるとともに、今回の審査に当たり御協力頂きました各課事務局、現地調査に同行していただいた職員の方々にお礼を申し上げ、令和元年度決算審査特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（高橋義友君）

以上で、決算審査特別委員長の報告は終わりました。

これより決算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論、採決を行います。

始めに議案第98号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第98号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、令和元年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号、令和元年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、令和元年度屋久島町一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和元年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号、令和元年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、令和元年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和元年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号、令和元年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、令和元年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第8号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第8号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、令和元年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第9号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第9号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

△ 日程第15 議案第105号 屋久島町栗生ふれあい加工センターの指定管理者の指定について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第15、議案第105号、屋久島町栗生ふれあい加工センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和2年第4回屋久島町議会定例会に提案をしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、条例案4件、補正予算案9件、同意案1件、諮問1件、その他の案件3件の計18件であります。

それでは、議事日程に従いまして、議案第105号について御説明いたします。

議案第105号、屋久島町栗生ふれあい加工センターの指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定期間が満了することから、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため特命で選定し、指定管理者として指定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第105号、屋久島町栗生ふれあい加工センターの指定管理者の指定については、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託します。

審査の場所は第2委員会室を充てます。

△ 日程第16 議案第106号 屋久島町過疎地域自立促進計画の変更について

△ 日程第17 議案第107号 新町まちづくり基本計画の変更について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第16、議案第106号、屋久島町過疎地域自立促進計画の変更について及び日程第17、議案第107号、新町まちづくり基本計画の変更についての2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第106号及び議案第107号について御説明いたします。

まず、議案第106号、屋久島町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、令和2年度に実施予定の口永良部島光ケーブル敷設事業の財源に過疎対策事業債を充当するため、計画を変更しようとするものであります。

次に、議案第107号、新町まちづくり基本計画の変更につきましては、合併に伴う公共施設等の除却等に際し合併推進債の充当が可能となるよう、新町まちづくり基本計画の内容を変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

過疎対策、地域自立の促進計画で、ちょっと口永良部の光ケーブル敷設のために過疎対策事業を転換するわけですね。そうすると、それによってほかの過疎対策事業、何が先送りになるのか、その辺りの説明がないと思うのですけれど。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

ただいまの質問にお答えいたします。

口永良部島への光ケーブルの敷設事業につきましては、過疎対策事業債は特別枠になっておりまして、先般、特別枠が確保されたという連絡がございました。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第106号、屋久島町過疎地域自立促進計画の変更について及び議案第107号、新町まちづくり基本計画の変更についての2件は、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。審査の場所は、第1委員会室を充てます。

△ 日程第18 議案第108号 屋久島町特定教育・保育施設及び
特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正に

ついて

- △ 日程第19 議案第109号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- △ 日程第20 議案第110号 屋久島町体育施設条例の一部改正について
- △ 日程第21 議案第111号 屋久島町野々村喜八・和子教育振興基金条例の制定について

○議長（高橋義友君）

日程第18、議案第108号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、日程第21、議案第111号、屋久島町野々村喜八・和子教育振興基金条例の制定についてまでの4件を一括議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第108号から議案第111号について御説明いたします。

まず、議案第108号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法第43条に項の移動が生じたこと等に伴い、所要の改正をしようとするものがあります。

次に、議案第109号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について、地方税法施行令の一部を改正する政令による基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第110号、屋久島町体育施設条例の一部改正につきましては、施設の老朽化による宮之浦弓道場の閉場とその他体育施設について、休館日及び利用時間を現状に合わせるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第111号、屋久島町野々村喜八・和子教育振興基金条例の制定につきましては、本町春牧地区に在住していた故野々村喜八・和子夫妻から教育振興目的の指定寄附金の申出があり、これを採納し、新たに基金を創設し、教育振興の資金として活用しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより総括質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第108号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、議案第111号、屋久島町野々村喜八・和子教育振興基金条例の制定についてまでの4件は、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室をそれぞれ充てます。

- △ 日程第22 議案第112号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）について
- △ 日程第23 議案第113号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第24 議案第114号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第25 議案第115号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第26 議案第116号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第27 議案第117号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第28 議案第118号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第29 議案第119号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第30 議案第120号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋義友君）

日程第22、議案第112号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）についてから、日程第30、議案第120号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの9件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第112号から議案第120号について御説明いたします。

まず、議案第112号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）につきまして、歳出予算の主なものは人件費の調整のほか、総務費ではだいすき寄附金の返礼品等の手数料、だいすき基金積立経費、特別定額給付金事業に係る精算経費などを、民生費では障害者支援に係る経費、児童手当などを、衛生費では診療所事業特別会計繰出金、し尿処理施設機器修繕に係る経費などを、農林水産業費では土づくり推進交付金、町営牧場に係る飼料費、松くい虫防除に係る経費、未来につなぐ森づくり基金積立経費などを、商工費ではイベント運営費補助金、杉の茶屋修繕に係る経費などを、土木費では県営道路事業負担金、安房排水路整備詳細設計に係る経費、荒川トンネル・大川橋工事に係る経費などを、消防費では個別受信機機器保守管理委託に係る経費などを、教育費では野々村喜八・和子教育振興基金積立経費、公民館に係る修繕経費、かごしま国体延期による減額経費などを、災害復旧費では湯泊港現年災害復旧事業に係る経費などを、諸支出金では船舶事業特別会計補助金を計上いたしました。

財源としましては、地方交付税、国庫支出金、寄附金、町債等を計上し、歳入歳出それぞれ8億933万2,000円を追加し、予算の総額を147億406万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第113号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出において修繕費、材料費に係る経費の増額などにより、303万9,000円を追加し、予算の総額を4億7,690万7,000円にしようとするものであります。

また、資本的支出において、建設改良費の減額により303万9,000円を減額し、予算の総額を2億244万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第114号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、簡易水道施設管理費の光熱水費の増額を一般会計繰入金で調整し、歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、予算の総額を2億6,492万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第115号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険給付費の増額を繰越金などで調整し、歳入歳出それぞれ2,199万3,000円を追加し、予算の総額を18億1,938万3,000円にしようとするものであり

ます。

次に、議案第116号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険給付費の減額、基金積立金の増額などを、保険料、繰入金、諸収入などで調整し、歳入歳出それぞれ202万7,000円を減額し、予算の総額を15億3,534万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第117号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、電算システムソフト改修委託に係る経費の増額などを繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ227万円を追加し、予算の総額を1億7,356万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第118号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出において、保険料の増額などを一般会計補助金などで調整し、収入支出それぞれ340万3,000円を追加し、予算の総額を収入が2億9,029万3,000円、支出を2億9,704万3,000円にしようとするものであります。また、資本的支出において、燃料費の増額などを備品購入費などで調整しようとするものであります。

次に、議案第119号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出において、人件費の減額などを予備費で調整しようとするものであります。

次に、議案第120号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、電算システム改修費負担金の増額などを国庫補助金で調整し、歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、予算の総額を1億8,002万9,000円にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより総括質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（小脇清保君）

町長、現在のコロナの第3波の影響というのは御存じだと思いますが、北海道、大阪に続いて東京も発着自粛という運びになりました。

今、私の感じるところでは、通常どおりの出張をされているようですが、この議会終了後、県外出張いわゆる東京とか大阪、県外出張の御予定ございますか。

○町長（荒木耕治君）

県内、鹿児島に1回、東京に1回予定があります。

○10番（小脇清保君）

住民の生命と財産を守るのはあなたの使命です。オンライン会議もあることでし、

全体的に65歳以上、東京は65歳以上の人と基礎疾患のある人は発着を自粛してくださいという状況ですので、あなたがコロナを屋久島に持ってくることをないように、ひとつ注意をして御出張していただくようお願いをしておきます。

○町長（荒木耕治君）

十分にそういうことは自覚をしております。

ですが、東京は来年度予算の要求の件で、どうしても出向かなければいけないという事情があります。それは、来年度予算のするため、それも町民福祉のためだと自分も思っております。ですから、十分移動等、そういうものには気をつけてやっていきたいというふうに思っている。

○10番（小脇清保君）

ぜひ、今飛行機も空いていますから、このときこそ、シルバー割引を使って返還してください。

1件お尋ねをします。36ページ、文化財保護費の中で、文化財発掘作業業務委託で165万円の予算戻しがありますが、これ、場所はどこで、目的は何だったのでしょうか、ちょっと教えてください。

○教育振興課長（計屋正人君）

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

この委託料、安房城跡発掘調査の作業員さんたちの当初委託料で計上いたしました。ただ、今年から会計年度任用職員ということで、当初計上前に委託で組んだほうがいいのか、会計年度任用職員で組んだほうがいいのか、課内で検討をして委託費としたわけなのですけれども、やはり、他市町村の状況を聞いて会計年度任用職員の計上がふさわしいというところで、この委託費を会計年度任用職員の報酬として組替えて計上をいたしました。そういう内容でございます。

○議長（高橋義友君）

ほかにございませんか。

○15番（大角利成君）

一般会計で3点ほどお尋ねをいたします。

まず19ページ、目の20新型コロナウイルス対策事業費であります。

11節、12節役務費委託料で組替えと思われませんが、その内容と理由についてお尋ねをいたします。

それと、昨今の感染状況からして、これまでと違った対策は町として何か考えているのか、併せてお尋ねをいたします。

次22ページ、目の1の社会福祉総務費の中の扶助費であります。

障害者支援費1,800万円の内容についてお尋ねをいたします。

最後に、27ページ、目3農業振興費であります。

18節負担金補助及び交付金、土づくり推進交付金について、その内容をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

大角議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、この新型コロナウイルス対策の節の11、役務について減額の理由としましては、先程申しましたように、次の委託料への組替えということでもありますけれども、これまでアフターコロナを想定した観光キャンペーンを、ネット上で全国向けにプロモーションを展開するということでありましたけれども、コロナの第2波の影響によりまして誘客を控えたということで、感染予防対策のほうにシフトしたということで減額をしたものでございます。併せて、その組替えた分の1,000万円を委託料へ増額をいたします。現行予算で1,000万円のウェブプロモーション業務委託料というのを1,000万円現行予算で持っております。合わせまして、一応2,000万円の事業としてこのプロモーション業務委託ということを取り組んでいきたいということ考えているところでございます。

この主な内容としましては、パソコンとかタブレット端末、スマートフォン等々でインターネット上で見ることのできるウェブ媒体と、それから、紙冊子による制作、それから、発信を今想定をしております。特に今考えているのが、有名な女優さんとかタレントを使うということも視野に入れて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

また、GoToトラベルが5月まで延びるということも聞いておりますので、今後、夏場へ向けて、あるいは東京オリンピック・パラリンピックどうなるか分かりませんが、その夏場へ向けての観光の需要喚起策として取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、今後の対策ということですが、また、町内において今後の新たな支援あるいは対策については、まだ協議をしていないところでございます。

以上です。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの御質問で、障害者支援費の1,800万円につきまして御説明申し上げます。

当支援費につきましては、国の2分の1の補助、県の4分の1の補助で成立している事業でございます。

まず、障害者の支援費につきましては、居宅介護、同行援護、生活介護、療養介護、

短期入所、施設入所支援、それから自立支援訓練、そのほか諸々の障害者への支援につきまして、予算を計上したものでございます。

今回の1,800万円につきましては、全事業のうち、福祉予算の例年の増に伴う不足分につきまして、年度終了間際までの不足分を計上させていただいたものでございます。

今のところ、月に約300万円ほど増が見込まれていますので、想定として1,800万円を計上させていただいております。

以上です。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

大角議員の御質問にお答えいたします。

土づくり推進交付金につきましては、国の高収益次期作支援交付金というものがあつまして、それに町としましても、農業再生協議会が事務局となりまして取り組んでまいりました。その中で、農家にとっては非常にいい交付金だということで、担当関係機関含めて推進をして取り組んでまいりましたが、10月になりまして国の大幅な運用見直しがありまして、その次期作として捉えておりましたポンカン等の作物が対象外ということになってしまいました。

この事業につきましては、もう既に土壤改良資材等の購入をもう行って、もう配布、それから施肥まで行っている農家もおつまして、それが該当にならないということになりましたので、そういう農家の負担を少しでも軽減するために土づくり推進交付金という形で、町の単独事業ということで交付金を交付しようということでの交付金であります。

以上です。

○15番（大角利成君）

まず、新型コロナウイルス対策事業費のその委託の関係ですが、今回、組替えをされて色々と事業展開するという答弁でしたが、今考えている、さきに答弁された事業については、いつ頃を着手というふうに考えているのかお尋ねをいたします。

社会福祉総務費の障害者支援費につきましては、新しい事業じゃなくて、通常の実業費の不足分ということで理解をいたしました。

農業振興費の土づくり支援交付金ですが、国のほうでは確か10月末ぐらいまでに実施をした分については、対象にするというようなことを新聞でお見かけしたこともありますが、例えば、対象になるということで石灰等を注文しており、11月に入ってから石灰等を散布したその農家については認めるのかどうか、その確認をしたいと思つます。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

このプロモーション業務委託の着手につきましては、議会で御決定いただいた後に、早急に取り組んでまいりたいと思つておりますけれども、今年度中にその契約を済ませて、

事業としてはどうしても4月以降の繰越しになるということを想定をしております。4月に入りまして、色々ロケに入ってもらいまして、色んな制作に取りかかってもらおうと、それを夏場の観光需要の喚起策として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

当初の高収益次期作支援交付金の申込みをされて、その方が申込みをしたけれども、該当しないということで取下げをしました。ただし、その人はもう土壤改良資材を購入して施肥をもうやっていますという方については、対象ということで考えております。

○15番（大角利成君）

再度確認です。

対象にならないということで、取下げ申請をしてくださいということで申請をした農家があります。その方々が取下げ申請をした後に、以前に注文をしていた石灰等の配布を受けて散布をした場合も対象という御理解でよろしいですか。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

その方は対象としております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はございませんか。

○2番（眞邊真紀君）

すみません。予算に係る質問じゃないのですが、行政報告の中で出てこなかった馬毛島に関連すること、先月の26日でしたか、防衛省の方がどうも屋久島町を訪れたという情報が新聞報道でもありました。町長が不在で副町長が対応されたということで、屋久島町には影響はないだろうというお話をされていたということが新聞に書かれておりましたけれども、正式な、恐らく町長が不在なときにいらしたわけですから、正式な訪問ではないのかなと思うのですが、やはり、新聞報道を見た町民は、基本的に影響はないという言葉に関して、非常に不安を持っているんです。

そのことに関して、どういう。

○議長（高橋義友君）

2番議員、町長の質疑以外のことは、答弁はここで控えてください。

○2番（眞邊真紀君）

答弁ではなくて質疑で。いや、これ行政報告の中になかったもので、どういう説明だったのか、どういう趣旨で訪問されたのかというのを聞きたいのです。

というのは、この会議の中で聞かないと、もう最終本会議で質疑する場面ないですよ。なんで、答えられる範囲で構わないので、総括した質疑なので別にこの議案に係るところじゃなくても、今まで質疑させていただいていますので、よろしかったら御回答

ください。

もし、ないのだったら、私の質疑とは別に報告を最終本会議でいただけたらと思います。

以上です。

○議長（高橋義友君）

どうですか。これは、本日の提案理由ではございませんので、一応、今の発言は認めません。どうぞ。

○2番（真邊真紀君）

これに係るところでなくても、結局、行政運営に係るところの総括質疑を、この本会議の中で認めないということができるのか。

いつ、じゃ、町長、副町長は委員会にも来ないのに、これ確認できるのですか。

○議長（高橋義友君）

今日でなくても、最終日まででよろしいですか。（「はい、はい」と発言する者あり）

そういうことで執行部。（「なるべく早く、皆さん、ちょっと心配されているので」と発言する者あり）

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時20分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

今の2番議員の件に関しては、委員会にそういう要請があれば、私のほうから町当局には出席要請しますので、その旨よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第112号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）についてから、議案第120号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までについての9件は、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室を、それぞれ充てます。

△ 日程第31 同意第17号 屋久島町教育委員会委員の任命について

○議長（高橋義友君）

日程第31、同意第17号、屋久島町教育委員会委員の任命についてを議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

それでは、同意第17号につきまして御説明いたします。

同意第17号、屋久島町教育委員会委員の任命につきましては、2期8年の長きにわたり屋久島町教育委員会委員を務められました川東かな子氏が、任期満了により退任されることになりました。

これまでの御尽力に対しまして、心からの感謝を申し上げる次第であります。

後任候補としまして、鹿島由喜子氏を教育委員として任命したいと存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております同意第17号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することについて、採決します。

お諮りします。

同意第17号は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第17号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

同意第17号、屋久島町教育委員会委員の任命について討論を行ないます。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第17号、屋久島町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

△ 日程第32 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（高橋義友君）

日程第32、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、1期3年にわたり人権擁護委員を務められました大牟田幸久氏が任期満了により退任されることになりました。

これまでの御尽力に対しまして、心からの感謝を申し上げる次第であります。

後任候補としまして、寺田太久己氏を推薦しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、答申賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これから、ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

諮問第1号は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見書のとおり答申したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号はお手元にお配りしました意見書のとおり答申することに決定しました。

△ 日程第33 令和2年陳情第6号 岩川俊広議員による旅費不正問題に関する陳情書

△ 日程第34 令和2年陳情第7号 寺田猛議員と岩川俊広議員による旅費不正に関する陳情書

△ 日程第35 令和2年陳情第8号 屋久島町議会議員定数削減に関する陳情書

○議長（高橋義友君）

日程第33、令和2年陳情第6号、岩川俊広議員による旅費不正問題に関する陳情書から、日程第35、令和2年陳情第8号、屋久島町議会議員定数削減に関する陳情書までの3件を、一括議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、各委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所とし、議会運営委員会については第1委員会室とします。

△ 日程第36 所管事務調査の報告について

○議長（高橋義友君）

日程第36、所管事務調査の報告についてを議題とします。

これから、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

総務文教常任委員会の所管事務調査について、御報告をいたします。

私たちは、10月27日から29日の日程で、屋久島高校魅力化プロジェクトに鑑み、地域みらい留学をいち早く取り入れている大島郡瀬戸内町を訪問し、古仁屋高校への支援内容や男子寮、女子寮を見学することができました。

瀬戸内町は、人口8,530人で、その周りには奄美大島の南部に大島海峡を挟んで位置する人口約1,100人の島、加計呂麻島と最南端の島で人口約80人の与路島、そしてウケユリやウケジママルバナネクワガタなどの貴重な固有種が息づいている、人口90人の請島の3島からも、船を使い古仁屋高校に通学していましたが、廃校危機の背景には平成6年度、卒業生が100名を割り、今では全学年で99名しか在籍していない状況であったそうです。

当時は、3つの島の生徒に対し町からの補助もなく、生活費も考えたときに、古仁屋高校に進学させるのも町外に進学させるのもそこまで差がなかったことも原因の一つと考え、対策を取り組んできましたが、歯止めは効かず、地元の中学生だけでの高校存続はいよいよ危機的状態となったようです。

廃校のデメリットを考えたとき、まず学校そのものがなくなった場合、町外、島外の高校に進学せざるを得ない生徒への経済的負担が大きいこと。

次に、人口減少を加速させる可能性が大であること。これは、地域産業への貢献ができなくなる。地元のイベントでの大会協力や祭りや美化活動などの地域活動への参加、協力がなくなるということです。

そして、学校そのものだけの問題ではなく、地域の活性化の衰退に拍車をかけてしまうということで、平成24年度に古仁屋高校振興対策協議会を発足させ、振興策を立てることになります。

平成30年6月に、東京、大阪で開催された地域みらい留学フェスタ2018に参加したことで、入学希望者が出てきたのはよかったのですが、住宅を確保するための問題、学生寮の必要性が出てきたのです。都市部からの生徒を獲得するためには、安心・安全で良質な住まいと食事の提供が不可欠ということで、下宿先を確保できないことから寮の整備が必要という結論になりました。

加計呂麻島、請島、与路島の中学生にとって、進学先の選択肢が広がり、寮があるこ

とで古仁屋高校に進学する者も出てくる可能性がある。また、寮を始め留学生の受入れ体制が整備され、高校への注目度が高まると、生徒が増加し、高校の活性化が図られ、地元中学生の進学希望者が増加することも期待できるとのことを踏まえ、寮の確保がスタートすることになるわけです。

県の独身寮が未利用だったことで、平成30年11月に県と貸付契約を締結し、改修費約5,300万円の補正予算を上程する臨時議会を開催、12月から改修工事を開始し、ふるさと納税寄附金を活用して5,288万8,440円で、紫雲寮という名前の男子寮が運用開始されました。

女子寮は新築で進めることで決定し、色々な問題を経て、詳細は割愛しますが、男子寮の近くにふるさと納税寄附金で支出した1億2,044万8,750円で、大変過ごしやすい新築の女子寮、清雲寮が完成し、使用されていました。男子寮が14名、女子寮が10名、合計24名が受入れできる寮となりました。

寮の運営としては、地域おこし協力隊を活用し、古仁屋高校振興コーディネーターを配置し、食事については清水女子会、地元の婦人会に業務委託し、運用をしていました。寮監については、シルバー人材センターへ依頼し、男子寮、女子寮とも3名体制で夜間の管理を行い、24時間体制で生徒を見守っているとのことでした。

平成30年度から、町外からの生徒募集を開始した地域みらい留学であります。31年度入学は関東3名、関西4名、県内1名の男子6名、女子2名が入学。令和2年度入学は関東6名、関西3名、東北1名の男子5名、女子5名の10人が入学。また、寮生としては19名が古仁屋高校へ在籍している現状でありました。

古仁屋高校活性化の目的と3つの柱として、島内、島外の生徒にとって魅力のある高校づくりの1つ目は授業の魅力化、2つ目は離島留学、3つ目は生きる力改革を挙げ、努力されていました。

また、古仁屋高校生への支援も補助金として8項目、そして貸付金制度もつくられていました。

結びに、成長は切実な課題に直面している現場にありと言われた言葉が心に残りました。そしてその言葉は、私たちが揺り動かす言葉になったと思っています。コロナ禍の中、そしてお忙しい中、私たちの訪問を快く受けくださり、担当課の方々の丁寧な資料と説明、そしてさわやかな接待が心に染みしました。

また、鎌田愛人町長と岡田議長さんも最後までお付き合いいただきました。古仁屋高校活性化の問題は、鎌田町長が議員時代から力を入れてきたことは、話しの端々から感じ取ることができました。私たちが玄関を出たとき、素敵な笑顔でお疲れさまと声かけられ、自転車に乗ってどこかに去っていかれたのが印象的でした。お世話になった皆さんに心から感謝し、報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

これで所管事務調査の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月7日午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午前11時38分

令和2年第4回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和2年12月7日

令和2年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年12月7日（月曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
7番 石田尾茂樹	<p>1. 避難所の利便性向上対策について</p> <p>(1) 屋久島町宮之浦児童館の施設について、地域住民の避難時にトイレ等の使用に不便をきたしているが早急に改修すべきではないか。</p> <p>2. 里の観光資源の活用と対策について</p> <p>(1) 宮之浦の西之河湧水を整備し里の観光資源として活用すべきではないか。</p> <p>1. 東屋の新設</p> <p>2. 周辺整備</p> <p>(2) 一湊矢筈地域を整備し里の観光資源として活用すべきではないか。</p> <p>1. 展望台等の新設</p> <p>2. 八幡神社の周辺整備</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
3番 相良健一郎	<p>1. 小・中学校の安全対策について</p> <p>(1) 遊具の点検結果は。</p> <p>(2) 今後の対応は。</p> <p>(3) 校舎に設置してある転落防止柵について。</p> <p>(4) 栗生小学校等の給食センターの雨よけの壁の設置はできないか。</p> <p>2. 栗生・中間間の町道野平線について</p> <p>(1) 現状は約90Mであるが、あと15年かかるが、早期完成ができないか。</p> <p>3. 農業の支援について</p> <p>(1) 新型コロナウイルスの中、今後の出荷作物等の減収した場合の支援策は。</p> <p>4. 水環境と保全について</p> <p>(1) 合併浄化槽の現状は。</p>	<p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

<p>1 番 中馬慎一郎</p>	<p>1. 北部地区の簡易水道設備の改修計画について</p> <p>(1) 志戸子、一湊、吉田、永田の4地区を一つの北部地区とした統合整備のタイムスケジュールについてお伺いします。</p> <p>(2) 災害時に遮断されたときの対策について、お伺いします。</p> <p>2. 町営住宅の管理計画について</p> <p>(1) 町営住宅の入居者状況についてお伺いします。</p> <p>(2) 空き部屋対策について入居者条件や要綱の見直しはないかお伺いします。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
<p>14番 寺田 猛</p>	<p>1. 屋久島高校魅力化プロジェクトについて</p> <p>(1) 地域みらい留学制度の展望と屋久島高校学生寮の必要性についての見解を伺いたい。</p> <p>2. 口永良部島のコミュニティ維持のための人材確保の有り様について</p> <p>(1) 当地区においては、毎年のように役場出張所職員や学校関係職員・診療所職員等の人材の不足が懸念されているが、公募の時期や手段等を再考し、広く全国に募集をかけ人材の確保を図るべきと考えるが見解を伺いたい。</p> <p>3. 公立図書館（室）の有り様について</p> <p>(1) 地域づくりの核としての公立図書館の成功事例が各地でみられるが、本町の現状と今後の展望についての見解を伺いたい。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
地域住民課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
教育振興課長	計屋正人君	生活環境課参事 （上下水道担当）	寺田初男君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。順番に発言を許します。始めに、7番、石田尾茂樹君に発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

おはようございます。石田尾茂樹でございます。

今、屋久島は、GoToトラベルの関係で、飛行機や高速船が満席という日があるというふうに聞いています。そして、ホテルについても、修学旅行、団体旅行等で満室の状況であると聞いています。車を運転中に、ほぼ毎日のように観光の貸切りバスを目にするようになりました。観光の島である本町にとりましては、コロナ禍の中で観光関連産業が疲弊し厳しい状況であったことから、大変喜ばしいことではありますが、半面、新型コロナウイルスを島に持ち込まないでほしいが島民の願いでもあります。町も、水際対策の強化を図ってきていることは周知の事実であります。

先程、町長から報告がありましたとおり、本町では12月4日、2人目の感染者の発表がありました。感染が拡大せず、重症者やクラスターの発生がないことを願うばかりですが、マスクの着用、手洗い、うがいや3密を避けるなど、個々の対策が必要不可欠であることを再認識していただきたいものであります。

それでは、通告に従い、質問いたします。

今回は、避難所の利便性向上について、里の観光資源の活用と対策についての2点であります。

まず1点目、避難所の利便性向上であります。私が役場に入ったときには宮之浦児童館とたしか言っておりましたが、合併後は屋久島町児童館の施設について、地域住民の避難時のトイレ等の使用に不便を来しているが、早急に改修すべきではないかについてお答え願いたいと思います。町長の明快かつ誠意ある回答に期待いたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。石田尾茂樹議員の質問にお答えをします。

本町の地域防災計画では、45の公共施設が指定避難所に指定をされており、宮之浦児

児童館も指定避難所として指定されております。これまでの台風災害では、各集落に1つの指定避難所を開設してきましたが、令和2年台風10号襲来時は、記録的な勢力で接近することや高潮による被害も想定され多くの避難者が見込まれたこと、また新型コロナウイルスの感染対策も必要なことから、これまでの避難所に加え、町体育館や学校施設、そして宮之浦児童館も避難所として開設をされました。

この宮之浦児童館のトイレにつきましては、児童館とは別の建物内に設置をされており、トイレを利用するためには、玄関を出て5メートル程度移動することが必要であります。その間、屋根はあるものの壁がなく、台風接近時に避難者がトイレを利用する際には、強風による飛散物や暴風雨により危険を伴う造りとなっています。

今後は、記録的な台風等の襲来に備えた対策も必要となってきますが、安全のための壁の設置や新たなトイレの設置等については改修が必要となることから、集落の意向やこれまでの地区の避難状況なども確認をし、検討してまいりたいと考えております。

○7番（石田尾茂樹君）

町長が4日金曜日に現地に行かれたというのは聞きました。町長、率直にどうでしたか、現地を見て。

○町長（荒木耕治君）

本来、児童館として、この建物は昭和56年の3月に建設をされております。ですから、もう40年近くたっている建物でございます。外の外装もかなり程度は悪くなっております。中も見ましたが、日本間がありますよね、畳の部屋。あの隅も、雨漏りをしております。ですから、外装あるいはそういうこと、やはりきちんと調査をしてやらなければいけないのかなというふうには思っております。

確かにトイレは離れておりますし、暴風時にはそこへ行くというのは非常に危険が伴う。あとまた一つは、あそこを通路をつくらうとしても、何か状況によってはあそこ通り抜けができないような状況で、玄関の前で荷物を出し入れをするときに、搬送に、要するにそこを、壁をつくらないでほしいという地域の要望もあるみたいですから、そこら辺をどういうふうにやっていくか、これから少し研究したいというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

町長が見ての、御覧のとおりです。昭和56年に建てられまして、供用開始というか、使用し始めたのは56年度からということになっています。たしか、私も役場にいましたので、その当時のことを鮮明に覚えています。色々な情報を聞いたところ、寺田課長がアルバイトであの壁の丸いのを塗りに行ったというのも聞いていますから、大分40年も経過して、今、町長も見たので分かると思いますけど、ここに写真があります。このトイレですね。皆さんに本当はお配りしたいところだったんですが。確かに台風、そういう避難時のときに、通常でも風の強いときに雨が降れば濡れるというところになってい

ます。

一番問題なのは、切実な問題として私にお話が来たのは、近くに車椅子の障害者の方がいらっしゃいます。このトイレ、手前も段があって、奥はまた1段低くなっています。全然、この児童館については、バリアフリーの対応がなされていません。そういうこともあって、中のトイレも、写真もありますけれども、それと外観の道路から見た写真です。ちょっと途中でプリンターのインクがなくなって色が悪くなっていますが。それと、玄関を入ったところの土間の写真もございます。段差が15センチ以上ありますかね。とても車椅子の入室は困難です。誰かが2人で抱えるとか、そういう状況です。そういうものを、やはりバリアフリーにもする、トイレも直すということをしっかりやっていただきたいと思います。

町長がおっしゃいますとおり、香附子地区、香附子団地が55戸です。深川団地、そして旧の古い住宅も含めて、今、元住宅は除外して、上のほうに新しく木造建築の住宅が10戸ほどできています。これからいきますと、やはりそういう住宅が増えてくるということであれば、拠点として、避難所として、どうしてもこれからも必要な建物だと思っています。宮之浦区にも私も出向いて、区長とも協議をしましたが、やはり地区としてはどうしても拠点とし、それと防災福祉施設として機能を充実してほしいということがあります。

若干、今年度予算で手直しがあるように聞いていますが、担当課長、その辺はどうでしょうか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの質問につきまして、私もこの施設には何度も足を運んでおります。と言いますのも、一般質問の前に、水道等が、私、先程紹介ありましたように、ここでアルバイトしてつくった一人なんです。管がもう非常に腐食しておりまして、水道が漏れた状態が続いています。今回の12月補正でもお願いをしまして、皆さんに承認頂きたいと思って出しているところなんです。水道、それから、玄関に立ちますと分かると思います。東側の風が真っ正面から吹いてくる設計になっています。高齢者の方が杖を持って玄関を外に出てトイレに行こうとすると、多分、風にあおられて倒れるのは必至だなというふうなのは感じております。

したがって、そういったものと、それからあと、建物が老朽化している関係で、天井の水の排水等も壊れていますので、そちらも併せて補正にはお願いしているんですが、バリアフリーにつきましても今後検討していかなければいけないと思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

やっぱり年数もたっています。入ってみると、今、課長がおっしゃいましたとおり、雨漏り、町長も御覧になったと思いますが、天井が変色している。細かいことを言うと、

網戸もない。そういう状況もあります。やはり、地区の方々も含めて、今度、何かある人が音頭を取って話をして町に上げようとかそういう話も聞いていますが。

根本的に、40年も経過していますから、耐震がどうなのかということもありますけど、耐震的にはどうなんでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

指定避難所に指定されております避難所につきまして、災害種別ごとに調査があります。宮之浦児童館につきましては、地震についてバツがついているようでございます。

この耐震基準は昭和56年に見直しがされており、56年の3月に完成ということで、耐震基準を満たしているかどうかについては今後調査をしていきたいと思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

バツがついているということでもありますから、大規模な改修をするということであれば、耐震補強も必要になってくるということでもあります。

また、新たな拠点として、どっか近くに大きな建物をということになりますと億近くかかるんでしょうか。それもありますけども、当面はこれを改修して使うということで、町長、判断はそういうことなんでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

今、総務課長も言いましたけれども、耐震をどうするかというのはあります。ですから、とにかくすぐ建て替えるということもなかなか難しいものですから、今、今度の補正でも雨樋、そういうものを、水道をやるということでございますので。

トイレも見ましたけれども、男子と女子のトイレあります。女子は和式が2つ、男子も和式2つですから、もうこれも一方は洋式にしなければいけないという、そういう細かいものもあります。

ですから、もう部分的にやってもなかなかあれですから、全体的にどういうふうやって、あの施設を長く使えるかという方向で内部で協議をして、そういうふうに行きたいというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

トイレにつきましても、私も見ましたが、ここに1枚写真があります。町長が今お話のとおり、児童館なので児童用なのか分かりませんが、私が座ったらはみ出します、これ。こんな小さくて。それで、隣の和式には簡易のプラスチックの便座があって、座れるようになっています。そういうことからいきますと、もうほとんど機能的にはよくないという判断になるかと思っております。

そこら辺も考慮しまして、何とか新しいトイレを駐車場側につくっていただいて、どうなんでしょうか。浄化槽を新たにつくらなければ、課長、駄目なんですか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

今、浄化槽につきましては、付随したバリアフリー対応のトイレが例えば本館側にできたとします。それを、今使っている浄化槽の中に入れ込む形でできないかなと考えております。できれば、浄化槽につけていきたいと思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

町長の意見も含めて、担当課も含めて、この利便性向上のためには、今のトイレを改修する、そういうことではなくて、あの駐車場なりに新たなトイレをつくって利便性の向上を図るといような考えでよろしいのでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

あの中はかなり広くて、部屋も幾つかあります。一つの考えとして、例えば、今、和室の雨漏りしているところが結構広い。あそこにトイレをつくれないうのかという。今、外のものを、そうじゃなくて。それでも、台風10号のときも、避難をしたのは数名だというふうに聞いております。かなり舞台がついてスペースの広い部屋もありますし、部屋も幾つかあるんで、外に新たにつくるというのも含めて、中にそういうものをつくるのも一つの方法なのかというふうに今思っていて、いずれにしましても、きちんとしたトイレを整備をしていくという方向でやりたいというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

方法としては、中のスペースを使う、新たにつくる、色々あるんでしょうけども、利便性向上のためには、新しいトイレを改修していくというふうに理解したいと思えます。

炊事場につきましても、そこに写真がありますとおり、ほんの小さな炊事場があるようです。何とか地区としてはそこも含めて改修をお願いしてくださいということでもありますので、そこら辺もまた宮之浦地区と町と協議をしていただいて、しっかり利便性向上を図って、早急に障害者もバリアフリーの中を避難所として利用しやすいように改修をしていただきたいと思いますと思えますが、町長よろしいですか、そういうことで。

それでは、次の2点目であります。

里の観光資源の活用と対策についてということであります。

1点目に、宮之浦の西之河湧水を整備し、里の観光資源として活用すべきではないかということではありますが、これは当然、屋久島の観光は山岳部に集中しています。今、各集落で里めぐりをやっていますが、そういった意味からいきますと、山岳部にも負担をかけないで、里地の観光を充実し、滞在型の観光にするという意味でも大事ではないかと思っておりますが、1点目の、西之河の今現状を見ていただくと分かりますが、母屋の新設はできないか。これ、町長、2点目まで一緒にしたいと思えますが、周辺整備ができないかということでもあります。よろしくをお願いします。

○町長（荒木耕治君）

宮之浦の西之河湧水は、都市計画道路琴城通線整備の際に周辺の環境整備を行い、宮

之浦区による植栽管理や住民によるボランティア清掃が行われ、大木の木陰に湧き出る水は炊事、洗濯など古くから暮らしを支え、憩いの場でもあり、改めて水への感謝、豊かさを感じさせる大切な場所であると思っております。当地の町としての観光活用は乏しいものの、旅行ガイドブックに載らない地域資源として、里めぐり推進協議会などで御紹介頂いているところであります。

本年度に観光客が立ち寄る湧水地の水質検査を行ったところ、当湧水は大腸菌が検出をされ、検査機関から、飲料及び手洗いも含めて注意喚起するようアドバイスを受けているところです。また、当地は急カーブ箇所で見通しが悪く、三叉路地点の横断は特に注意が必要と判断されます。現在の湧水地周辺には十分なスペースがなく、裏手の急傾斜地の保安林の活用を検討しなくてはならないと思います。

このことから、当地の施設については、これまで同様、町民の憩いの場であることがふさわしいと思われ、整備については小規模な事業で有効な補助や地方債の活用が見込めないため、屋久島町集落の活力アップ交付金などを活用し、さらに区民の愛着を増すような施設整備と管理を宮之浦区と検討をしていきたいというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

残念な話で、大腸菌が検出されたということで、その湧いてくる湧水を調べたかどうかというのは私は分かりませんが、町長、ここに写真がございます。これは前から見た全景です。2番目も横から見ているんですが、この中に湧水がたまっている施設がございます。きれいな水なんですけど、アコウの木の落ち葉が中にたまって、到底飲める水じゃありません。飲めるはずもありません。そういったことからいきますと、やはり母屋を立ててきれいな水にする、あるいはこの施設に蓋をして水質検査を再度していただきたいというふうに思っています。

なぜ私がこういうことを言いますかということ、屋久島は水の島であると言いながらも、こういった地区内で里歩きをしながら、宮之浦は特にここは水が飲めるよという場所がございます。

宮崎県の綾町に行きますと、役場の横に今、道の駅ができていますが、我々が10年ぐらい、合併前に行ったときにはそれはありませんでしたけれども、そこに池があって、水が流れています。そこをたくさんの方が水をくみに来て、コーヒーを沸かすとおいしいんだとか飲んだらおいしい水だから遠くからくんでいくんだということを町長も自慢げにお話ししたことがあります。

その水につきましては、5キロぐらい上流から役場の横まで引いてきているということです。そして、大木があり、町民が憩える場所ということになっています。そこを見たときに、屋久島には何もないよなというふうな思いです。

あそこは西之河、我々が小さい頃は「にいのこ」と言っていました。非常にきれいな

水で、あそこは宮之浦の脇町地区というところですが、その人たちはパイプで家まで引き、あちこちまで引いていたんですが、非常に冷たくておいしい水だということで飲んでいました。

町長も御承知のとおり、あそこには西之河の杉という大木があって、それが3.何メートルでしたかね。残念ながら枯れて、今の形状になったところであります。都市計画道路ができて、そのときにもうちょっと検討の余地があったのかなと思っていますが、現状はそういうことであって、非常に歴史のある水でありながら、何となくあそこに西之河があったよなというような感じで、地区の方からもあそこを何とかできないのかという声があります。そういうことからいきますと、やっぱり母屋を建てて水の管理をして、ここは飲めるんだよというようなものにできないのかということでもあります。

町長からお話のありましたとおり、宮之浦区とももちろん協議をして、町ができること、そして区ができること、色々あるかと思いますが、ぜひ、私としては小さい頃の思い出があるところでもありますので、しっかりそういったものにしていただきたいと思います。確かにおっしゃるとおり、三叉路でカーブです。あそこに車が止まってということにはなかなか厳しいかと思っていますが、右手に若干余地もありますので、そういうのを利用していただいて、何とか、今、見た目、写真のとおり、これ写真写りはなかなかいいんです。ところが、ここ全部雑草ですから、あまりにもよくないということです。水辺ですから、屋久島の植生のツツジを植えるとかオオタニワタリを植えるとか色々あるんですけども、そういったものをしっかり検討していけないものかということでもあります。再度、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

児童館を見た後に、ここに久しぶりに下りてみました。車の中からはいつも見ております。ですが、久しぶりに下りて見てみました。

第一印象として、こんなに水が少なかったかなというのは事実。私らの子供の頃ってのは、こんこんとあそこは水が湧いていて、それこそ、今、西之河の杉の湧水っていう、この掲示板に書いてあるように、ここで物を洗ったり、洗濯をしたり、炊事をしたり、そういうのがもう日常にありました。

ですから、あその水は私の自宅の前も流れて、益救神社のところまで小さい頃は流れていて、側溝がずっと、蓋ありませんでしたけれども、流れていたところです。ですから、そういう記憶はすごく私にもあります。私らも、言えば、下浜から脇町まで遊びに行って、遊び回って喉が渴いたらこの水を飲んでという、子供の頃の思い出はたくさんあります。

ですが、今、もう生活様式もだんだん変わってまいりまして、なかなかここに、たまにお年寄りの方が1人、2人、この石の台座の上で話をしていたり休んでいたりでい

るという風景は目にしております。

ですから、この琴城通線をつくるときに、杉が生きていて、その杉を残す、残さないで非常にその当時議論をした場所で、結局残そうということでこういう曲がった路線になったわけですがけれども、今もうその杉も枯れて、その跡地には宇宙杉ちゅうんですかね、宇宙に行った杉を自然公園から持ってきて、今、植栽をしておりますけれども、なかなか成長は遅いです。あれが大木になれば、またそういう面影が残るのかなというふうには思いますけれども。

何かその工事のときに、多分水源か何か、ちょっとどうなったのか。水をどっか逃がしたのか。温泉と同じようなもんで、泉源がどっか変わったのか知りませんが。何かそんな気がしてしょうがない。もう一本、隣に川があるんですよね、どっかヤクデンのほうから流れている川。ああいうのが合流をしていて、水が多かったのかなというふうに思っていますけど。

いずれにしても、今、宮之浦の里エコの人たちが、ここで昔のそういう話をしているということは私も記憶をしておりますので、いかんせん、隣のアコウの木の落葉が非常に今問題なんだろうなというふうに思います。ですから、そういうことも含めて、宮之浦区とも相談をしながら、そういう対策を取っていきたいというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

今、道路のところは、結局、旧の軌道跡地です。それから1段下がったところに大きなためますがあって、そこのためますの蓋を開けると、湧水がががが湧いていました。軌道との段差があって、その軌道の段差のところからも湧いていました。それが、今、この道路のちょうど中心ぐらいいにあったと記憶しています。そこからものすごい湧水が流れていたということで、今、町長がおっしゃいます、もう一本の支流とか、こんな感じのところですけど、そこはあんまり水が流れていなかったという記憶があります。

やはり小さい頃から、冷たい水ということで非常に慣れ親しんだ西之河の水です。ただ一つだけ、西之河の水はおいしかったんですけど、育毛にはよくなくて、あの近所の人は、その水を飲んだ人はみんなちょっと髪の毛が薄かったのは子供心に覚えています。まあ、それは冗談ですけども。

やっぱり里のエコツアーの一つの拠点というか、景勝地として、何とか区と協議をしていただいて、しっかり整備をしていただきたいということをお願いして、この宮之浦の西之河の整備につきましては終わりたいと思います。

続きまして、2点目です。

一湊の矢筈地区を整備し、里の観光資源として活用すべきではないか。

1つは展望台等の新設、1つは八幡神社の周辺の整備ということです。これ、私は、八幡神社というのは八幡様と、通称ですね。これは矢筈岳神社というのが正解です。そ

の歩道整備等ができないかということでもあります。よろしくお願いします。

○町長（荒木耕治君）

一湊の矢筈地域には、一湊海水浴場が近接していることから、体験ダイビングやスノーケリングなどで、夏を中心に観光客の利用が多くございます。また、広範囲にある釣りポイント、磯もんとり等で、町民にとっても身近な自然体験スポットだと思っております。

当地には、矢筈森林総合利用施設がございますが、御承知のとおり、過去は管理人を置き、キャンプ利用、アスレチック施設の利用、動物観察などでにぎわいがあったところですが、変化する利用ニーズに対応できずに閑散としております。

議員の提案の展望台は、防災無線跡や矢筈灯台、神社周辺などが考えられますが、新たな観光施設の追加整備につきましては、利便性や維持管理なども考慮した事業効果を検証をし、有効な支援制度を模索をしていきたいというふうに思います。

なお、八幡神社周辺の整備は、神社周辺約2,200平米が矢筈嶽神社所有となっていることから、憲法89条の規定により、宗教的活動を行う団体に対する公金の支出及び公の財産の使用の禁止を踏まえて、行政としての役割を誤ることのないよう対応する必要があります。

それでも、神社めぐりやパワースポットめぐりも観光客のニーズがあり、海岸に面した洞窟の神社が神秘的で、屋久島の海の信仰を象徴するものでもあることから、海岸漂着ごみの対策や一湊集落への誘導の仕掛けも含めて、一湊区、関係課とも連携をし、資源の有効活用について検討してまいりたいというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

今、ちょっと色あせた写真で大変申しわけないんですけど、これがその無線棟の、一番、ここに展望台ができないかということと、本当はいっぱいの写真があったんですけど、ちょっと容量が足らずに写真ができなかったもんですから、これが今、管理棟の現状です。廃墟と化しています。誰が見ても公共の施設だとはみじんも感じない、感じられない状況になっています。

それも含めて今後、まず最初に、この管理棟について、条例もございますが、どのような対策を取るのか。担当課長、もし考えがあればお願いします。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

矢筈の施設につきましては、昭和53年から55年度にかけまして、3か年で整備をしております。林業構造改善事業というので、林道660メートル、林間歩道2,000メートル、管理施設、給水施設等を整備をして40年が経過をしております。

現在、施設につきましては、トイレはまだ使えますので、釣り客等が利用していることからトイレの管理はやっております。その管理棟の施設につきましては、かなり老朽

化をしておりますので、現在もう使用ができない状況になっております。これにつきましては、公共施設等総合管理計画の中の個別施設計画という計画の中では、一応、取壊しをする予定にしております。道路周辺の草刈り等につきましては、建設課と共同で年に一、二回実施をしているところです。

以上です。

○7番（石田尾茂樹君）

私もここ調査に行きましたけども、この終点の、今見ているここに駐車場がございます。そこまでの整備については、両サイド、非常にきれいに草刈りがされておりました。それで、非常にきれいでした。

できた当時、私たちも若い頃でしたけれども、釣りクラブや山岳部、組合のレクリエーションで、ここで非常に利用して色々な思い出がありますが、ここまでひどくなっているとは思いませんでした。やはり途中で休憩所もございます。そういうものについては何か利用はできるんじゃないかなというふうに思っていますので、取壊しを計画しているということでもありますから、それはもう、この状況からすると仕方ないのかなというふうに思っています。

先程言いました、この展望所なんです。これは、今この建物の横にアスレチックがありました。そのアスレチックの上から尾根伝いに歩いてすぐです。非常に眺望がいいところで、正面に竹島、硫黄島、右を見ると種子島から宮之浦方面、こちらは口永良部、後ろは奥岳まで見えるということで、何か一湊の人のお話の中には、ここは宮之浦岳が見ゆつとやがよというようなお話も聞いていましたけども、何回行っても見えませんでした。一湊の人によく聞いてみると、やっぱり見えんどという話ですが。

非常に眺望がいいところでもありますから、何とかここを尾根伝いに、今トレッキングの非常に盛んな中高年がいらっしゃいます。先程町長がおっしゃいましたとおり、例えば海水浴場の駐車場で下ろしていただいて、矢筈の岬を見て、灯台を見て、海を眺めて、そしてこの山を山頂まで行くと。無線施設の、たしか建物はまだ残っていると思いますが、その上に何か柵でもつくってもう一段上がれないのか、そういうのも考えられると思いますが、そういったものができないのかというところでもあります。そして、一湊の矢筈岳神社に参拝をし、一つの流れをつくるということが非常にいいのではないかと。9月の議会で一般質問いたしました漁村センターも改修をしていただき、拠点として活用できるようになったときに、そこで集落の里めぐりをしながら、一湊の人たちがそこでおもてなしをする。例えば、サバづくしの料理でもてなしをする、そういった流れができないかなということでもあります。

政教分離で持っているからできないよということであれば一言ですが、あそこは山道ではなく、遊歩道でありますから、ぜひともそういう観点から地区と協議をしていただ

いて、前向きな方向でお願いしたいと思います。右手の崖地にたしかネットがあります。それについても、町の事業でしたということを知っていますので、そこら辺を何とかできないのかなと思っています。

町長もおっしゃいましたとおり、漂着ごみがものすごいです。入り口のところは、右に歩いていけるダイビングスポットがありますが、そこはダイビングのガイドさんたちが定期的にボランティアでゴミを回収しているということでもありますけども、回収が追いついていない状況であります。それと、行きますと、一番狭いところは中窪というんでしょうか。あそこは、右、左、ものすごいです。それと、今日は残念ながら写真にできなかったんですが、八幡様下りていったところの海岸についても、漂着ごみがものすごいですということでもあります。中窪については人海戦術はちょっと無理かなと思っています。

そういったところで、町がやはり観光的なスポットとして力を入れていただくということであれば、漂着ごみについても増額、例えば今、区がボランティア的にやっているものを、一旦、町がしっかり回収をするということで今補助事業でやっていますが、そういう新たに補助事業としての増額が可能なのかどうかということはどうでしょうか。

○生活環境課長（矢野和好君）

今、矢筈の漂着ごみにつきましては、一湊区と協議をいたしまして、一湊区に委託をいたしまして、国の補助事業を使ってやっております。一湊区が申しますには、陸からもなかなか難しいということで、漁船等も使いまして海のほうから回収をしようかということで、今年度も予定をしております。今年度も補助事業を適用いたしまして、採択をしておりますので、今年度もしていただくということにはなっております。

ただ、今、議員からありました補助事業につきましては、今、国の補助事業が9割の補助率でありますので、ほぼ一般財源を使わずに実施できておりますので、その辺も含めまして、財政面も含めまして検討いたしまして、今後のまた研究課題にしたいというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

やはり矢筈地域というのは、非常に可能性を秘めたところだと思っています。2017年の流行語大賞に「インスタ映え」、そういう言葉もありましたが、そういうのができるというか、インスタ映えするところじゃないかなと思っています。SNSで拡散すると、非常にまた注目されるのかなと思っています。町長、小さい頃、私、うちのばあちゃんが、茂樹、八幡様にいたてめ、こんな太か穴があって、そっから犬の子と猫の子入れたち。そしたら、一湊の人に聞くと、犬は帰ってきたけど、猫は帰らずに種子島に、熊野神社に出たという話を聞いています。そういう伝説もあるようですから、非常にこれからの里の観光にとっては目玉になるのではないかと。

それと、小さい頃、NHKで人形劇のひょっこりひょうたん島がありました。あれ、一湊の矢筈に似ちよらせんけという話で、我々は原型は矢筈ではなかったかというような勝手なことを小さいときに言っていました。

そういうところもありますし、本当に人の流れをつくって地域振興を図ると、そういった意味からいきますと、非常に観光資源としてはこれから可能性を秘めたところだと思っていますが、町長、もう一度、意気込みをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

私は、ひょっこりひょうたん島のモデルは口永良部島だというふうに思っております。

今、議員が言われるように、一湊というのは私ども、もう何か昔話をすると先がないような話ですけれども、私が子供時代、一湊は活気のある町でした。気性も荒いところでした。だけど、その活気さが今もう全くないというのは、やはり集落の活力につながるために何かやっていかないとということも重々承知をしております。ですから、今その一つとして、旧町時代は、上屋久町時代は、最北端の地として矢筈開発をしたんだらうというふうに、これは私の想像ですけれども。

やはりどこに行っても、北に行きたいとか、南に行きたいとかっていう、これ、観光客の思考というのはあると思います。ですから、もうちょっと売り方として、あれが屋久島では一番北ですよという、そういう案内とか、そういう仕掛けをつくっていく、そういうことも大事なんだろう。そして海水浴場あるいはダイビング、そういうものとなげていくということもこれから色々研究もして、今言うように、そういうトレッキングコースも組み合わせ、展望所も含めて、ちょっと大きな計画ですけれども、財源も伴うことをございますから、やれるところから、時間はかかるかもしれませんが、やっていきたいというふうに考えております。

○7番（石田尾茂樹君）

やはり、町長がおっしゃいましたとおり、我々の小さい頃は、一湊というのは漁師町で非常に活気がありました。私も小さい頃、親父から連れられて正月に、島いとこというんですかね、そこにも行ったりして、おじさんたちが勢いよく元気よく飲んでいたというのが非常に記憶に残っています。

先程も申し上げましたとおり、拠点としての一湊の漁村センター、漁民センターのその整備も含めて、その流れをつくって地域振興に役立つ方策を、大変財政も厳しいかもしれませんが、何とかそういうものをしっかり区と協議をしていただいて、前向きに取り組んでいただきたいと思っています。西之河についても区と協議をしていただきたいと思っています。

先程も言いましたとおり、町がやること、やるべきこと、そして区がやること、やるべきこと、非常に協議が必要かと思っていますが、力を合わせて何とかこの観光の島の

屋久島の山岳部に負荷をかけない、そして滞在型の観光を目指すんだということからいきますと、里の観光を抜きにしては語れない部分があるかと思います。そういった意味では、各集落と、今日は宮之浦地区、一湊地区を中心にお話ししましたが、当然、町長もお分かりかと思っていますが、各集落と十分協議をしながら、しっかり方策、政策を実現していただきたいことをお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩をいたします。11時5分から再開します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、相良健一郎君に発言を許します。

○3番（相良健一郎君）

皆さん、お疲れさまです。3番、相良でございます。

先日、新聞を読みましたら、こんな記事を目にしました。「真剣だと知恵が出る。中途半端だと愚痴が出る。いい加減だと言いつばかり」というものでした。このことについては、自分自身も考えさせられることでした。

では、もう前置きはこれぐらいにして、通告に従い、質問をしたいと思います。町長、教育長の明確な回答をお願いします。また、今回の一般質問では、教育長の答弁が非常に多くございます。では、一発目に私が質問させていただきます。

1点目、小中学校の安全対策について。

11月の県民週間で、栗生小学校、八幡小学校に行ってきました。児童から、「ブランコが使えないの」というかわいい声がありました。どういう状態だろうということで見てもみたら、本当に使えない。使用禁止でした。児童、子供たちは寂しいだろうと思うところでした。

所管課に問い合わせたところ、遊具の点検は当初6月の予定であった。新型コロナのために9月に延期し実施したということでしたので、その点検結果をまず伺います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの相良健一郎議員の遊具に関する御質問にお答えいたします。

現在、町内の小学校に設置されております遊具の総数は87基でございます。毎年、学

校の職員等で点検を実施しておりますが、さび穴などの経年劣化しているものもございまして、本年度は遊具の安全性確認のために専門の知識を有する島外の業者に安全点検調査を依頼いたしまして、9月末に点検が完了したところでございます。

調査の結果としましては、AからDの4段階で判定いたしまして、多くの遊具に顕著な劣化が認められました。重大な事故につながるおそれがあり、緊急な補修、施設の利用禁止もしくは施設の更新を提案するという健全度D判定が48基という結果でございました。

結果は以上でございます。

○3番（相良健一郎君）

87基中48基、約半分ということであります。

私も2日間かけて、各小中学校、永田小から栗生小まで行ってまいりました。学校で様々なんです、これがまた。ある学校では保護者が遊具の補修をし、使えるようにする。また、ある学校では全面遊具が禁止ということがありまして、その印象を言います。北部地区では、さほどそういうD判定に値するものがないという、今、思います。南部地区、特に八幡、栗生小学校につきましては全面遊具禁止ということなんです、なぜ北部と南部に差が生じるのかなということも、もしお分かりになれば教えていただければと思います。

○教育振興課長（計屋正人君）

ただいまの南部、北部の遊具の健全度の違いについてという質問でございましたけれども、実は、北部、南部ともD判定の数のもは大変多うございます。一例を申し上げますと、宮之浦小学校には6、遊具が設置されておりますが、6つともD判定、一湊小でも6分の3、永田小で7分の2、金岳小で6分の5、小瀬田小で6分の2、栗生小は11分の10、八幡小学校が12分の8、神山小学校が17分の10、安房小学校が16分の2のD判定という結果でございました。

以上からしますと、先程お話ししたように、南部、北部とも大変厳しい状況であるといったところの報告があったといったところでございます。

○3番（相良健一郎君）

その点検結果なんです、私が問い合わせたところ、D判定まで先生方はおっしゃらなかったということで、認識でよろしいですね。分かりました。

そしたら、その遊具の今のD判定、今後どのような対策をしていくのか、また予算はあるのかまでお聞きします。

○教育長（塩川文博君）

今後の対応についてお答えいたします。

健全度D判定の判断基準というものにつきまして、点検業者に確認を行いましたとこ

ろ、完全に撤去・更新、これらを進めるものがある一方で、一例としましては、遊具専門業者以外の者が、例えば保護者でありますとか、そういう専門業者以外の者が緊急の補修対応として応急修繕を行った場合、強度的な改善が確認できない上、その修繕そのものが劣化箇所を隠してしまい、今後の点検の際に支障を来す可能性もあるということ、応急修繕よりも新設を提案したものもあるというふうな回答を頂きました。

つまり、D判定の遊具の全てを撤去・更新しなければならないというわけではないということであり、専門業者と協議をしながら、修繕により利用できるものは活用し、遊具の長寿命化にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

更新すべきとされた全ての遊具を一斉に更新することは予算的に大変困難な状況でございますので、授業で使用する低鉄棒など、使用頻度や優先順位を検討し、来年度から更新整備を進めたいと考えています。

以上です。

○3番（相良健一郎君）

令和3年度から順次していくということによろしいですか。できれば、これは私の個人的な意見なんですけど、栗生、八幡については全然使えないというところから、できれば優先していただきたいというのがあるんですけど、そこら辺はまだ決定ではない。どういうお考えですか。

○教育長（塩川文博君）

おっしゃいますとおり、先程申しました体育の授業等で使用しなきゃならないものについてを最優先といたしますけれども、そのほかのブランコとか滑り台とか、そういったものにつきましては、学校の状況、それから校長先生方とも相談をしながら優先順位を決めていきたいと思っております。

○3番（相良健一郎君）

そこら辺は、極力優遇していただければと思います。

では、もう令和3年から始まりますので、この質問は終わります。

次に、これも私が県民週間でやはり見てきたんですが、校舎に設置してある転落防止柵、学校によって手すりという呼び方をしていましたが、これが、例を申しますと、八幡小はついているところがある。また、本当に1メートルもないのに、次のところにはついていないという状況でした。私も各学校問い合わせたり訪問したりしたんですが、これもまた不思議なことに、北部の学校ほとんどついてます。また、ついていないのが八幡小と栗生小。栗生小の場合は、外観から見て、木で2階につくっているものから、景観のことでつけなかったのかなという気はしていました。

なぜこういう、またこの差が生じるのかなということと、まずお伺いするということと、なぜ八幡小は一斉につけていないのかということをお聞きします。

○教育長（塩川文博君）

まず、転落防止柵についてでございますが、本町では平成21年度以降、転落防止柵の設置を継続して対応してきております。しかし、小中学校の2階以上の全てに設置できているわけでは確かにございません。学校による学校施設の安全点検の結果に応じた学校からの要請を受けまして、優先順位により、部分的または予算の範囲内で設置対応をしているところでございます。

学校における転落事故防止の安全対策は、安全管理、安全指導に関するソフト面での取組と、学校施設に関するハード面での取組を一体的かつ計画的に学校関係者と連携をして実施することが重要であると考えております。窓や手すりのあるバルコニーなど適切に行動すれば転落事故が発生しない、そういう場所につきましては、転落につながる行動を防止するために児童生徒への継続的な安全指導を行いながら、窓際等に足がかりとなるものを置かないなどに十分注意した上で、手すりや転落防止柵の設置の必要性を検討しながら未設置箇所への対応を進めてまいります。

また、八幡小になぜないのかというお問合せでございましたけれども、それにつきましては、当時の状況がちょっとよく分かりませんので、学校からの恐らく要望等がなかったのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（相良健一郎君）

最後の八幡小の問題ですが、これ、県民週間に行ったときに、教頭先生からなぜないのと言われたんです。ということは、教頭先生のお話を聞くと、一応取り付けたと、途中まで。あと予算がないんで、とりあえず今回これまでよということだったらしいんです。問い合わせると、担当が予算ができたらつけるということだったので、八幡小としてはつけてもらえるもんだという認識があったみたいです。ですから、そこら辺は今、希望云々じゃなくて、やっぱりつけるところはつけていくということだと思っておりますけれども、そこら辺はちゃんとつけていただけますか。設置していただけますか。お聞きします。

○教育振興課長（計屋正人君）

八幡小なのでございますけれども、廊下の一部に手洗い所がございます。ただいま教育長の答弁にもございましたが、それを足台にすれば高くなって転落が危険なところのみ、八幡小については現在対応がなされているようです。

議員からの御質問を受け、少し図面のほうをめぐって見ましたけれども、確かに八幡小、栗生小につきましては、2階の屋根部分90センチ、つまり、例えば神山小であったりとか金岳中学校、新設した中学校になりますが、窓の位置がやや高く設置してございます。それが大体110センチといったところが基準、明確に高さの基準というのはい

のですが、110センチを担保していれば、手すりはそう簡単に乗り越えないといったところもございますので、設置は見送るというような形で判断していいものと思っておりますが、この2か所につきましては90センチということは、やはり手すりがあるべきものというふうに考えてございますので、ただ、八幡小につきましても、当時、全部に設置するというような計画でなく、予算の範囲内で少しずつ対応をさせていただいている状況でございますので、今後、教育長の答弁にもありましたように、さらに課内で調整をして、ぼんと大きな予算を獲得は難しいかもしれませんが、少しずつでも対応したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○3番（相良健一郎君）

できれば早急に予算確保して、手すりだけはつけていただきたいと。もし転落してからじゃあ、安全対策になりませんので、そこら辺はきっちりやられてください。

安全対策について関連でお聞きしますが、ちょっとこれには載っていないんですが、岳南中のバックネットについて、傾いているんで、この前、中央中やりましたよね。岳南中のバックネットの補修の予定はないかをお聞きします。もしよろしければ、回答ください。

○教育振興課長（計屋正人君）

岳南中のバックネットにつきましても、教育委員会のほうでは、改修の事業計画には載せてございます。一昨年、昨年と予算要求を試みておりますが、予算化がまだ見送られているという現状でございますので、引き続き財政当局と折衝をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○3番（相良健一郎君）

やはり中央中がしたんであれば岳南中もすべきじゃないかということなので、財政担当の方はよろしく願いいたします。

では、この質問は以上で終わりますが、あと、栗生小学校にある給食センター、あと安房小、金岳、宮浦小について、給食センターが隣接してありますよね。そのことについて、栗生だけがちょっと私は印象に残ったものですから、学校と隣接しているところで、横殴りの雨とか、階段を使用していると、小さい小学校1年生から6年生までいるわけですけども、歩くわけですね、階段を。晴れた日はいいと思います、全然。雨の日など、濡れたら滑る。横殴りがしたら濡れると私は思ったんですが、まず教育長に聞きますが、そういうときに視察したことがあるかどうかだけをお聞きします。

○教育長（塩川文博君）

各学校に学校訪問で、教育委員会の訪問、教育委員会事務局の訪問、それから教育事

務所との合同訪問、これで毎年各学校を全て回っております。雨の日の学校訪問も経験してございます。

○3番（相良健一郎君）

そしたら、率直に聞きます。どういう感想持たれましたか。

○教育長（塩川文博君）

かわいそうといえばかわいそうなんです、大変だと、子供たちも一生懸命やっているなど。同時に、小学校の場合は、職員も子供たちと一緒に取りに行きますので、先生方も色々気遣いながら給食の運搬をしている状況を見たことがあります。

○3番（相良健一郎君）

そしたら、例えばその階段の滑り止めもしくは雨よけの、カーテンじゃなくても何でもいいんですけど、雨よけの要望があったか、なかったかをお聞きします。

○教育長（塩川文博君）

今までのところ、特にそういう要望はございません。

○3番（相良健一郎君）

要望がないからつけないとかつけないとかじゃなくて、危険だということにはやはりつけるべきではないのかなど。大げさな話、壁を造れとか、私は言いません。ただ、雨よけになるビニールのカーテンなりをつけていただければ、子供たちも濡れない、滑らない。もしそれができないのであれば、階段のところに滑り止めをつけるということぐらいはしたほうがよろしいんじゃないかなと思いますし、もし転倒でもあってどうするのというときに、また責められるのは行政ですから、そこら辺を極力なくすために、そういうふうにしたほうがよろしいんじゃないですかと私は思いますけども、教育長どうでしょうか。

○教育長（塩川文博君）

先程も申しましたとおり、日常的に子供たちの様子を見ております学校からの要望というのは今の段階ではございませんけれども、渡り廊下の柱などの改修のほうの要望も寄せられております。それらと併せて、今後、渡り廊下の安全性の共通認識を確認した上で、壁に代わるものの設置、ビニールでありますとかつい立てであるとか、そういったものについてはこれから検討してまいりたいと思います。

○3番（相良健一郎君）

検討ということは、ほとんどしないだろうと今ちょっと実感していますが、教育長のことなのでしていただけるだろうと思っておりますので、そこら辺よろしく願いいたします。

教育長については以上です。

では、次の質問に入らせていただきます。

栗生・中間間の町道野平線について伺います。

平成30年3回の定例会で、同僚議員が一般質問をしています。令和元年から工事着工しておりますが、現状、約90メートルしか進んでいないと、1,000万円の予算で、15年かかるわけです、あと、15年というと、私がもう70になります。そういうことを考えれば、私が目が黒いうちに完成してほしいという思いがあります。

早期完成をしないと、やはり災害が起きたときに、何をやっているんだと言われるので、そこら辺をまず伺います。

○町長（荒木耕治君）

町道野平線については、計画延長1,600メートルで、平成26年度より栗生側から工事を着手をし、現在は未舗装による改良が121メートル完成をしております。本年度においては、栗生側に併せ、中間側からの工事を計画しているところです。

本路線については、当初、国の補助事業である社会資本整備総合交付金事業により計画を実施してまいりましたが、平成29年度より交付金事業の採択要件に変更があり、本路線は補助事業から対象外となったため、平成30年度より町の単独事業で実施をしてきているところです。

このままの事業費ベースでいきますと、議員がおっしゃるとおり、完成までに15年間を要することになりかねませんので、再度、他事業への移行ができないか、新たな整備計画を検討をした上で事業費の増額について協議をし、早期完成に向けて準備を進めてまいりたいと思います。

○3番（相良健一郎君）

町単独は分かります。例えば、町長、500万円追加して1,500万円にします。そしたら、9年で完成できるわけです。2,000万円にしたら、まだずっと縮まりますけれども。そこで町長が1,500万円にしろと、町長がやりますと言ったら、財政担当は大変でしょうけれども、早期完成ができるわけです。町長、ここは「やりましょう」と一言おっしゃっていただければ大変ありがたいんですが、いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

言いたいのはやまやまでございます。16人の議員の皆さんが、あれをやれ、これをやれと皆さんがおっしゃります。それを全て私もやりたいです。ですが、肝心要の財政の状況もありますから、緊急を要するもの、準備・整備をしていくもの、早急にやらなければいけないもの、中期的なもの、長期的なもの、色々その取捨選択をしてやっているわけです。

野平線については、災害時にそういう状況がありますから、それが完成できるまでは、災害が起きる前にどうやって避難をし安全、安心にするかということも含めて、一日も早く、議員がおっしゃるように。また、新しい補助制度も探しながら、町単独でできな

いか、色々と検討していきたいというふうに思います。

○3番（相良健一郎君）

ですよね。やっぱり町長は「やります」と言い切れませんよね。それはもう当然、分かっております。でも、やっぱり建設課長にお願いなんです、色んな事業を見つけて早期完成をしていただきたいという思いがありますので、そこら辺はひとつよろしくお願いいたします。

では、町長が検討ということなので、この質問については飛ばします。

では次に、農業支援について伺います。

国がコロナ対策として、高収益作物次期作支援交付金がありました。制度の見直しもあり、産業振興課は説明、申請の受付と、また今後の交付申請まで、大変御苦労なされています。本当にお疲れさまです。

この制度云々じゃなくて、この制度で交付金を申請できない農家には、町単独で苦土石灰の助成金が補正で計上されました。本当にありがたいことだと思います。しかし、現在出荷し始めたポンカン、また今後出荷されるタンカン、バレイショ、カンショにおいて、コロナの影響はどのように出るかまだ分かりません。仮なんです、仮の質問するのは本当にどうかと思いますが、もしそういうので減収があった場合、町長は頭の中で支援をするかどうかを考えているかお聞きします。

○町長（荒木耕治君）

本町においては、現在、ポンカン、タンカンの収穫が始まっております。今年度は少し小玉傾向にありますが、糖度は高い傾向にあり、柑橘類全体の価格も上向き予想がされております。

コロナ禍で外食産業向けの品目は厳しいようですが、巣ごもり需要で家庭用品向けの品目、また帰省できないため実家に贈り物をするという需要は増えているようですので、ポンカンに続き、タンカン、実エンドウ、バレイショ等の出荷時期を迎えることとなりますが、今後の価格に期待をしたいと思います。

農産物の価格については、価格を形成する要因が多岐にわたるため、コロナの影響を受けたかどうか判断が難しいところです。国の高収益次期作支援交付金制度が創設をされ、次期作に対するセーフティネットにもなると考え、本町は農家の皆様に対し、本交付金の申請が積極的に推進をされてきたところですが、このたび運用の大幅な見直しが行われ、令和2年2月から4月までに出荷があり、かつコロナの影響を受け減収となった品目だけが対象となりました。この運用見直しにより、対象外となった農家に対しての救済策として、今回、土づくり推進交付金を予算計上をしたところです。また、苗木の購入補助やサンテ等の購入補助を実施をし、生産性向上に係る支援を行ってまいりたいと考えております。

今議会にも補正予算を計上しておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○3番（相良健一郎君）

本当にありがとうございます。色んな補正を組んでいただいて、農家は安心をしているとは思いますが、町長、私が質問したいのは、仮に減収した場合、町長の頭の中でそういう支援策を考えているかどうかを、この問題については最後にお聞きします。

○町長（荒木耕治君）

仮の話で答弁はできませんので、もしそういう状況であったら、その時点でまた課内で協議をしていきたいというふうに思います。

○3番（相良健一郎君）

分かりました。仮の話なんで、どうも言えないんですけど、そういう考えがあるということ、1つは農家をやっぱり安心させることだろうと思いますので、それも行政の役割だと思いますので、そこら辺はよろしく願いいたします。

では、もう最後の質問になります。

4番目なんですけど、水環境と保全について、わたしたちのまちの未来、令和元年から令和10年の冊子を見て、第1版の中で、課題、水環境の保全と、豊かな水資源の活用不足、方針、屋久島のひとと自然の営みや、集落文化の形成に欠かすことのできない水の恵みを過去から受け継ぎ、将来へと伝えていく必要がありますと。屋久島憲章に掲げる水環境づくり云々と。政策、合併処理浄化槽の設置率90%（単独浄化槽及び汲み取り槽からの転換）とあります。

まず、現在の合併浄化槽の設置率、お答えをお願いいたします。

○町長（荒木耕治君）

令和元年度末における本町の汚水処理人口普及率は81.22%となっております。鹿児島県では、平成30年度に策定した生活排水処理施設整備構想において、10年程度の中期目標として、2026年までに汚水処理人口普及率を95%に、長期的には100%にすることを目標にしております。本町におきましても、アクションプランを作成して、この目標に向け早期の達成を目指しています。

本町はこれまで町独自の補助金を確保して生活排水対策に取り組んでまいりましたが、単独処理浄化槽を設置している家庭については、日常生活において不便を感じにくいことから、合併処理浄化槽への転換が図られにくい傾向にあります。そこで、昨年度から、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する際の補助金を増額しており、さらに今年度からは宅内配管工事費に対する補助制度も新設をして単独浄化槽からの転換を促進して、普及率の向上を図る施策を展開をしているところであります。

清浄な水環境を次世代に継承するためにも、汚水処理人口普及率のさらなる向上は必要不可欠と考えておりますので、目標達成に向け、今後も町民への普及啓発を図ってま

いりたいというふうに思っております。

○3番（相良健一郎君）

回答で約81%、目標まで9%、これはもう達成できると。あと約8年で達成できるということは確信しましたが、ちょっとここで質問を変えたいと思います。

課長でも構いませんので、町施設で合併浄化槽になっていない施設はどれだけありますか。分かりますか。

○生活環境課長（矢野和好君）

ただいま公営住宅や教職員住宅を除きまして、町が維持管理をしている施設の浄化槽が90件ほどあります。約その半数が今のところ、まだ単独浄化槽という状況でございます。

○3番（相良健一郎君）

まだ半分以上と、単独があるということです。やはり、見本を見せるために、町の単独浄化槽から合併にするべきじゃないかと思いますが。そしたら、すぐもう90%の達成には本当に近づくんじゃないかと思いますがけれども、せめて町の施設は1年に1基ぐらいしていかないと間に合わないんじゃないかという思いがあるんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○生活環境課長（矢野和好君）

ただいまの御質問ですが、公営住宅や教職員住宅につきましては、年次的に合併処理浄化槽への転換を今図っているところでございます。

町管理施設につきましては、ただいま公共施設等の管理計画、こういったものも策定中でございますので、個別施設の状況を見ながら、合併処理浄化槽への転換というものも図っていきたいというふうに考えております。

○3番（相良健一郎君）

行く行くは合併浄化槽にしないといけないわけですから、早目早目に取り組んでいていただきたいと思います。

ではもう一番最後です。ラストの質問になります。

今言ったように、住宅には補助金は当然あります。しかし、町内の集落を見ても、道路が狭く設置できない場所が多々あると思うんです。これについて浄化槽にしないというのは、なかなか難しい問題だと思うんです。

ちょっと私の小耳に挟んだんですが、原集落みたいに集落でできるやつがあるみたいですね、小型版が。それもしていけば、県が求める95%にはなおさら近づくんではないかと思いますがけれども、そこら辺はいかがでしょうか。課長の答弁でも構いません。

○生活環境課長（矢野和好君）

ただいまの御質問ですが、今、議員がおっしゃったとおり、合併処理浄化槽を設置す

る整備方法といたしましては、今行っております従来どおりの個人設置型というのと、個人に代わりまして市町村が整備を実施をいたします市町村設置型というものがございます。この市町村設置型は、市町村が公共事業として浄化槽を個人の敷地等に設置をし、市町村が保守点検や法定検査などの維持管理を行い、個人からは使用料を徴収して運用する方法でございます。原集落の下水道とよく似た事業というふうになります。

御質問ありました、自宅の敷地内に浄化槽を設置する場所がないという場合などは、この市町村設置型の事業を導入すれば、最大5戸に1基の浄化槽設置でよいというふうな要件もございますので、その解消にはなるかなというふうには思っております。この事業につきましては国の補助割合というものも大きい、また初期費用の個人負担が軽減されるということや、維持管理を市町村が行うということで浄化槽の機能が恒常的に発揮できるといったメリットがございますが、その反面、今後予想されます人口減少によりまして、集合でつくりましても、空き家になった場合の負担の割合とか財産処分の問題でありますとか、また、これまでに個人で設置をしておりますので、既存の浄化槽との不公平感というものの解消が必要になるということが課題になるというふうに思っております。

こういうことも含めまして、鹿児島県内、現在のところ、3自治体のみのこの市町村設置型の浄化槽の導入というふうになっておりますので、本町につきましても、引き続き調査、研究を行いまして、慎重に判断をしてみたいというふうに思っております。

○3番（相良健一郎君）

分かりました。それを検討していただき、できれば県の定める95%、屋久島は水の町でありますから、100%というのを目指して頑張ってくださいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時29分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、中馬慎一郎君に発言を許します。

すみません、1番。

1番、中馬慎一郎君。すみません、訂正します。

○1番（中馬慎一郎君）

お疲れさまです。一般質問の前に、10月から本格的に始まったG o T oキャンペーン、

国策とも言えるこのキャンペーンによって、我が島にもたくさんの観光客の方が来ていただいています。11月、荒川登山口に向かう荒川登山バスの乗客数、大体前年比の150から160%を超える日が多かったと聞いています。また、12月の13日までこの登山バスを延長していますが、昨日で大体150人、おとといも、屋久島高校生の生徒も一緒に行ったんですけど、200人近い方々が登山バスに乗って縄文杉に向かっています。例年になく非常に多い、この11月、12月を迎えています。

その中で、やはり現場で働くバスの運転手さん、タクシーの運転手、あと土産屋さん、ガイドも、常に感染症対策をしながらやっているわけですけど、やはり自分がもらわない、そして島民にうつさないという心構えでやってはいますが、それでもやはり目に見えないウイルスというのは絶対入ってきます。そういったときに、やはり島民の温かいお心遣い、気配りしていただいて、今、よそではPCR検査を受けない、拒否をするという方々も増えてきています。これはやはり職場の対応とかそういったことも影響すると思いますし、やはりいじめやそういったことにもつながっている拒否だと思えます。ぜひ、屋久島町では、一人でも多くの方がPCR検査を受けやすい状況をつくって、クラスター感染など起こさないようにしていただけたらと思っています。

前置きがすみません、長くなりましたが、本日は北部地区の簡易水道設備の改修計画及び町営住宅の管理計画について、町政にお伺いをしたいと思えます。よろしくお願ひします。

失礼しました。北部地区の簡易水道設備の改修計画について。

平成29年の議会議事録の中にも、平成32年、今年、北部地区の簡易水道設備についての話が上がっておりました。その後、そういう話がちょっと聞こえてきていないのもありまして、志戸子、一湊、吉田、永田の今後の統合設備についてのタイムスケジュールについてお伺いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

中馬慎一郎議員の質問にお答えをします。

現在の水道事業の状況を申し上げますと、令和元年度から2年度まで、簡易水道国庫補助事業を導入をした口永良部島簡易水道施設整備事業を実施をしております。この事業が完成すれば、集中監視システムにより24時間体制で中央監視ができるようになり、安心、安全で安定した飲料水の供給が可能になります。

水道事業につきましては、令和2年4月より、屋久島地区が上水道事業として、口永良部島地区が簡易水道事業とした二本立てで水道事業を経営をしております。そのため、今後、整備事業を行う際には、地方公営企業法に基づいた事業となることから、経営戦

略に基づいた運営が必要となります。事業に対する国庫補助金の補助率もおおむね3分の1程度となることから、建設資金の裏づけを確保して、企業財政の健全性を損なうことがないように留意が必要となります。

今後の施設改修整備計画につきましては、屋久島町水道ビジョン実施計画により、令和3年度に長峰地区の水源地取水・導水施設の改良工事を行い、その後、令和4年、令和5年で北部地区の統合を行い、施設整備の拡充を図っていく予定にしております。

御質問の北部地区の今後の施設整備計画の内容を申し上げますと、一湊地区の水源地施設を新設し、取水方法の変更を行い、大雨でも取水に支障がないようにした上で、浄水ろ過方法も急速ろ過機・前処理機を導入をして、安定した給水ができるよう計画をしております。

また、志戸子、吉田地区の水源地を廃止をして、一湊地区から送水管で両地区に給水するように計画をしていることから、一湊浄水場を新設し、新設の一元化を図ってまいります。

また、電気計装設備を導入することにより集中監視システムとなり、24時間監視が可能となることから、安全で安心な飲料水の供給が可能となります。

なお、永田地区については、現状の水源地施設、浄水施設等で問題ないことから、今後とも統合はせず、事業運営をしていく予定にしております。

○議長（高橋義友君）

すみません。しばらく休憩させていただきます。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時46分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（中馬慎一郎君）

今の町長の御回答で、工期が北部地区の場合は令和4年から5年の2年間でやるという事で分かったんですが、この工事費の大体の総予算額、あと国からの補助というのはどれぐらいになるのか教えていただけますか。

○生活環境課長（矢野和好君）

今のところ、2年度間で総事業費5億円程度で、補助金につきましては3分の1という事を予定しております。

○1番（中馬慎一郎君）

この補助により、一湊から志戸子、吉田とつながるわけですけど、その中でやはり災害のことを考えると、どうしても集落の近いところに水源というのがあってほしいなど

というのが住民の願いでもありました。

今の簡易水道設備が使えないならまだあれなんですけど、今でもまだまだ使える設備でありますし、少しの手直しで十分やっていけると思っているんですが、その辺りはどうお考えでしょうか。

○生活環境課参事（上下水道担当）（寺田初男君）

ただいまの御質問にお答えします。

先程、町長のほうから説明しましたように、水道施設を志戸子、吉田を経由して一湊から送る計画は、今のところ、そういう計画で事業を進める予定であります。経済比較、そこら辺を検討して、現状の施設で十分賄えると、それに手を加えるのであればそれで加えて今後行けるといような、ランニングコストがかからないということであれば、もちろんそちらのほうにシフトを切り替える可能性もあります。今後の検討になると思いますが、今の現状での計画では、一湊の水源を整備をして、一湊から志戸子、それから吉田のほうに送水管で給水するというのをメインに考えて計画を練っております。ただ、今言われるように、志戸子、吉田の水源が十分に活用できて、その施設を運営をしていくのであれば、費用対効果を考えたときにそちらのほうはるかにいいということであれば、またそういうことを考えていきたいと思っています。

○1番（中馬慎一郎君）

その辺りを総合的に考えていただいて。とは言っても、令和4年から始まる事業ですから、もう早急に色々計画をされていくと思いますのでよろしくお願ひします。

その中で、志戸子地区に関しては、万が一の場合に備えて農業用水からも水を引くようにはしているんですが、その水で十分賄えると思っていたはずが、ここ数年、原因不明の断水というのも起こっています。その原因というのが何なのか分からないまま断水が1日続いたり、2日続いたりということも、まあ、2日はないんでしょうけど、1日というのもありましたから、安定した水道供給をしていただけるようお願いしたいと思ひます。

続きまして、水道設備の件に関してはこれで終わります。町営住宅についてお伺ひします。

現在の町営住宅の入居者状況について伺ひます。よろしくお願ひします。

○町長（荒木耕治君）

町営住宅の入居者状況についてお答えをします。

町営住宅の入居者状況については、11月末現在、建設課所管の住宅584戸に係る入居状況は、町営住宅433戸、一般住宅27戸、定住促進住宅4戸の計464戸であります。また、空き家については、政策空き家61戸を含む120戸となっており、随時、年3回にわたり入居の募集を行っているところであります。

○1番（中馬慎一郎君）

今年に関してはそういう数字が出ているようですが、平成26年度、5年前の数字からすると、かなりやはり入居者数は減っていると思います。人口が減りつつある中でこういった町営住宅も減っていくというのは致し方ないことで、政策空き家というのも増えていくとは思いますが、まだまだ使える町営住宅がありながら、そこに入りたい人がいるにも関わらず、入れないで困っている方々もいます。志戸子の団地でも、3件ほどの空き部屋がずっと続いています。

単身者用、あと世帯用と分かれているのは分かっているんですが、単身者でもそういった世帯用の団地に、町営住宅に入れるような、何か柔軟な対応というのはお考えではないでしょうか。

○建設課長（日高一成君）

建設課です。

ただいま、単身者の入居に関しましては、今、規則がありまして、60歳以上と、あとは入れる住宅は香附子団地が入れるんですが、今、香附子団地が浄化槽の整備等行っておりまして、また2月には募集をしています。単身者の60歳以上と、あと住宅世帯用であるということと、収入が標準、4人世帯で300万円以下という、大体標準の収入がある人が入ると。ですので、300万円を超えたら、もうおのずとその住宅は入れないようになります。

ですので、うちの課でも、もう一つ一般住宅というのがあるんですけど、これはもう無制限です。誰でも入れるんですが、なかなか一般住宅にするというのは、住宅の耐用年数とかそういうのがありますので、その耐用年数が過ぎたら一般住宅にして、何とか応募する人は全て入れるようにはできないかというのを検討せざるを得ないかなとは思っております。

以上です。

○1番（中馬慎一郎君）

志戸子の町営住宅に今年入ろうとした、Uターンで帰ってきた方が、ちょっと御高齢で独りなんですけど、やはり自分の身内や兄弟がいる集落、自分が生まれた集落、お墓がある集落ということで、やはり志戸子に住みたいという希望が強くあります。多分、ここにいる方々、ほとんどそういう気持ちで自分の集落に住んでいる方が多いと思うんですが。

やはり、これから先、Uターンで帰ってくる方々が非常に多くなるんじゃないかなと思っています。そういった方々のためにも、条例や規則というのはやはり住民のためにあるべきではないかなと思いますので、そういった方でも世帯用の住宅に住めるような柔軟な対応をお願いしたいと思うんですが、町長のお考えはどうお思いでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

公営住宅法及び屋久島町営住宅管理条例5条に基づき、入居者の募集を行っております。入居する、主には以下の3つの条件を満たしていかなければなりません。1つは、現に住宅に困窮していることが明らかであること、2に、現に同居した同居しようとする親族があること、3、入居しようとする世帯の所得月額が法令で定める金額以下であること、このことから公営住宅法に基づき入居条件や要綱を定めているため、先程建設課長が申したような状況であります。

○1番（中馬慎一郎君）

今、Uターンの方の話で挙げましたが、屋久島にはここ十数年、移住者の方もどんどん増えてきています。移住者の方にも、やはり住む家を探してなかなか苦労されている方が多く、そういった方にも門戸を広く取って、住みやすい環境づくりをしていただきたいと思います。この町営住宅の件と少しもしかしたら離れるかもしれませんが、暮らし体験住宅というのを町がやっていると思います。その辺りは、今、4件あると聞きましたが、今後の方針として、そういった住宅を増やすつもりがあるかどうかお伺いします。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

暮らし体験住宅については、町内に4棟ございます。申込者もかなり多いです。1棟につき5名から10名という申込者もいらっしゃいますので、今現在、屋久島町には空き家バンクという制度がございません。今、実施要綱をほぼ作成し、ほとんどできておりますので、来年1月以降に屋久島町の空き家バンク制度を立ち上げて、各集落の空き家住宅について情報収集をしながら、Iターン者に情報提供を進められたらということで、今、計画をしておりますので、その住宅確保することによってIターン・Uターン者の居住の確保、一番求められるのが、住まいのことをよく聞かれますので、そこをしっかりとした政策に基づいて準備をしていきたいというふうに考えています。

○1番（中馬慎一郎君）

今の空き家バンクのこれからの中で、さすがに町営住宅、団地などはちょっと難しいかと思いますが、一般住宅、一戸建ての建物、町の住宅もそこに入るということでいいですか。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

住宅につきましては、各集落の区長さん始め、今、地域おこし協力隊で移住定住の協力隊を1名採用しております。今、その協力隊も、各地域を回りながらそういった収集にも取り組んでもらうということで、できれば一般住宅を考えております。

○1番（中馬慎一郎君）

町長は全国の市町村の魅力度ランキングというのを御存じですか。聞いたことありま

すか。ここ数年、私も気にしてランキングを見ているんですけど、屋久島町、今年は18位でした。これ、ブランド総合研究所ダイヤモンドというところの調査です。去年は19位、一番いいときでたしか8位、9位ぐらいに入ったと思います。全国津々浦々の1,000地区の市町村の中で18位ですから、すごくやはり魅力のある島だと思っています。

今後、やはりそういった魅力のある島に、Iターンだけじゃなくて、やはりUターンの方々もたくさん帰ってくるのではないかと考えています。そういったところにやはり町の姿勢として受け入れる体制を、この暮らし体験住宅のような受入れ体制もそうですし、町営住宅なども利活用というのでも考えてほしいなと思っていますが、これからの移住者政策について、町長の何かお考えがあればお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

住宅の質問です。

今、色んな公共の建物をどうするかということもやっております。ですから、住宅の状況です。今、現状、住宅の数、屋久島町は多過ぎるぐらいあります。要するに、熊本でも断トツに町営住宅の数は屋久島町は多いです、1市3町の中で。それは、その時代に両町で住宅を造ってきたというのもありますから、今、この時期にこれを見直さなければいけないというのは非常に強く思っております。そして、その頃は本当に生活困窮者といえますか。もう雨露をしのげれば、そういうところでもうちがないという時代の、そういう頃にずっと住宅を造っていって来ました。

それが今、要するに、徳洲会病院ができ、色んな企業が来たときに、民間のアパート経営というのが、その頃、住宅造る時代は民間のアパート経営なんかありませんでしたから、どんどん造っていったわけです。今度、民間がアパートをどんどん造って行って、新しい設備で造ってきています。そうすると、いつも言われますけれども、トイレとか水周りとか、色んなものが住宅は遅れていっている。そうすると、若い人たちはそういうところには入りたがらないというのが一方ではあります。ですから、今もう築何十年というのもありますから、これを、もう壊すものは壊して、生かすものは生かしてというところを、きちんと今の時期に整理をしていかなければいけない。条例も決まった、独り者は要するにIターンで来ても入れるような、そういう状況。

今、移住者をどこの離島でも誘致合戦でやります。色んな特典の制度をやっております。しかし、やはり住むところが一番です。住んで仕事があるかあるいは今Wi-Fiが使えるかって、若い人たちはもうWi-Fiの使えないところには行かないみたいな、そういう風潮もございます。ですから、光の整備をやりまして、そういう環境を整えていく。

そういう中で、今、本当にこの住宅問題というのは、先程観光まちづくり課長が言いましたけれども、やはり空き家バンクというのでも今度は活用しながら、町の中に空き家

をつくっていかないと。そこにやっぱり人に住んでもらう。それは、公営住宅と一緒にそういう政策も兼ねてやっていかなければいけないというふうに、今、痛感をしているところです。

○1番（中馬慎一郎君）

先程私も、これからUターン、Iターンが増えると言ったのは、やはりコロナ禍においてワーケーションとかりモートワーク、そういった形で仕事の形態も変わってきて、こういう離島や田舎で暮らす方々が増えてくるという流れがありますので、ぜひこの住宅問題を町としてもしっかりと取り組んでいただき、受入れ体制を取ってほしいなと思います。

本日の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩いたします。2時20分より再開します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時20分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、寺田猛君に発言を許します。

○14番（寺田 猛君）

お疲れさまです。許可を頂きまして、一般質問をいたします。

まず、屋久島高校魅力化プロジェクトについて質問をいたします。

先般、所管事務調査で、本町の屋久島高校と同じ鹿児島県内の離島にある県立古仁屋高校がある大島郡瀬戸内町を訪ね、古仁屋高校の地域みらい留学制度や町立の学生寮立ち上げの経緯と現状、今後の課題等について意見交換をいたしました。詳細は初日の委員長報告と重複しますので割愛しますが、本町の屋久島高校魅力化プロジェクトの今後の展望を考査する上で大変参考になる意見交換であり、所管事務調査でありました。

私どもの委員会は、一昨年、広島県大崎上島を訪れ、同じ離島にある高校の魅力化プロジェクトを調査をいたしております。これらを踏まえて質問いたしますが、本町の屋久島高校魅力化プロジェクトの地域みらい留学制度についてどのような展望をお持ちか、とりわけ屋久島高校学生寮の必要性についてどのような見解をお持ちか、まずはお示しをください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

寺田猛議員の質問にお答えをします。

地域みらい留学制度には令和元年度から参加をしており、令和2年度は町外から2名の進学がありました。今年度は新型コロナの影響により、オンラインによる開催となりましたが、来年度も町外から2名の進学が期待できるような状況であります。都会になり大自然、きれいな空気、このような恵まれた環境で高校生活を送れるほか、環境コースも魅力の一つとなっていることから、屋久島高校で学びたいと思う生徒は今後も継続して出てくるのが期待をされます。

学生寮につきましては、現状、町外からの進学者が多くないため、特に必要性は感じておりません。当初苦慮していましたが下宿先の確保につきましても、コロナ禍に伴い、一部の民宿事業者においては高校生の受入れについて前向きに考えるところが出てきているほか、一般の家庭からも受入れを希望する声が上がっている状況となっております。これから先、町外からの進学者が安定的に増加し、下宿による対応が厳しいことが見込まれる状況となってきた場合に検討してまいりたいというふうに考えています。

○14番（寺田 猛君）

一昨年訪ねた瀬戸内海の大崎上島の大崎海星高校は、1学年1クラスの学校でありまして、県教委の高校の閉鎖の一手手前で、地域みらい留学で島外からの生徒を受け入れるような状況の学校です。

今回、古仁屋高校も、1学年1クラス。

私どもの屋久島高校の場合は、要するに1学年3クラスの定員があって、情報ビジネス科は40人前後の生徒が毎年受験をされる。普通科は40人から50人ぐらいの生徒が受験をされる。40人になると1クラスになるものですから、41人あるいは42人であると25人前後で2クラスになる。1学年3クラスの学校ですから、一応定員が、そんなに危機感、町政の中での優先順位といいますか、政策の緊急度みたいなものからいくと、それほど。例えば瀬戸内町の古仁屋高校の存在、そのほかにもこういうことやっている自治体たくさん離島にありますけど、そういう意味では、私どもの屋久島の場合は、屋久島高校の地域みらい留学制度あるいは学生寮の必要性みたいなものは、町政の中での優先順位からいくとそんなに高くないんだろうなという気がしております、現実的に。ですから、何が何でもということはないんですが。

一方で、普通科が1クラスになったときには、経済的な事情で鹿児島校の学校に行くのが少し大変だなというお子さんだとか、ほかの理由で屋久島に残りたいんだけどということがちょっと難しくなる生徒が一方では出てくるだろう。言ってみれば、弾き飛ばされるような生徒が出てくる可能性もあると。

ですから、そういう意味では、5名から10名前後の生徒が普通科を受験してくれると、40人から45人あるいは50人前後でしばらくは推移するから3クラスが維持できる、そう

ということだろうと思うんです。

ですから、今、町長がおっしゃったように、下宿先を希望する人たちが何世帯もあればそれに超したことはありませんし、下宿屋稼業といたしますか、それが生業になっていけばそれはそれに超したことはありませんし、民宿が方向転換をして高校生の下宿を受け入れる、そういうところが出てくればそれはそれに超したことはない。しかし、古仁屋の場合もそうですけども、なかなかそういうふうにはいかないから、ふるさと、そういう基金を使って学生寮に一步踏み出した。危機感の違いが多少あるんだろうなと思いますが。

私、五、六年前に、屋久島高校のPTA会長していまして、その当時も下宿先を探すのに大変苦労しました。町長にお願いしたこともありましたが。

当時、一湊の青少年センター、今、色んな大学とか専門学校の生徒さんたちが合宿に使ったりしていますけど、そこを少し手直しをして学生寮をつくったらどうかということを提案したことが、役場のほうで、企画のほうでそういう立案をして、屋久島高校に投げかけましたけども、当時の管理職の先生方あまり乗り気でなくて、すぐ話が消えたんですけど。そういうことをずっと繰り返し繰り返しやっているような気がするもんですから、どうでしょうかという提案なんです。

現実的に、今、答弁されたことがそういうふうな方向に進んだるのであればそれに越したことはありませんが、地域みらい留学というのは、日本の離島の高校、海士町なんか特にそうですけど、沖縄の久米島も含めて、非常に今、公立高校の選択肢の中に定着しつつあって、屋久島の場合はもっともっとこれから先は伸びるんじゃないかなと。恐らく、喜界島もしますよ、近々。

そういう意味では、いち早く教育の島あるいは学習の島としての位置づけを明確にする意味でも、そういうプランを明確なやつを立てていってやるべきであろうと、もう一步進んだことをすべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

議員がPTA会長時代から、そういう話をされております。先般行かれた瀬戸内の留学制度、寮の建設かれこれも、私も話は聞いております。

一昨年行かれた大崎上島町の町長の高田さんは、あの方は教育長から町長になられた方で、自分が町長になったときの政策の柱が教育の島ということで、教育で島をおこすんだということで今一生懸命取り組んでいて、公立の高校ですか、海星高校、あんなのもつくって、今、一生懸命頑張っておられます。

ですから、今、議員が言われるように、屋久島高校も今3クラスを維持をするのにどうやっていけばいいのかということで知恵を絞っているわけですけども、普通科の中で環境コースというのがありますけれども、寮の話とはちょっとかけ離れるかもしれま

せんけど、県立屋久島高校に、全国そうなんですけど、町がこれだけかかって町が一生懸命やる、これ、県がやるべきじゃないのかというのをいつも思っております。ですから、県にも、前の前の知事ときには私は寮をつくってくれと直訴したこともあります、屋久島高校に。楠隼高校ですかね、ああいうものをつくっていた時代ですから。県で寮ぐらい、10室ぐらいの寮はつくっても、県民は怒らないだろうという話も聞かされたこともあります。

ですが、そういうことで、もともと寮も屋久島高校にもあったわけですから、それは島内から通う者に対しても寮があったわけです。ですから、そういう寮を、何で町がやらにゃいかんのかなと。もうそりゃ、県がやるべき仕事じゃないのかというのを常々思ってるわけです。

ですから、今、屋久島高校生のバスの通学補助とか色んな、それは残すために町も苦しい財政の中から色々補助も出して存続を図っていつている。南大隅町の町長にしても、寮をつくりました。どうやってつくったのと聞いたら、要するに廃業した旅館を買い取って、リニューアルして寮にしたんだというような話で、今そういうことを、各町で、離島で、一生懸命頑張っているところです。

ですから、寮をつくる段階じゃなくて、先程も言いましたけれども、個人の下宿屋さんも、今のところそういう、議員がやっていた時代と少し下宿屋の状況も変わってきている。民宿もこういう状況であると。例えば1学年に5名を目標としてやったとき、3年間したら15名来たら、15人だったら民宿として十分に、下宿屋としてじゃなくて、民宿をそういう方向転換をしても十分に経営的にもやっていけるだろうという目算もできるだろう。そういう話もありますんで、少し、ここではどうするか、ちょっと色んな情報を整理をしたいというふうに思っています。

○14番（寺田 猛君）

そういうことであればなおさら結構ですので、ぜひやっていただきたい。

町長がおっしゃるように、県立の高校だから県立の寮があって、寮生だけでも1クラスできるぐらいの、環境を学ぶために。そのぐらいの旗印を上げると、こういう時代ですから日本中から来ると思います、生徒は、屋久島の場合は。おかげさまでネームバリューと素材がありますから。ぜひそういう方向も一つの柱として検討していただきたいなというふうに思います。

今回、2回続けてそういうことをテーマに所管事務調査をさせていただいたんですけども、なかなか共通の認識を持つことができましたから、議員間で。執行部に訴える1人、2人がわあわあ言ってもしょうがないですけども、何人かの議員さんが同じような視点で問題提起をしていくと、担当課もそういう意味ではやりやすいだろうなど。しんどいところもあるかも分かりませんが。そういうふうに思いますので、ぜひ一つの

大きな屋久島高校の位置づけと町政の推進というのは、屋久島というフィールドの中では大変な重要な課題で、先々ですね。今はまあ何とかなっていますが、先々そういうふうになっていくんだろうなと痛感しますので、ぜひテーマとして掲げていただき、推進していただきたいなというふうに思います。

2番目に移ります。

口永良部の人材確保の件に移りたいと思います。

毎回毎回同じようなことを度々議場で申し上げて、ある意味では申し訳ないなというふうには思いますが、1年なんていうのはあっという間で、去年のいつだったですかね。3月頃やったですか。今年の3月ですか。去年の12月か今年の3月かにも似たような質問したんですけど、またやっぱりページ変わるとまた同じ現象がそこに間違いなくあるというのが口永良部の場合はあるもんですから、あえて提案するんですが。

町長は離島の会長もされていますから、もう色んなテーマ、色んなところで色んな話はたくさんお聞きになっていると思いますけど、人材確保のために広く全国に門戸を開く、それに応募してくる若者、青年がいるというのはもう間違いのない事実が一方ではきちりありますので、そういう意味では、私どもの口永良部はちょっとそういうアピールの仕方が足りないんじゃないかなというふうに思いますが、総体的にどのような見解をお持ちか、お示しを頂きたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

質問に答える前に、先般、口永良部の人たちと長崎へ進水式に行った折に、地域おこし協力隊はどうかって聞いてみました。非常に今のところ受けがいいです。一生懸命やっている。地域の台風の後始末だとかそういうところにも来て、よく手伝ってくれたり、野菜を作ったり、そういうことを一生懸命やってくれている。非常に今、評価をしております。ですから、一方ではそういうことをもう少し幅広くやれないかなという思いは、これはもう私が個人的にそう思っているところです。

口永良部出張所には、本年4月に参事を配置をしました。彼は、令和4年3月に定年を迎えることとなりますが、定年延長を打診するとともに、まずは地元の関係者でUターンなどにより後任を担ってくれる方はいないのか、次に会計年度任用職員を募集し、後任の育成、引継ぎができるよう、手順を追って職員配置に備えていきたいと考えております。

また、診療所関係職員では常駐医師の不在期間が生じておりますが、現在、町のホームページ等で募集をかけている状況の中、医師の応募がない場合は、引き続き栗生診療所の川崎医師による出張診療を継続をしていきます。看護師については、今年度から会計年度任用職員として勤務をしており、本人の希望もあることから、勤務状況等を勘案し、来年度も引き続き任用をする予定としております。

さらに、学校関係職員では、過去に度々、用務員の未配置の期間が生じることもありました。来年度は新規者による学校用務員任用が必要となる見込みのため、現時点においては、ひょうたん島家族留学の保護者等による配置を検討をしているところです。

高齢化が進み、人口が減少する中であって、地域を支える人材、担い手の確保は重要なことと理解をしており、業務内容等を勘案し、必要な人材の確保のために適時募集を行っていきたいというふうに思っております。

○14番（寺田 猛君）

瀬戸内町を訪ねたときに、与路島、請島って加計呂麻の下のほうに小っちゃな80名と100名前後の島があって、その中で、化粧品のエビアさんが小中学生用の児童館みたいな寮みたいなのをさかれていて、その島の学校の存続のために貢献していると。瀬戸内町は、それにもちゃんと資金を出しているというのが少し話題になって話をしたんですけども。

口永良部もそうなんですけど、私はいつも言いますけども、例えば、実際問題、島出身の子ってのは半分以下ですよ。これこれと積もれるぐらいで。あとは留学生がほとんど来ている。小中で14、15名ぐらいですか、なっていると思うんですけども。その子供の数と同じほどの大人が、もちろん県職の人が県立の教育委員会の公務員として働き、あるいは給食センターで2人働き、用務員さんが任用職員としていると。子供数と同程度の先生、大人がそこで暮らしを立てて生活をする。日本の国というのは本当にいい国だなとつくづく思うんですけど。そのことが核となって、コアとなって、人口100人の島が維持できると、コミュニティー。もう何ちゅっても学校が核だろうと僕は思うんですけど、それに付随して、出張所があり、診療所があり、そして100人の島民が暮らす島、コミュニティーが形成されていくという。とどのつまりは、学校がちゃんときっちり維持できていけば、そういうコミュニティーが維持できるんじゃないかなといつも思っております。

そういう意味では、安定的に山海留学生あるいはそれに付随するようなお子さんが来ていただく。家族留学だとなお結構なんですけど。来年度なんか、3世帯ぐらい来るちゅって、それはまたすごいねと。すごいねとなったら、今度は家が足りませんよみたいな話にすぐなるわけです。

そういう意味では、あれぐらいの規模になっていくと、公務員は別でしょうけども、一つのことで生業を成り立たせるというのは非常に難しいですから、民宿もしながらエビ捕りもします。牛も飼いながら宿屋もします。漁も行きます。母ちゃんは診療所でパートで何かやっています。出張所の職員が出張するときには、留守番といますか、電話番号で勤めていますと。用務員さんをしています。給食センターで働いています。少しずつ稼ぎを、ワークシェアしながら島のコミュニティーを成り立たせるという、それ

しかも、現実問題そうなってきたらと思うんです。

そういう意味では、広くそれをオープンにして、いつでも募集している体制を口永良部の場合はつくっていく、それを固定化するような。常時、離島の求人には口永良部は何かいつも載っているよみたいな。民間で、個人で、こんな仕事ありますよなんちゅって通信で出している人もいたりしますが、町も主体的になって、やはりそういうことをやっていただきたいなど、そういう専用ページをホームページの中にきっちり設けていただきたいなというふうに思いますが。

現実問題で、いつもそこに来てから何かばたばたしているような気がしますけど、そこら辺はどう思われますか。前、もう退職された副町長とかなり突っ込んで、去年の今頃、語ったことあるんですけど、今回まではそうだけど、次からはそういうスタイルをきっちりつくっていかんといかんねみたいな話はしているんですけど。そこら辺のシステムのつくり方みたいなものはどんなふう感じられますか。難しいですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

現実的に、例えば出張所の職員であれば定年延長のお話もしていますし、その方が来年辞めるということであれば早急に対応しないといけない。後継者の育成のためには、ダブる期間が当然ないといけないということで先程答弁をさせていただきました。また、看護師についても、来年も引き続きという声があるみたいです。そのことについては、勤務状況を判断しながら、採用予定していきたいと。

現状いるうちに、なかなか次の募集までかけられるのかなという気はあります。ホームページ上で募集をかけるとなれば、色々またリンクもできるでしょうから、そういう時期になれば、会計年度任用職員で、職種を含めて募集がかけられるんじゃないかというふうには考えます。

○14番（寺田 猛君）

分かりました。どうも私が聞いている情報のあれとちょっと、総務課長がおっしゃっているのが少し違うなというような気がしますからあれなんですけど、現状で働いている方がいらっしゃるのにそういうのどうのこうのというのはもちろん失礼な話で、そういうことをすべきではないと思いますけど。

どうも後手後手に回らないようにしていただきたいなというのと、やはり今いらっしゃる方も何か事情があって、町の前、教員住宅に使っているところに住まれているみたいですけど、彼が辞めるような、何かそうなれば、どうしてもまた出張所職員用の住宅みたいなものが必要になってくるだろうと。家族留学あるいは単身で生徒が増えれば、教員住宅がもう足らなく多分なるんだろうと思うんですけど、そういう意味では、空いているんじゃないかというんじゃないかと、空いてんのは当たり前ぐらいの、いつ誰が来てもいいよみたいなのが現実的な理想だろうと思いますので、そういう意味では何かち

よっと話が、いつもこの話しするとかみ合わないんですけど、まあ、現実の世界はそういうもんなのかなというふうに思いますので。

一方では、やはり常に人が足りない、人材不足だというのは、日本全国どこも離島、山村、僻地はそうでしょうけど、口永良部の場合は顕著にそういうのが現れますから、ぜひそういう姿勢だけは取っていただきたいなというふうに思います。

3番目に移ります。

公立図書館、屋久島の場合、私どもの場合は図書室ですけども、ありようについて、教育長の見解をぜひ伺いたいなと思います。

日本全国、図書館を核にしたまちづくり、今、非常に顕著にした成功例をたくさん目に最近します。全国的には、佐賀県の武雄市なんかはトップバッターじゃないかな。九州ではそうじゃないかと思うんですけど。ここ何年かは、都城が、中心地にあった百貨店、閉店したところを市が買い上げて、市立図書館をつくって大変なにぎわいだというのを、なんか娘が見に行って、お父さん、すごかったよというような話を聞いたことがありますけど。

鹿児島市も、今、天文館の元タカプラ、あそこなんか、7階か8階はワンフロア市立図書館にするんだってというふうな構想があるみたいですけど。

そういう意味では、図書館、本、読書活動も含めて、人が集うというのは、そういうのを核にしたところは成功事例ありますが、残念ながら、私どもの場合は集落が点在しておりますし、1か所に集中するというのはなかなか現実的には難しいんだろうなと思いますけど、公立の図書館のありようみたいなものをどのようにお考えか、ぜひ見解をお伺いしたいんですが。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの図書室のありようについての御質問にお答えいたします。

本町公立図書館は、町民の利便性を低下させることがないように、現在、宮之浦と尾之間の2室を運営し、さらに遠隔地や交通手段のない方にも図書に触れる機会を確保するために、巡回図書車、これを1台運行している、これが現状でございます。

その図書室の利用状況でございますけれども、31年度、昨年度の利用実績は、両方の図書室合わせて延べ1万7,000人の利用がありました。宮之浦図書室が約1万1,000名、尾之間図書室が約6,200名、巡回図書車のほうが約3,300名で、1年間の図書の貸出し冊数が約5万7,000冊というような実績になっております。

多くの方々に充実した図書を提供するために、両図書室合わせて年間で約650冊程度の本を新規購入しております。利用者の要望に応えながら、学習意欲に対する支援を行っておるつもりでございます。

また、本の貸出しだけではなく、図書室の職員が、ボランティアの協力を得ながら、

月に一、二回程度の定期的なおはなし会、夏の夜やクリスマス等、時節に合わせた特別なおはなし会など、子供たちの読書に対するきっかけづくり、子育て世代の方々のコミュニティづくりの場を提供しているところでございます。

先程、武雄市、都城の例なども出てまいりましたが、今度の展望につきましては、今年度中の事業といたしまして、コンピューターの管理システムの整備と図書室ホームページの開設を予定しております。これによって、町民の誰もがどんな場所からでも、インターネットを利用し、図書の貸出し状況や新刊本の案内、各種イベントの情報を得ることができ、より一層利用しやすい図書室の基盤を構築できると考えております。

また、このシステムは、学校図書室とも連携が可能であるため、学校教育に対しましても資料提供支援をスムーズに行うことが期待されております。

さらに、システム整備の一環といたしまして、読書通帳を導入することにより、図書の貸出し履歴が知的財産としていつでも確認することができるようになりますので、利用者の読書意欲のさらなる向上が期待され、これからの生涯学習社会の拠点となる公立図書室になるものと考えております。

以上です。

○14番（寺田 猛君）

一昨日、南日本新聞に鹿屋の東原小学校の記事が出ています。昨日の南風録にも同じような、学校図書館と地域との関わりみたいなものがクローズアップされた記事が載っていましたが。今年の教育委員会がやろうとしているやつがどういうものなのか、もうひとつイメージよく湧かないんですが。

私、ちょっと事情がありまして、七、八年前に、徳之島に40日ぐらい通算でおったことあった、出たり入ったり。そのとき、暇なもんですから、徳之島町の図書館に行ったり天城町の図書館に行ったりして時間潰していたんですけど、そのときもうカードありましたよ。8年ぐらい前、9年ぐらい前。もうカードがあって、何回か借りて、もうカードつくってくださいって言って、カードつくった。図書館も、立派な図書館です。徳之島、亀津にありましたけど、立派な図書館です。そういう意味では、もう屋久島は比べてもしょうがないですから比べませんけども。

一方では、巡回図書みたいなものの実績みたいなものは、僕がもう帰ってきてからすぐの頃からありますから、平成の頭ぐらいからあるんじゃないですかね。ですから、もう30年以上になると思うんですけど。あれはあれで、すごくウエイト高いと思うんです。瀬戸内海なんかでも、よくテレビでやっておりますけど、巡回、NPO法人がブックカフェみたいなのがずっと走るじゃないですか。ああいうのはああいうので、お年寄りだとか、今、先生がおっしゃったパソコン使える人はいいですけど、やっぱり巡回図書車が来るのを待っているようなお年寄りもいたりして、そういうことのほうがやっぱり地

域には根差すんじゃないかなと。そういう意味では、合理化していくのはそれはそれで結構なんですけど、一方ではそういう巡回図書みたいなものもしっかり継続して残していただきたいなというふうに思います。

屋久島の場合、そんだけ土台があるかどうかというのはよく分からないんですけど、図書館の管理そのものを町が直接するんじゃないなくて、どっかNPO法人だとかそういう読書活動にすごく情熱のある方々にしてもらって、そういう動きってのはありませんか。必要性は感じませんか。どのように思いますか。

○教育長（塩川文博君）

今、非常に私、個人的なんですけども、感じております必要性というのは、常駐の図書館職員が欲しい、町の役場職員として。会計年度任用職員ではなくて、専門の、できれば司書補ではなく、司書の資格を持った職員が欲しいなというのが一番大きな要望でございます。

今おっしゃられた、NPO法人などのほかの民間団体等への委嘱ということについては、今のところ特にその必要はなく、今の体制でも何とかやっていけるのではないかなというふうに思っております。

○14番（寺田 猛君）

指宿ですかね、ブックカフェの、何かすごくエネルギッシュに活動しているところがありますね。そういう意味では、屋久島にもそういう素材みたいなものはあるんじゃないかなというふうには思うんですが、教育長がおっしゃるように、有資格者、きっちりしたものを持って、それに経験が伴ったきょうなおいんでしょうけど。それが理想ではありますから、ぜひそういうことも模索していただきたいなというふうに思います。

抽象的な話になりましたけど、教育長が築こうとしているシステムはぜひ期待していきたいと思っていますので、読書活動、なかなかやっぱり、何ととっても社会教育の核だろうと思いますので、ぜひやっていただきたいなと思います。

最後になりますけど、ちょっと余談なんですけど、町長、今回、奄美大島に行かせていただいて、私は今回で4回目だったと思うんですけど、南部のほうに、古仁屋のほうに行ったことなかったんで非常に楽しみにしていたんですけど、山また山で、すごく、名瀬に色んな行政施設があって、古仁屋にも警察署があったり、合庁なんかもあったりして、遠いんだろうなと思っていたんですけど、車で50分、55分ぐらいで着いて、こりゃ、通勤圏だなと思いつつ行ったんですけど。

トンネルが、もうすごいんですよ。トンネル、トンネル。山越えでこんなして行くのをイメージしていたんですけど、上り下りもほとんどなくて、三太郎峠というところ行ったら、ここが三太郎峠かと、何か昔からよく色んなあれに出てくるところだなと思いつつ通っていたんですけど。

古仁屋に行きまして、古仁屋で一通り研修をして、職員の方が展望台に連れてって来て、世界遺産登録地域だという森を展望台から見せて、あの下を通ってきたんですよ、トンネルでみたいなので、そのとき思ったんですが、屋久島の例えば西部林道。西部林道と奄美の森と、トンネルの役割とかウエイトどう違うんだろなという、そんなことを。まあ、奄美は世界遺産、自然遺産になる前にトンネルを通していますからあれなんでしょうけど、私ども、世界遺産のところにも5キロとかそれぐらいのトンネルを通すとやっぱり具合悪いのかなとかって、そんなことを色々思ったんですが。ああいう離島の中の山また山の厳しいところでも、まあ、国道だからかなと思ったりもしますが、トンネルを通せば、遠いなというのはもうほとんどないんだなというのがよく分かりました。

屋久島も、今、たまたま控え室で思ったんですが、例えば永田の岳之川から瀬切のほうにトンネルを通すとどれぐらいで行くか。今の既存の道はもう通らないんですよ。灯台もあそこはあのまま置いて、永田の灯台の手前からトンネルを通して瀬切のほうに通すと何がどう具合悪いんだろかと、そんなこともものすごく思いましたので、また町長、考えといてください。

以上です。終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月8日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時59分

令和2年第4回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和2年12月8日

令和2年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年12月8日（火曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
8番 榎 光徳	<p>1. 小中学校のスクールバス運営について</p> <p>(1) 北部・南部の格差解消について、現在のスクールバス運行は北部と南部では通学距離の基準等に格差が生じているが、改善する考えはないか。</p> <p>(2) 路線バスと借り上げバスとでは、児童・生徒が利用する際、安心・安全等のリスクの違いがあると思うが統一する考えはないか。</p> <p>(3) 改善が可能となった場合、新たな費用負担や運行基準の見直しが必要と思われるが、保護者が負担することなく、又、新年度からの運用が可能となるよう早急な対応が望まれるが、町長の見解を伺いたい。</p> <p>2. 携帯・カーラジオ等の不感地域解消について</p> <p>(1) 通称西部林道の携帯電話や、南部地域のカーラジオ等不感地域の解消について、これまでの対策はどのように行われてきたか。</p> <p>(2) 緊急時等の、臨時的な通信施設の設置は考えられないか。</p> <p>3. みらい留学制度の支援策について</p> <p>(1) 現在実施されている下宿生への補助金額や、キャパシティー（人数）等の見直しは出来ないか。</p>	<p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
15番 大角利成	<p>1. 児童・生徒のバス通学改善策について</p> <p>(1) 6月の議会定例会以降におけるスクールバス運営検討委員会等の開催はどのような状況であったか。</p>	<p>教 育 長</p>

	<p>(2) 検討委員会から町（教育委員会）への答申（提案）はあったのか。</p> <p>(3) 今後の対応策についてどう考えているのか。</p> <p>2. 防災対策について</p> <p>(1) 地域防災マネージャー制度に対する見解はどうか。</p> <p>(2) 地域防災マネージャーを採用する考えはないか。</p> <p>3. 西部地域（栗生校区・永田校区）の活性化対策について</p> <p>(1) 人口減少の実情をどう捉えているか。</p> <p>(2) 交流人口増対策についてどう考えているか。</p> <p>(3) 青少年旅行村（栗生）の施設改修はどう考えているか。</p>	<p>教 育 長</p> <p>教 育 長 町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
5 番 上村富士高	<p>1. 観光活性化について</p> <p>・新型コロナで落ち込んだ観光に対して</p> <p>(1) 滞在型観光として観光の森をつくり、観光者に記念として杉の苗を植樹していただいたらどうか。（来年の屋久島憲法100周年記念として開始）</p> <p>(2) 来年来られる観光者に対して、限定数の記念品を配る考えはないか。</p> <p>2. 屋久島独自の顕彰及び表彰について</p> <p>(1) コロナ禍にあって町民に元気になってもらうために、各分野ごとに顕彰、表彰を幅広く行ったらどうか。</p> <p>3. 第2次振興計画について</p> <p>(1) 人口減少に歯止めがかからない状況だが、この1年コロナの影響の中、定住対策や婚活事業などの成果と今後の対策はどのように考えているか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

<p>4番 岩山鶴美</p>	<p>1. 屋久島町が管理運営している施設について ・将来的展望・方向性を教えてください。</p> <p>(1) 屋久島総合自然公園について</p> <p>(2) ゆのこの湯について</p> <p>2. ペットの火葬について</p> <p>(1) 屋久島町の焼却施設を使ってペットの火葬ができるように、町民に寄り添うことはできないか伺います。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
----------------	--	----------------------------------

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課参事 （農村整備担当）	日高望君	電気課長	内田康法君
地域住民課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
教育振興課長	計屋正人君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。本日の日程は、配付をいたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、8番、榎光徳君に発言を許します。

○8番（榎 光徳君）

皆さんおはようございます。去る2月3日、クルーズ船ダイヤモンドプリンセス号が横浜港に寄港し、コロナ感染のニュースが発表されてから10か月が経過をいたしました。あっという間に世界中に感染が広がり、その対策について、新聞、テレビ、マスコミ等においては連日放送されていますが、一向に収束の兆しが見えない現状であります。これからいよいよ寒さが厳しくなっております。コロナに加え、インフルエンザの流行も気になってまいります。まずは、自分の健康、自分の身は自分で守る、自分の健康は自分で守る、このことは当然のことではありますが、これを徹底することが家族を守り、他人や地域への感染を防ぐ、こういうことにつながっていくのではないかと考えております。お互いに気をつけながら、日々を過ごしていきたいものだと思っております。

それでは、通告に従い、町長及び教育長に質問いたします。

まず1点目の小中学校のスクールバス運営についてであります。平成19年10月の両町合併から13年が経過をいたしました。この間、スクールバス運行についても、しばしば議論を重ね、同僚議員や先輩議員による一般質問も行われてまいりました。

先般、久しく開催されていなかった第3回目となる検討委員会が開催され、作業部会での協議内容を踏まえ、今後の運行計画の素案が提示をされました。これまでの議論が一気に集約され、ここにきてようやく解決の糸口が見えてきた感がありますが、そこで教育長にお尋ねいたします。

現在のスクールバス運行は、通学距離の基準等で北部、南部それぞれの格差が生じていますが、その基準等についての考えをお示してください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの榎光徳議員の小中学校のスクールバス運営についての御質問にお答えいた

します。議員の御質問にありますとおり、現在の小中学校スクールバス乗車の距離基準が南部、北部で異なっております。これは、旧両町の合併前の基準が異なっていたことに端を発しますし、合併協議の中でも統一化ができず、これまでも幾度となく町議員の一般質問等により、早期解決を促されてきた問題でございます。教育委員会では、この基準の運用差を埋めるべく、合併5年後の平成24年度にバス乗車問題を解決するための小中学生通学対策協議会を、そして現在では先程お話ありました平成30年度末から、町スクールバス運営等検討委員会を組織、開催するなどしてまいりました。スクールバス乗車基準の格差解消とその運用の一本化を図る取組を現在継続しているところでございます。

以上です。

○8番（榎 光徳君）

先程申し上げましたが、久しく検討委員会が開かれていなかったわけですが、これまでの協議の中で、この距離の問題で、なかなか北部、南部それぞれのこれまでの経緯を踏まえながら、双方の言い分といいますか、そういうことがありまして、なかなか一本化できなかったわけですが、この前の検討委員会の中でも、その現状の運行の距離等についての資料が示されました。これによりますと、やはり特に南部のほうでは、距離が相当長い距離があるというようなことで、ここら辺を北部の基準に合わせるといって喧々囂々やってきたわけですが、今回示された案では、相当な緩和措置というか、これならお互い納得がいくだろうというようなことが示されたわけですが、ここら辺について、教育長、統一をされた距離というか、そういったのを提案をするということについてはいかがでしょうか。（発言する者あり）

○教育長（塩川文博君）

私個人の意見はさておきまして、今回の検討委員会が出された答申に基づきながら、町長部局とも相談をしながら、距離のほうは検討してまいりたいと、尊重しながら検討してまいります。

○8番（榎 光徳君）

今ちょっと後ろからもありましたけれども、これは検討委員会で示されたことであって、これを具現化するためには、やはりこれからの色々な動きが出てくるわけですから、ここでやはり確認をする意味はあると、教育委員会の教育長の考えもある、あるいは後も出てきますけれども、予算等に関しては、これは執行部の考えも出てきますので、あえて私はここで提案をしておりますので、そういったことで理解いただきたいと思います。

当然これまでのスクールバスの運行については、本当に長年の、最近ではここ七、八年色々議論されてきましたけれども、過去においてはもう40年以上議論されてきている

ことであるわけです。これも皆さん御承知のとおりですけれども、それは北部、南部、学校統合の問題から、あるいは校舎移転とか、色んな問題を抱えながらやってきたわけですから、そこら辺を踏まえて今回こういう素案が出てきていますので、これをどうしてもやっぱり私はしっかりと具現化してもらいたいという思いから提案しておりますので、そこら辺はぜひ理解いただきたいと思います。

それで、次の2番目の質問に入っていきますけれども、今スクールバスの運行については、全町的に路線バスを利用しているわけですけれども、貸切りバスと、それから通常の路線バスというようなことで、この運用についても、それぞれ格差が生じているというような状況ですけれども、ここら辺の考え方についても統一した考えというか、そういうのは教育長、どのように考えておられますか。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの御質問ですが、本町が委託しておりますバス会社には2つの形態により、その業務をお願いしているところでございます。利用する児童生徒数や運行ダイヤの実情によりまして、委託バス会社と協議の上、運行を決定しているところでございますが、これまでに路線バス利用を全て借上げ、貸切りバスへ変更してほしいというような要望は出ておりませんが、コロナ禍にある今年に限りましては、観光客等と同乗することになる路線バス利用への不安の声は聞くこともございました。中学校における土日に行われます部活動等の対応を含めまして、全てのスクールバスを借上げ、貸切りにすることにつきましては、ダイヤ調整やその対価的にも困難ではないかと思っております。また、全てのスクールバスを借上げバスとすることにつきましては、一般路線バスの利用者数を下げることにもなりかねませんので、本町における公共交通機関の在り方にも影響を及ぼす恐れがあると考えられます。教育委員会のみならず、町全体で検討する必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○8番（榎 光徳君）

現状、今教育長が申されたことだろうと思うんですけれども、先般のこれも検討委員会での資料の中で、現状は、特に南部のほうで登校時、下校時の借上げバスと路線バスの併合が多くて、今のところ特に借上げバスについては、現状では登校時が6台、下校時が6台という運用がされとるようなんですけれども、これ、改定案では、この借上げじゃなくて路線バスの部分を全て借上げのほうでできないかという検討されとるようなんですが、こうしていただければ、十分利便性が図られるのかなということも当然あるんですけれども、改定案で、今の6台を2台か3台、9台ぐらいまで増やしたいと、3台ぐらいは増やしたいという改定案のようなんですが、当然こうなりますと今までの運用形態から違ってきて、子供たちの利用の仕方も違ってくるわけなんですけれども、私はこれ非

常にいいことかなと思っているんですが、一方で、やっぱり今の運用が例えば朝の時間帯もこれは中身の問題ですけれども、小学校から中学校、高校生まで乗ります。そうすると、その中で特に小学校の下級生等については非常に色々な場合に不都合が出てくるわけです。そして、ここら辺をやっぱり先輩の連中、上級生の連中がしっかりとフォローしてあげればいいんですけども、そういったのがなかなかできない部分もあるとか、あるいは、先だってはこれは一般のバスでの事故で、お客さんが乗って、まだ座席に座るのを確認もしないでバスが出発をして、転倒してけがをしたという事例もあったようですけれども、こういったことも当然スクールバスにも同じようなことが言えますので、そういったことについてはまたドライバーのマナーとか、バス会社等との色々なそういった協議も出てくるかと思うんですけれども、そういったことも出てくるのかなという気がしております。当然今の計画の変更については、バス会社等との協議も出てくるわけですが、そこら辺が今のバス会社はバス会社で現行のそういう通常のダイヤ設定とか色々なことがあるわけですから、本当にそういうのができそうなのかどうかというのが出てくるんですが、そこら辺については、何か情報をつかんでいるとか、何かニュアンスはどうでしょうね。

○教育振興課長（計屋正人君）

検討委員会終了後、検討委員会から意見書を提出をいただきました。それを受けて、教育委員会では、直ちにバス会社と検討委員会で協議をしたダイヤの実現、そしてその実現に伴う見積もりといったところを依頼してございます。残念ながら、まだ今日時点でその見積もりといったものが上がってきてはおりませんが、一応感触としては、ダイヤの実現はすぐではありませんけれども、少しバス会社内で協議が必要になるが、大丈夫ではなかろうかというような感触は得ているところです。

以上でございます。

○8番（榎 光徳君）

そこら辺の協議はぜひ、十分に詰めていただきたいと思います。そこで今後の流れというか、当然新年度を見据えて計画は進めていくということになりますと、今の案を定例教育委員会ですか、そういったのにかけていたり、それで結論が出れば、次の段階で執行部との予算折衝とか、そういうことになっていくと思うんですが、そこら辺のスケジュール的なものはどのように考えていらっしゃいますか。

○教育振興課長（計屋正人君）

今後のスケジュールにつきましては、教育委員会としては、やはりこれまでの格差の解消を図るためのバスの運営等の検討委員会を行ったわけですので、この意見書に従いまして、進めてまいりたいと思っております。次回の定例教育委員会できちんとその意見書報告を行った上で、バスの乗車要綱がございまして、その要綱の改正を図ってま

いりたいと考えてございます。ただ、これから本格的な予算の積上げ、見積もりがまだ出ていませんので、まだきちんとこれからの話になりますが、ある程度の予算の確保が見込まれた段階で要綱改正というような形になるかと思えます。あと、並行して学校等とも詰める必要があるかなと思ってございます。

○8番（榎 光徳君）

わかりました。基準というか、そういったのの見直し、これ定期券の交付要綱の改定ということですか。そういったことももろもろのことが出てくるとは思いますけれども、ぜひ新年度に間に合うような格好で、定例教育委員会は次回はいつの予定ですか。

○教育振興課長（計屋正人君）

次回、12月25日の予定でございます。

○8番（榎 光徳君）

ぜひ、実現に向かって努力していただければと思います。

それでは、今の件を踏まえて町長にお尋ねをしたいと思うんですが、今具体的には検討委員会で示された素案に基づいて、当然定例教育委員会やら、そういう基準の見直しやら、もろもろの整備をしながら、新年度に向けての取組ということになってきますと、当然のことながら、予算面に関係してくるわけですが、今のところバスの運行についても、見積もりを出していると、どれぐらいかかるか、私が聞いたところ、1,000万円か2,000万円の範囲内かなというところもちょっと聞いたところなんですけども、そういったもろもろのことが出てくるんですが、大変出費、多難な折、また町の財政にもかかってくるわけですが、やっぱり保護者としても、できる限りその負担がないように、そういったことを思っていると思うんですけれども、そこら辺の考えについては、町長、予算措置という点では、どういう考えでいらっしゃるでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

スクールバス運営等検討委員会の意見書を教育委員会に出し、私も供覧をしております。それに沿って来年度予算措置をしたいというふうに思っております。

○8番（榎 光徳君）

予算措置をするということで答弁いただきましたので、やっぱり先程申し上げましたように、本当に合併後もそうでしたけども、合併前からこれはもう40年来の長年のそういう地区民の思いというのがあったわけですが、ここに来てやっぱり相当そういう点では解決を見出してきたということになりますので、ぜひそこはひとつよろしくお願いをしまして、この件については終わりたいと思います。

次に、大きな2点目なんですが、携帯電話の不感あるいはカーラジオ、特に南部地域なんですが、ここら辺の不感地域があります。これについても過去に色々議論がされてきて、同僚議員の質問もあつたりとか、色々してきたわけですが、やはり未だに

これが、特に西部地区とか、あるいは南部安房以南、そういったところは本当にラジオも入ってこないというような状況にあります。そこら辺の状況打開のためにどういう対策が図られてきたのか、まずはそれをお尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

屋久島町内の携帯電波不感地域につきましては、毎年8月末時点での状況を調査をし、現在、西部地区、白川地区、口永良部島の田代地区、口永良部島寝待地区の4か所について、県及び主要携帯電話会社に対し、不感地域解消についての要望書を提出をしております。基本的に、基地局から携帯電話通信用としてアンテナまで光回線の敷設が必要であること、電波が必要であることが前提であるため、山間部及び西部林道への建設は困難となっております。今年度の光回線敷設工事により、永田方面は灯台まで、栗生方面は大川の滝まで敷設整備を行う計画であるため、今後通信事業者による携帯電波利用可能エリア拡大の可能性はあると考えております。

ラジオの不感地域につきましては、NHKが平成30年8月から令和元年7月にかけて年間を通した電波調査をした結果、安定した電波を発信できる栗生旅行村及び平内の上之牧の2か所に電波塔を建設予定をしており、現在土地の取得中で、令和3年度末に完成予定であります。それまでの間にNHKの放送につきましては、平成31年1月号の町報でお知らせをしましたが、名瀬ラジオ放送所の電波を受信することにより、改善をされますので、そちらを利用させていただきたいと考えております。なお、電波につきましては、現在、NHKラジオのみの予定であり、民放についてはまだ目途は立っていないところであります。

以上です。

○8番（榎 光徳君）

ラジオにつきましては、具体的に栗生と平内ですか、電波塔が立つということで、大分クリアになってくるのかなという気がしているんですが、携帯は、特に西部地区は本当に入らないと。今観光客もどんどん来ているわけですけれども、レンタカーあたりで待っていて、途中でトラブルがあったりしたときに連絡の取りようもなかったりとか、そういうのも、苦情というか、そういうのが聞かれたというようなことも聞いております。

2番目の点とも一緒になってきますけれども、特に西部地区については、距離が短い、近いところであればいいんですけれども、例えば今さっき申し上げましたレンタカー等で例えば夕方とか夜間にトラブルがあって、電波が通じない、もうどっちに行こうか、連絡のしようもないということになったときに、これはもう、場合によっては大変なことになりかねないというようなことにもなってきます。やっぱり、今光の導入でどこですか、灯台とかまではという話がありましたけれども、やっぱりこれも何か早急に例え

ば発電機等で緊急の際のそういった通信システムとか、そういったものがないのかどうか。これは色々国県等のそういった関係も出てくるんでしょうけども、何か防災面でもそういったのがないのかどうか、そこら辺はいかがでしょう。

○町長（荒木耕治君）

大手3キャリアにつきましては、自然災害等により、現在利用できるアンテナが利用できなくなった際に応急的に小型アンテナを設置するものであり、もともとアンテナのないところへの設置は想定をしていないようであります。西部林道につきましては、長い区間において圏外となっており、安定した電源と携帯通信用の光回線が敷設されていないため、電波塔建設は困難であり、今後、口永良部島への光敷設完了後、口永良部からの電波により、不感地域を解消することができないか、今検討中でございます。

○8番（榎 光徳君）

西部もそうですし、口永良部のほうも、どちらも今度光が入ることによって幾らか解消されるというようなこと、先だつての元年度の決算特別委員会でもそういうことがありましたけれども、やはり引き続き、これはこれも言い続けられないとなかなか改善されないということがありますので、担当にお聞きしましたらもう県や国にも2回、3回、色々要望も出していると、話もしているということでしたけれども、やっぱり、本当、そういう重大事故につながる色々なトラブルが発生のときの解消、そういったことを考えると、やっぱり早急にこれも対応していただかないといけないのかなという思いがしております。

それと、さっきの南部のほうのカーラジオの件なんですけど、NHKはそういうことでやるということなんですけど、民放において、民放各社、民放へのそういうアタックというか、色々な陳情、要望とか、私、やっぱり、私は北部のですから、南部にはたまにしか行かないわけですけども、それでもやっぱり途中から電波が入らなくなって、非常に残念だなという思いがするんですけど、南部の方たちもやっぱり地元からのそういう陳情とか、そういったのも行政と併せてどんどんやっていくべきなのかなと思うんですけど、そこら辺の動きというのはこれまでにないんでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

ただいまの御質問の件ですけれども、NHKのほうに確認をしたところ、民放が使うことも可能ですよという回答はいただいております。ただ、民放のほうとしては、既に屋久島の5分の4ぐらいのエリアをカバーしているので、今のところ計画がないという回答を得ております。今後も時期を捉えて活動というのが継続していきたいというふうに考えております。

○8番（榎 光徳君）

それであれば、ぜひ、そういったのも探ってみてほしいと思いますが、先般、加計呂

麻に行かせてもらいましたけれども、そのとき向こうでは、FM放送とか、サテライト、ケーブルテレビですか、何かそういったことが非常に進んでいるんです。ですから、FM関係も私よくわかりませんが、そういったことの導入とか、そういったのもぜひ調査をしていただければ、ありがたいのかなと思っております。それと、1つ気になっていたのが、先般、これも先般の元年度の決算特別委員会で話を出しましたけれども、白川地区が、住民の電磁波の関係で、電波塔要らないということであったということが示されたわけですが、やっぱり私これについては、電磁波というのはどういうものか詳しいことはわかりませんが、例えば一般家庭でも、こういう蛍光灯あたりからも電磁波どんどん出ているということも聞いているんですが、それが実際人体にどれぐらいアンテナから出てくるのかわかりませんが、やっぱり私は向こうも必要じゃないかと思うんです。ですから、それじゃあわかりましたということじゃなくて、これは、今反対されている方々だけじゃなくて、ほかの方々もたくさんいらっしゃいますし、ましてやそこに他から例えば観光客が行く、色んなことで行く、そういった方々もやっぱり利用するわけですから、だからこれも説得をしてまた場所の変更とかで電波の状況がよいところに立て直すとか、そういう努力もぜひしていただきたいと思うんですが、そこら辺についてはいかがですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

その件につきましては、決算審査特別委員会のほうでも報告させていただきました。地域住民、地主の方も反対、最終的にはその地区全体で協議もしていただきました。その結果、やはり受け入れられないということでございました。今後も民間事業者がさらに適地を探して立てていただけるというのはできるのかどうか、そこも含めて検討していきたいというふうに思います。

○8番（榎 光徳君）

白川地区についてはそういう状況であれば、その件はわかりました。周囲もまだあることですので、ほかのところよりもそういった点では、まだいいのかなというのがありますから、それにしても引き続きそこら辺も検討していただければありがたいなと思っております。

携帯の不感地域なんですけど、西部林道とか今白川、口永良部のことが出ましたが、例えばあとヤクスギランドですとか、山間部の不感地域もあるわけですが、これ、ちょっと通告にはしていませんでしたが、ここら辺の状況というのは、遭難対策とかそういったにも関連が出てくるんですが、もし状況おわかりであれば教えてほしいんですが、そこわかりますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

本年度の事業におきまして、ヤクスギランドまでは光が敷設されます。白川について

は、ちょっと距離が長いということ、鉄塔の位置が難しいんじゃないかという話は伺っている、ちょっとはつきりしませんが、そういう状況です。

○8番（榎 光徳君）

わかりました。ラジオも含めて、不感地域の解消、努力をしていただきたいと思います。

それでは次に、大きな3点目ですが、みらい留学生の対策ということなのですが、この件については、昨日同僚議員からも色々、大島上島の例ですとか、古仁屋の例ですとか、具体的に議論がありましたので深くは申しませんが、今、屋久島高校の受入れ態勢に関連して、寮は要らないというか、必要性を感じていないということ、昨日、町長もあったんですけども、そういった中で、現状、当然屋久島高校には町も色々な補助金たくさん出してもらっているわけですけども、この下宿についても、今現状2名に補助金を出しています。来年も2名ということが昨日示されましたけれども、どこのこういった学校も色々な対策を講じながらやっているわけですけども、今後、これが2名が4名ということではなくて、町長も言いましたけども、5名が10名、15名ということで、先々そういった状況好転していった場合に、ここら辺の予算措置を、これも財政に関することなのですが、予算措置をしていただきたいと思いますという思いがあるんですが、ここら辺についての町長の考えをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

昨日も相良議員から、小中学校のことについて質問を受けました。本来、私は町がやるべき仕事、小中学校の環境の整備、あるいはそういう安心、安全を担保する、これが私の第一義だと思っております。それは屋久島高校もそうですけれども、屋久島高校も今一生懸命やっているんです。だけど、昨日も言われますように、まだ小中学生の教育環境の整備、あるいは遊具等々の問題、そういう問題をやらなければいけない、それを置いて屋久島高校のことを特化してやるということは、私はいかがなものかというふうには個人的には思っておりますが、屋久島高校といえども、私どもの町の高校ですから、それなりにできる限りの支援は今までもしてきたつもりでございますし、これからもやろうとは思っております。

今現在、屋久島町町外高校生受入支援金交付要綱に基づいて、下宿生に対しましては、月額4万円の支援をしているほか、年1回となりますが、3万円を上限とし、帰省に関する費用の支援をしています。下宿費用は、おおむね8万円であり、2分の1を支援していることから、現段階では、特に見直すことは考えておりません。

県外からの高校生受入れ人数につきましては、特段制限は設けておりませんが、本町としましては、1学年5人、3学年で15人程度を目標として、屋久島高校と情報を共有し、取り組んでおります。来年度の町外からの進学者は、現時点で2名の予定であるこ

とから、屋久島で学びたいという生徒数の増加に向け、屋久島高校と連携を図りながら、地域みらい留学制度に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○8番（榎 光徳君）

町長に金のことばかり言うとお叱りを受けるかもしれませんが、本当にさっき町長が申されたように、私も同感です。県立高校ではありますけれども、やっぱり島内唯一の高校ということで、地域に及ぼす影響力というのは相当なものがあるわけですから、やっぱりこれを存続させるための努力というのは、当然町もしていかなければいけないわけですが、クラス減とかそういうことにつながる要因というのが今の生徒確保ということになるわけですが、ほかの学校でも、今ちょっと参考までに古仁屋のやつを、町長、教育長のところに資料お渡ししましたけれども、この古仁屋も相当の色々対策をしているようです。ここにあると、様々な7つから8つぐらいの補助制度を設けてやっていますけれども、当然屋久島町も町長から言わせると、うちはこれ以上にやっていると、本当にバスの通学補助から、今回一律4,000円にしたこと等にしても、非常にそういった手立てもしてもらっているわけですが、やっぱりこれについても引き続き、屋久島高校は閉校ということにはならないんでしょうけれども、やっぱりクラス減ということが大きなネックになってまいりますから、それはさせないための努力というのを惜しんではならないと思っていますので、ぜひそういった、今1学年5人の15人ぐらいまでは確保していきたいということでいただきましたので、ぜひそういったことは担保していただきたいと思います。町長も屋久島高校卒業生でありますし、最近では職員採用も、毎年やっているようです。やっぱりやがて屋久島を背負っていく子供たちが、そういったことにも全てつながっていくわけですので、ぜひそういう思いで今後も引き続き取組をしていただければありがたいなと思っております。

以上で終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、大角利成君に発言を許します。

○15番（大角利成君）

お疲れ様です。一般質問も中盤戦に入りました。6番バッター、大角利成でございます。議長の許可をいただきましたので、早速質問させていただきます。

今回の質問は、児童生徒のバス通学改善策について、防災対策としての地域防災マネージャー制度について、整備地域、とりわけ栗生校区、永田校区の活性化対策についてと大きく3点であります。町長、教育長の前向きで誠意ある答弁を求めます。

まず1点目の児童生徒のバス通学改善策についてお尋ねをいたします。さきの同僚議員の質問と重なるところも出てくるかもしれませんが、御了承ください。できるだけ割愛はしたいと思っております。本件については、今年6月の町議会第2回定例会において問うたところですが、教育長は、「令和元年度中にスクールバス運営等検討委員会を1度も開催していないので、なるべく早く検討委員会を開催して結論を出しながら、子供たちにあまり負担がない、子供たちが安心、安全で登校できるような環境をつくっていきたいと思っている」と答弁されております。6月の町議会第2回定例会以降におけるスクールバス運営と検討委員会の開催状況はどうであったのか、まずはお尋ねをいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

大角利成議員の児童生徒のバス通学改善策についての御質問にお答えいたします。

今年度6月に開催されました第2回議会定例会一般質問におきまして、大角利成議員から、町スクールバス運営等検討委員会の開催状況の質問を受け、令和元年度が開催できなかったこと、そして、令和2年度中の再開について答弁いたしました。それ以降の状況でございますが、令和元年度の5月が第1回作業部会を開催でございます。これまで、事務局から提出いたしました資料を作業部会で精査した上、一定の方向性が事務局に示されました。事務局におきましてその方針を具現化するための情報収集と資料作成を行うこととなりましたが、その作業に大変時間を要することとなりましたけれども、令和2年10月下旬に事務局での資料作成が完了いたしまして、10月30日、第2回作業部会にて、作成資料をさらに精査をいたしまして、作業部会の報告をまとめました。令和2年、11月24日に中断しておりました第3回町スクールバス運営等検討委員会を再開いたしまして、その中で作業部会報告を行いました。全14名の委員が参加のもと、部会報告を検討し、検討委員会の意見として取りまとめることにいたしました。

以上でございます。

○15番（大角利成君）

6月の定例会以降、今の報告で作業部会を開き、そして第3回目の検討委員会を開催したということでもあります。同僚議員の中に委員の方もいらっしゃいますので、何度か情報は収集したつもりでありますけれども、細部にわたって情報収集ができなかったこと、議員として、私自身大変反省をしておるところもございます。早々に協議検討をし

ていただき、大変前向きな姿勢に敬意を表するところです。

さて、さきの同僚議員の質問の中の教育長の答弁で、検討委員会からのいわゆる意見書、答申といいたいまいしょうか、があったような答弁でございましたけれども、その内容についてはどのようなものであったのかお尋ねをいたします。

○教育長（塩川文博君）

意見書の内容についての御質問でございますが、意見書の内容につきましては、遠距離通学児童生徒通学定期券交付要綱第3条に改正を求める内容となっております。第1項では、現行の通常の通学手段により、自宅から学校の校門までの通学距離が小学生にあつては4キロ以上、中学生にあつては6キロ以上の者とするとなっておりますけれども、それを今回は学校の校門から最寄りのバス停までの距離が2キロ以上の者とするとなっております、現行の北部地区の運用実態を南部地区に適用した形となっております。

また、第2項におきまして、前項の規定に該当しない児童生徒のうち、町長が特に認める者にあつては、前項の規定にかかわらず定期券の交付対象者としてすることができるとしてございまして、これは、通学距離が1.7キロ以上で、乗車座席に余裕がある場合、もしくは特別の事情があり、歩行による通学が困難である者の利用を想定したものとなっております。

なお、これまでの協議内容から、アンケートによりますと、南部の保護者の中にも、現状で問題がないと考えておられる保護者が半分程度いることが推察できますので、町の決定事項として、頭ごなしの基準の変更を行う、そうしますと現状のままで問題ないと考えている保護者の反発も予想されますことから、今回設定する基準の範囲内で、各学校、PTA、校区で最終的な適用基準を策定し、乗車の判断は、保護者が行うようにすべきという形でまとめられておりました。

以上です。

○15番（大角利成君）

通告後に検討委員会の資料は私も目を通させていただきました。今、教育長が申し上げたようなことが案として出ておりましたが、そのような案が協議、決議されて、今おっしゃったようなことで答申があったというふうに理解してよろしいですか。

○教育長（塩川文博君）

そのとおりでございます。

○15番（大角利成君）

私がこれまで再三申し上げてきた島内における格差解消ということで、町民の方々は大半が納得できる方向性が見えてきたのかなど、このように思うところでございます。

今後の対応策についてでございますが、さきの同僚議員が色々質問いたしました、答

弁を聞かせていただきました。私がこれまで聞いたお話ですと、この正月明けに子供たちの自転車の購入について、各家庭で色々と話をしたり、準備に取りかかってきたようなことを聞いております。早めの検討を町長部局ともしていただきまして、方針をできるだけ早く出して、その方針を各学校、各保護者に情報を流してほしい、そんなことを希望するところです。今回、6月に私が一般質問をしてから、数多くの御意見、直接会ったり、あるいは電話等でお聞きすることができました。また、今回の議会開催に当たり、検討委員会での情報をお聞きした保護者の方々からも色んな連絡をいただきました。私が申し上げたのは、検討委員会の委員では私はないので、はっきりとは申し上げられないけれども、そのような方向性が示されただけで、町として、教育委員会としての方針はまだじゃないですかと、そんなことを私、今回の議会で一応教育長に、あるいは町長に問うてみたいというような答弁をいたしております。

保護者の皆さん、そして児童生徒の意見を聞きながら、先程申し上げましたように、早めの対応をお願いしたいということで、本件については終わりたいと思います。

次に、防災対策に関する地域防災マネージャー制度関連について町長にお尋ねをいたします。近年各地で頻発する豪雨、地震、台風等の自然災害等に対応するため、地方公共団体においては、防災の専門性を有する外部人材を防災監や危機管理監として採用、あるいは配置する動きが顕著に見られているようであります。国、いわゆる内閣府から地域防災マネージャーとして証明された人を常勤職員として採用、配置した場合は、その人件費の一部が特別交付税の対象となります地域防災マネージャー制度なるものがございしますが、本制度に対する町長の認識と考え、思いをお聞かせいただきたいと思えます。

○町長（荒木耕治君）

地域防災マネージャー制度は、近年全国各地で発生をしておる大規模な土砂災害、発生が危惧されている南海トラフ地震に対応するため、平成27年10月に内閣府により創設された制度で、防災の専門知識や実務経験を有する退職自衛官等を内閣府が地域防災マネージャーとして証明し、各自治体が防災監や危機管理監として採用、配置をするものであります。自治体における危機管理上の課題の一つに、防災担当者の経験や知識不足があると思えます。人事異動等により、数年で担当者が交代するためやむを得ないことではあります。経験不足により、災害時に誤った対応をしてしまう可能性も否定できません。地域防災マネージャーが自治体担当者の補助や災害対策本部での中心的な役割を担うことで、自治体の危機管理及び災害対処能力の向上、並びに地域住民の防災意識の高揚にも寄与するものと考えております。

○15番（大角利成君）

今町長申し上げたように、市町村で災害が発生した場合は、市町村長から県に、そし

て県知事から自衛隊等に災害派遣要請を行うことから、各市町村においても、地域防災マネージャーの採用が必要と言われて、内閣が創立したものであります。鹿児島県の危機管理監と意思疎通が迅速に図られることで、多くの人命を救うことと、多くの財産を守ることができるとの考えから、本県においても県を含め13の自治体が採用しているようであります。

町村では、南大隅町、錦江町、湧水町、そして十島村、私が今つかんでいる情報ではこのような状況であります。我が町は、活火山の口永良部島も控えております。本町における地域防災マネージャー採用に対する現時点における町長の見解をお尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

近年自然災害は複雑かつ大型化し、地震や風水害等により、全国各地で甚大な災害が発生をしており、本町においても口永良部島の火山災害や南海トラフ地震等の大規模災害の発生が懸念をされております。このような大規模災害に備え、地域防災マネージャーの資格を有する方を防災担当者として採用することは、危機管理上有効な策であると考えますが、県内の採用状況や採用によるメリット、デメリット等を調査した上で、検討してまいりたいというふうに考えております。

○15番（大角利成君）

県内13自治体、県以外市町村が12自治体ということであります。まず、本町において、地域防災リーダー研修会なるものが開催されたということで先般、区長から区の役員会に報告がなされたところですが、町として、地域防災マネージャーについて、検討協議をされた経緯があるのか、お尋ねいたします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

検討協議は行っていないと思っております。

○15番（大角利成君）

現在の職員体制で悪いとは私は申し上げておりません。こういう制度を活用して、より一層安全、安心、そして一旦災害が起きた場合の対応はスムーズにできて、町民の人名、財産を守ることができるだろうと思います。この人件費の財源についても、特別交付税ですから、当てにならないといえればそれまでなのですが、私がつかんだ情報では、交付税額は1公共団体1人まで、措置上限額を340万円で0.5、やはり5割の補助をする、で、補助額は年間340万円ということであります。さっき町長が申しあげましたように、県は別として、12の市町村が配置をしているようであります。ぜひ検討していただいて、我が屋久島町としての採用に対する考え方を示していただきたいと、このように思いますので、今総務課長からまだ検討していないということでありましたので、ぜひほかの町村の資料もいただいて、そして御意見も頂戴しながら、検討をしていただ

くように要請をしておきます。

それでは、次の3点目の西部地域、とりわけ栗生校区、永田校区の活性化対策についてお尋ねをいたします。

栗生校区、永田校区は、屋久島島内において人口減少率並びに高齢化比率減少が進化している地域と認識をしております。屋久島他の地域と比べてこの西部区域の現状を町長はどのように思い、感じているのか、まずはお尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

栗生校区につきまして、最近の人口を見てみますと、国勢調査値で平成17年に831名、平成22年に808名、平成27年に729名と減少をしてきております。永田校区も同様に、平成17年に544名、平成22年に528名、平成27年に454名と減少をしてきており、それぞれの校区は、本町の中でも人口減少、高齢化の著しい地域であるといえます。近年、全国的に急速に人口減少が顕著化する中に、本町では令和2年度に屋久島町人口ビジョンと屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をしておりますが、その中で、地域コミュニティの維持の観点から、現在の小学校を維持できる人口構造を目指すようたっていることから、これを指標として各地域の活性化に取り組むこととしております。具体的には、地域の生徒数の確保の観点から、国の離島活性化交付金を活用した山海留学制度を継続的に実施をしているところです。

また、集落の活性化策として、集落の創意工夫で地域おこしを実行していただくことのできる集落の活力アップ事業助成金事業に加えて、来年度以降実施を検討をしております。地域おこし協力隊を活用した空き家バンクの整備、鹿児島県と連携して実施する予定のどんだんかごしま移住就業・起業支援事業等、地域の皆さんと交流を希望される町外の方々が適切にマッチングできるよう、各種支援策を講じて、移住者及び交流人口の増加に取り組んでいくこととしております。

○15番（大角利成君）

栗生校区、永田校区の西部地域は、南部、あるいは東部地区と比較すると島外からの移住者、いわゆるIターン者数というのは、少し少ない状況下にあるのかなというふうには私は思っております。

永田校区は、永田浜、永田川と自然景観にも恵まれ、また、ウミガメ上陸日本一とあって、ウミガメ資料館、そして、歴史的建造物と言ってもいい永田灯台があります。また、栗生校区については、大川の滝や栗生川、そして中間のガジュマル大木といった恵まれた自然景観、そして、人的に整備されたものでございますけれども、石楠花の森公園、そして青少年旅行村等の施設があります。先程答弁の中で、町長はもろもろのことを対策事業として申し上げたところでございますが、私は両地域の活性化には、交流人口の増に期待するところが大きいと現状では考えております。いま一度、今後の交流人口

口増対策について、どのように考えているのかお尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

屋久島で色んな移住政策、あるいは高齢人口等をやりますけれども、なかなか平均的なものをつくっても、来る人っていうのは屋久島周囲132キロ2,000メートル近い山、やっぱり気候風土がございます。南部の人はここに来ると寒いと言います。ですから、移住をする、そういう人たちは調査をかなりして、今24集落の中で増えている集落は人口が増えていっている、それは一律にというのは私どもの思いですけれども、なかなかいらっしゃる方のニーズというのはまた違う、それをどうするかというのが非常に今本町としても頭を悩ませているところであります。西部地域は、世界自然遺産地域である照葉樹林地帯を初め、屋久島猿、屋久シカなどの野生生物、中間のガジュマル、今議員がおっしゃいました大川の滝、屋久島灯台、いなか浜、横河の溪谷、東シナ海を臨むビューポイントなど、本町を代表する多くの観光素材があります。旅行者の大多数が訪れるエリアであります。交流人口の増加、つまり観光入込みの増加は、西部地域のみならず、町全体として考えなければならない問題でありますので、今後も様々な手法での観光PRやプロモーションを実施をし、観光入込みの増加を図ってまいりたいと思っております。交流人口は、何も島外の方が訪れるだけが交流人口ではなく、栗生校区や永田校区以外の町民が西部地域を訪れることも交流人口の増加となります。先程述べましたとおり、本町を代表する観光素材や海水浴場、屋久島青少年旅行村、石楠花の森公園など、町民が楽しめて健康増進にもつながる施設がありますので、町民が訪れたいくなるような喚起策を検討してまいります。

また、栗生区で毎年実施をされているあらんばら市や永田区の永田八重岳の里歩きなど、各地域独自の催しもありますので、各地域がSNSなどを活用して、広く町民に周知、各地域が自ら集客力を高める努力も必要であると思っております。

なお、コロナ禍において、キャンプなどのアウトドア活動の人気の高まっているようですので、本町はアウトドア志向の方にも非常に適した地でありますし、本町が推進するエコツーリズムの魅力や持続可能な観光の在り方も含め、西部地域の活性化について、屋久島観光協会等を始め、関係機関とともに検討してまいりたいというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

町長おっしゃいますように、町内一体的にIターン者が増えることを望むものでありますけれども、なかなか地域的なことも、気候的なこともあって、うまくいかない部分もあります。そのようなことから、今回私は交流人口についての一般質問をさせていただいたところであります。そこで、交流施設の一つであります青少年旅行村の施設管理について、最後にお尋ねをいたします。

敷地内の草刈り等、日常の管理は、指定管理者である栗生区の努力により、私が見る限り従前よりも大変よくなっているなというふうに、あそこに足を運ぶたびに思っております。しかしながら、建物等の施設維持が少し気になります。町長、最近旅行村に足を運ばれたでしょうか、まずお尋ねします。

○町長（荒木耕治君）

建物を見に行ったわけではありませんが、松くい虫の松を見に栗生に行ったときに、旅行村まで行って、少しではありますが建物も見えてまいりました。

○15番（大角利成君）

であれば話が早いと思いますので、私の質問もすぐ終わると思います。前向きな答弁を期待をいたします。今出ました松くい虫の被害木であります。敷地内にあるあの松くい虫の被害木、現状見てどうでしょうか。今回、また新たに松くい虫防除の補正予算も計上されているようですが、大変危険であるなというふうに私は思います。管理者に聞いたところでは、閉村中であっても、特別、どうしてもという申し込みがあったときには、使用を許可している面もあるようです。早急に撤去すべきだと思いますが、どうですか。

○町長（荒木耕治君）

私もそのように思います。

○15番（大角利成君）

現状にピンクのリボンを巻いていますから、多分撤去するんだろうなと私も思っています。ぜひ、本当に危険ですから、対応していただきたいと思います。

次に、バンガローのテラス、手すり、階段等の現状を見てどのように感じられましたか。

○町長（荒木耕治君）

屋久島青少年旅行村は、青少年が良好な自然に接触をし、豊かな情操を育むとともに、健全な戸外レクリエーション活動を通じて、心身の健全な育成を図り、規律ある生活や協調の精神を体得することを目的として、昭和51年に設置をされたものですが、管理棟は築44年、炊事棟、公衆トイレ、バンガローは築27年から29年を経過をしているところです。管理棟については、平成21年度に外壁改修を実施をしておりますが、他の施設については、長寿命化対策が実施できておらず、中でもバンガローの劣化が目立つ状況にあることから、外壁塗装など、施設の長寿命化について、実施時期や財源等を内部でも検討をしております。

青少年旅行村は料金を徴収して御利用いただく施設でありますので、利用者の皆様に不快感を与えず、安心安全、快適な利用に資するように努めてまいりたいというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

バンガローの傷みについては、認識をしているようでありますが、現況手すり が倒れて、そのままになっているバンガローもあります。あるいは階段が腐食し、一部管理者である栗生区のほうでも手を入れて改修をされているところもありますけれども、なかなか指定管理者ではできない部分であるというふうに私は思っています。ぜひ、これもまた早急な対応を検討していただきたいと思います。

次に、今町長から話がありました公衆トイレの関係であります。大変古い施設でありますから、便座が全て和式でございます。高齢者並びに身体不自由の方々が利用しやすいように年次的に洋式に改修すべきではないかと思いますが、どうですか。

○町長（荒木耕治君）

実施時期や財源等内部で検討しておりますので、公衆トイレも含めてそういうふうにしたいたいというふうに思います。

○15番（大角利成君）

せっかくですから、あと2点ほど、施設の管理について、お尋ねいたします。

台風等で壊れたコインランドリー、最近になって建物は撤去されているようですが、今後の整備状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

ただいまの御質問ですけれども、確かに今年9月に襲来した台風10号で、コインランドリーの施設が損壊をいたしました。我々すぐ撤去をしまして、今後の計画について今検討しています。新たに建設するべきなのか、あるいは管理棟の内部に設置するべきなのか、財政当局とも協議をしながら、計画を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○15番（大角利成君）

撤去されているのを見て、よかったなと率直に思いました。あの壊れた状態でそのまま放置していくというのは、非常に環境的にも悪いなというふうに思っていたんですが、栗生の管理に関わる人と意見交換をしました。旅行村を使用する方々だけではなく、地域の方も利用するのかもしれませんが、これだけの施設整備代がどうしてもコインランドリーは必要だという強い要望がございました。ぜひ、設置についての検討じゃなくて、整備することを前提に、どのような施設を造るのかということ指定管理者の方の意見を聞きながら、前向きに検討していただきたいと思いますが、町長どうですか。

○町長（荒木耕治君）

前向きに検討したいと思います。

○15番（大角利成君）

先程申し上げましたように、指定管理者、頑張っています。そして、町の財産を預か

った以上は責任があるというようなことも関わる方々はおっしゃっていました。ぜひ、地域の方々の希望をかなえる意味からも、町長がおっしゃったように、前向きな検討をお願いしたいと思います。

細かくは最後にやりますが、栗生川の右岸塚崎海岸に向かって右です。旧屋久町時代に人工的に重機を入れて岩を掘削し、海水浴ができるような施設をつくりました。知らない人は見てもわからないかもしれません。シャワーがあるところの前面です。あそこは、人工的に旧屋久町時代に旅行村に来られた方々が自然プールの状態で海水浴ができるようにということで整備をした場所です。先般の私の意見交換の中で、栗生浜の砂場のほうの海水浴場は利用者もいるんですが、それに増して、近年はこの塚崎海岸のいわゆる岩場での海中生物との触れ合いを兼ねて、海水浴をする客が増えてきたというふうに聞いております。あそこのシャワーについては、これまで同僚と一緒に委員会の所管事務調査等で現地も見てまいりました。現況のシャワーは屋根もありませんし、脱衣所もありません。地域の要望としては、シャワーとトイレを併設した新しい施設を整備してほしいというような要望もございましたが、このことについて、町長の見解をお尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

今お話をされているところが若干ピンときませんが、現場を見たことがないというふうに思います。栗生川のほもりには掘削をしてつくった港と、人工的に移したマングローブ、多分その先なんですよ、まだ、川の、海の側という、近々現場も見に行きたいというふうに思っております。ですから、栗生の海水浴場も含めて、そこら辺も検討してみたいというふうに思います。

○15番（大角利成君）

旅行村を下がって行って、塚崎のところにシャワーがあります。あの前方が重機を入れて掘削をしたところでもあります。春牧の海水浴場と全く同じような考えで造ったところですよ。そこにあるシャワー、屋根もございませんし、男女1個ずつのシャワーがあるんですが、地域住民の方々、関わる職員は、ここは先程申し上げましたように、魚と生物等との体験を兼ねた海水浴客が増えているということですので、シャワーの改修、併せてトイレがあったらいいなということがありましたので、お金はかかることですが、ぜひ頭の隅で、また現地も見ていただいて、検討をしていただきたいと思います。

さて、前回第3回定例会において同僚議員の一般質問、県道永田、栗生間の整備の必要性について、町長は通称西部林道は国立公園の特別保護区であり、原則として整備が困難であることから、必要最小限の範囲での整備を県に要望していくというふうに答弁をしております。西部地域の活性化を考えると、栗生、永田間の県道改修はどうあるべきかをいま一度町民、あるいは学識者の声を聞き、議論すべきときに来ているのでは

ないかとの同僚議員の発言に賛同をする1人であります。町長どうでしょうか。通告していませんから答弁は求めません。西部の県道改修が今の方法でよいのか、再度議論をすべきと思います。来年度、令和3年度は栗生、永田間の県道改修整備の議論を再度始める初年度になることを切望して、私の一般質問を終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、上村富士高君に発言を許します。

○5番（上村富士高君）

お疲れさまです。コロナも世界的に広がりを見せ、先が見えない状況である。日本も第3波が広がりを見せている。一人一人が感染対策をしっかりとやっていくことが大事だと思います。水際対策を強化すべきだと考えています。

ある本に、今、政治に求められているのは、感染症の脅威から国民の命と健康、生活を守ること、社会経済活動を軌道に乗せる対策は必要だとありました。そのとおりだと思います。島民が安心して暮らせる対策、施策をしっかりとやっていくべきだと思います。

コロナのニュースばかりで暗い話が多いですが、昨日、明るいニュースを聞きました。探査機「はやぶさ」が小惑星から岩石を採取して帰還したとのことでした。約6年間かけての飛行に成功した。製造に携わった人たちの喜ぶ声が出ていました。100分の1ミリの狂いのない部品の製造だったと聞きました。日本のものづくりのすごさに、改めて感動した次第です。

では、通告に従って質問します。

観光活性化についてですが、これは平成30年2回定例会の一般質問でもしましたが、「協議し、少し検討したい」との御返答でした。

滞在型観光として観光の森をつくり、観光客に記念として杉の苗木を植樹していただいたらどうか、来年の屋久島憲法100周年を記念としてスタートしたらどうかちゅう質問です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

上村富士高議員の御質問にお答えをします。

本件に関しては、平成30年6月議会定例会にて同様の御質問を頂いており、その際は、苗木の所有権の問題や森林組合との兼ね合いもありますから、少し検討をさせていただきたい旨、お答えをしたところです。

日本国内の旅行市場は、今後、人口減少と高齢化も相まって、減少していくことが予想されます。また、近年の旅行形態は、インターネットを利用した個人手配が全体の8割を超えており、マストツーリズムに代表される団体旅行は減少しております。さらに、観光スタイルが「モノ消費」から「コト消費」、つまり、以前は観光の主目的が見ることや地場産品を買うことでありましたが、最近では、充実感を得られる体験や旅先でしかできない体験ができるか否かが重要な要素となっております。

このような状況下、いかに旅行者の滞在期間を延ばし、リピーターを獲得するかが課題であり、本町に限らず全国の離島自治体が悪戦苦闘をしているところであります。滞在型観光の促進に向けて、その場所でしかできないこと、旅行者が体験したいと思うこと、持続可能であることの3点が重要であると、私は考えています。

上村議員のおっしゃる杉の苗木植樹は、本町ならではの体験になり得ると考えられますし、植樹したい方もいらっしゃるかもしれません。

しかしながら、取組の持続可能性を考えたとき、非常に難しい現実があります。植樹した苗木を誰がどのように管理をするのか、財政の厳しい折、長期的に発生するであろう管理経費はどのように捻出するのか、費用対効果があるのか、伐期を迎えるまでの責任を持てるのかなどなど、課題をクリアしなければなりません。

体験メニューの開発を考えたとき、持続可能であるか否か分ける要因は、一定程度の収益が将来的にも見込めるかということが大きいと思っております。

本町ではこれまで、滞在型観光の促進に向け、国庫補助を活用して新たな旅行商品の造成などに取り組んできております。町内事業者をマッチングし、体験コンテンツの充実を図り令和元年度に実施した、五島と屋久島を結ぶアイランドホッピング商品は、受託事業者が本年も商品化して販売・催行するなど、少しずつ効果が表れてきております。

本町には自然資源のほか、里地での体験メニューも豊富になってきていますので、様々な組合せ、あるいは郷土芸能、文化体験などの開発、おもてなし精神のさらなる醸成を図り、多角的に、また行きたいと思っただけの観光地づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○5番（上村富士高君）

まあなかなか難しいという御返答でございましたけれども、今色んな、環境譲与税とか使って、修学旅行生とかそういうところを受け入れて、また交流の中で、この杉の苗木を植えているところも日本中あります、探してみたら。

その中で、屋久島でも、観光協会から森林組合のほうに、修学旅行が来年の2月に来るんだけど、その植樹できないかちゅう相談もあったそうです。それでまた、個人的に自分の山を切り開いて、観光客と知り合ってますね、観光客に杉の苗をどうですかちゅう言ったら、物すごい喜んでいただいて、それで植えて、しかも、帰られて「また必ず来ます」ちゅう伝言まで残していかれました。それも2組おります。

それでまた、ここに働きに来ている、秋田とか、あの近辺の人たちがですね、知り合って植樹に誘ったら、もう大雨の中、植樹されて帰られたんですけれども、「屋久島は物すごいいいとこだ」と。「屋久島に住みたい」ということで、もう秋田の人が1人、3人ぐらいいたんですけれども1人もう今来て、定住しております。

そういう意味から見ても、やはりこの事業は、そのさっき言った、コストがかかるように言われましたけれども、本当は色んな補助事業があって、先々、観光の森をつくれれば、造林とか伐採とかずっといくんですけれども、その手入れはしばらくの間、環境譲与税やらそういうのを使ってですね、造林とかは。そんな一遍に、でかくなるわけじゃないですから。だから少量の土地、つまり町有林を利用して、少しずつそういうのを切り開いていくべきではないかなと思っているんです。

私がこれを何で言うかちゅうと、やっぱり交流をして、屋久島に定住していただくちゅうのが本当の目的であって。やっぱり屋久島のいいところを宣伝するちゅう意味にも、なるのではないかなと思います。そういう意味でやってもらいたいなちゅうことで、これはもう前から、町民の一個人の方なんですけども、そこから依頼も受けていたんですけども、なかなか町長が返事を、返事をしませんので。

というのは、秋田県の北秋田市ちゅうところは、自治体と関連して連携を取ってやっているんですけれども、「都市と山村の友好の森事業」ちゅうやつをやっているんですよ。まあ調べて分かっているとは思いますが、やはり東京とか秋田を結んで、やっぱりそういう児童の交流をやっているんですね。それで、そこに植えたやつを、その補助事業ですと手入れしていると。そういうことも、やっております。

農林地の選定とかそういうのも色々ありますけれども、やはり屋久島に、そういう観光の森ちゅうか、そういうのがあれば、色んなそういう、植樹したいという人がおれば連れて行って植樹させてあげるちゅうような、そういうことができますので、どうかそういうのをやってもらいたいと思います。

もう一つはですね、観光と森づくりを一緒にしたパッケージですので、だから同時進行にできるんですよ。だから、屋久島にはそういうのが何も今のところない。もう非常に観光客の人に言えば喜ぶんですよ。で、「また来ます」と。そういうリピーターも増えていきます。そういう意味から、ぜひやってもらいたいんですけども、さっき町長の返事では、なかなかできないような話なんですけれども。

もう一度、やってもらえませんかね。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

内部でも色々検討をいたしました。

私も山のことについてはあまり詳しくはないんですけども、1ヘクタール当たり大体、成木数が500から600本、成長するというふう聞いております。そういう中で、将来的にその植樹した木が50年、60年たって伐期に来たときに、その間に、そういう興味のある方はまたその自分の植えた苗木を見に来るといふことも、可能性としてはあると思います。屋久島、そういう部分では、すごく適した地だろうというふうに思っています。

ただ、町長も言われましたように、この管理体制をどうするかというのが一番、問題でありまして、この管理を、例えばどこか、森林組合なり。やはり多分、町の役場職員がやるというのは非常に無理ですので、そういった補助事業もあるということをお聞きしましたので、そういったことも含めて、産業振興課とも協議しながら、そういう「観光の森」というのが果たして屋久島に必要なのかどうかといったことも含めてですね、もう一度御検討させていただきたいというふうに感じております。

例えば観光施設の一角に、管理人がいらっしゃって、その中で、観光客来られて植樹するというものであれば、まあ、そんなに難しい話じゃないと思うんですけども、1つの山を「観光の森」として維持していくためには、わざわざその「観光の森」まで来られて、植樹をするということになるので、やっぱり結構その移動時間とか、あるいは、管理するにはやっぱりそういう管理体制の予算というのもしっかりと見極めなければならないということですので、先程議員が言ったようにその補助事業というのがあるということも聞きましたので、少し財政的な面については検討させていただきたいなというふうに思います。

○5番（上村富士高君）

まあ、検討していただくちゅうことなんですけれども、30年の質問のときにも「検討」で、せんと。先々進むのかどうかちゅうのは心配なんですけど。

岩手県の西和賀町ちゅうところは、小中学生の授業の一環として、この植樹もやっているんですよ。そういう、山に親しんでもらう。また、昔は小中学生がそういう、苗木を育てたりをしていましたよね。

だから、そういう意味から見てもですよ、授業の一環として、この屋久島のこういう自然があって、土に携わる、山に携わるちゅう、そういう一環でやっているところもあるんですよ。それは、そういう授業の一環でやりながら、また交流の場として、向こうから修学旅行とか来たときに、植樹させる。もう非常にいいことで、受けているちゅうか成功している例なんですけれども、そういうのに環境税やら使っていったらどうか

など私は思っています。

それと、新宿とかああいうでかい東京のまちは、森があんまりないですね。だから、例えば秋田のその森の深いところのを新宿の森としてあれているところもあります。そして、新宿の譲与税で手入れしている。そういうところもあります、調べたら。

だから、そういうので、ほかの自治体と連携しながら、やはりそういう手入れとか先々のコストとかちゅうのはうまくあれしていけるんじゃないかなと私は思っているんですけども、そういう、観光客を呼ぶ、それに必要なものちゅうのはやっぱり、我々が色んなアイデアとかそういうものを出しても、失敗を恐れてなかなかしないちゅうのがあるんですけど、この失敗を恐れてたら何もできないと思うんですよ。だから、そこに挑戦して、果たしてそれがよかったのか悪かったのかちゅうのはやってみないと分からないんですけども、非常に私はいいい取組みだと思います。今後、前向きでですね、検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

じゃあ、次の質問に移ります。

来年、屋久島憲法100周年を迎えますけれども、来られた観光客に対して限定数記念品を配ったらどうかという質問です。よろしくお願いします。

○町長（荒木耕治君）

本町を旅行先として選んでいただいた方々、今後選んでいただく方々に対しましては、衷心より感謝をしておりますし、観光立町を目指す上で将来的にも旅先として選ばれ続けるような町全体として感謝の気持ちとおもてなし精神を持ち続けねばならないと思いますが、一般的な旅行者へ記念品贈呈となりますと、それは行政の役割とは少し異なる分野ではないかというふうに思われます。

町主体での実施となりますと、世界自然遺産登録の節目や町の事業による造成したような旅行商品により、来町いただいたりする場合が想定され、このようなケースではちょっとした記念品の贈呈を検討をしますし、これまでにクルーズ船やチャーター機などで贈呈したこともございますが、来年度そのような計画は現在のところございません。

ただし、民間事業者におかれては、おもてなしの一環として実施いただきたいと思っておりますし、既に実施されている事業者もいらっしゃるのしょうから、今後も継続していただきたいというふうに思います。

なお、3年後の2023年は、本町は世界自然遺産条約の自然遺産として登録をされて30周年目の節目を迎えます。世界自然遺産登録30周年を記念して様々な取組みを今後検討してまいりますので、その中で、キャンペーンの1つとして記念品の贈呈も検討してまいりますというふうに思っております。

○5番（上村富士高君）

この質問は、来年の100周年という大きな節目で、しかも後100周年後の先を今からス

ターゲットするという、そのときであるので、私はこういう質問を出したんですけれども、この質問は観光客だけではなく、やっぱり記念品を作る屋久島の人たちの活性化にもつながるとの思いでした。絵はがきでもポスターでも何でもいいんですけれども、屋久島に行きたくなるような気持ちになるようなものを、残るようなものをですね、記念品として贈呈したらどうかなという考えです。

今、町長が言われたように、再来年ですか、30周年になるということで、そのときやってもらっても結構ですけれども、来年はやっぱり、山に携わるものとしては、1番目の節目ですよ。だから、そういうことを考えて、山のものと色々なものを贈呈できればという考えでした。

その中で、やっぱりこれから先は、山があつての観光ですから、山の整備や環境への取組みは欠かせないことだと思うんですよ。そういう意味から見ても、観光客にアピールする意味から見ても、そういう記念品とかちゅうのは常にやってもいいんじゃないかと私は思っております。

だから、まあ財政がどうのこうのちゅう話になってきますけれども、その財政をどうクリアしていくかちゅうのは、色んな補助もありますし、そういう100周年記念の補助もたしか、そういう団体がどこかありますよね。そういうところからもお金は出ると思うんで、そういうのをやってもらいたいなと思って質問を出しましたけども、町長のお答えがそうなので。

何かあったら、一言。

○町長（荒木耕治君）

少し勘違いをしております、一般の旅行客、行旅時の全てということかと。今議員が言われるのは、屋久島憲法100周年の。

○5番（上村富士高君）

はい。

○町長（荒木耕治君）

記念すべき年ですから、そこでイベントをやる。そこで、招待客やら色々な人を呼ぶ。そこには、そういう記念になるものというものは準備をしてもいいのではないかなというふうに今思っておりますので、そういう手当てはしたいというように思います。

○5番（上村富士高君）

私そういうイベントが来年あるということで聞いていますので、その来られる観光客、そのイベントのときですね、そういう人たちにぜひ記念品を、ちょっといい記念品を選んで、やっていただきたいなと思います。

じゃあ、もうこの質問を終わります。

次の質問に移ります。

屋久島独自の顕彰、表彰について。

先日、旭日単光章、瑞宝単光章を屋久島から2名の方が授与されました。大変おめでとうございます。長い間の功績をたたえての授与だと思います。うれしく思い、元氣をもらいました。

コロナ禍にあって町民に元氣になってもらうために、各分野ごとに顕彰、表彰を幅広く町で行ったらどうかという質問です。

○町長（荒木耕治君）

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、営業時間の短縮を余儀なくされ、また不要不急の外出自粛を求められるなど、経済活動が制限されたことによって全国的に廃業等を決断された店舗等が多数に上ったのではないかと推察をすることであり、大変お気の毒に思っているところであります。

本町におきましても、長い間営んできた生業を辞めざるを得なかった方々、また厳しい経営を続けられている方々に対しまして、心からねぎらいの意をお伝えしますとともに、大変残念に思っております。

さて、これまでの表彰につきましては、議員も御存じのとおり、町制施行記念式典に際し、関係する課、事務局等から推薦をしてもらい、それぞれの部門別に表彰を行ってきております。

現下の状況を鑑みますと、多数の町民の参列をもって表彰を行うことはいかかなものかと考えますし、新型コロナウイルス感染症の収束を待って、再び町民の皆様方がそれぞれの分野で活発な事業展開を始めたことを喜び祝うような時期が訪れたときに、町制施行記念の例により、各種団体から推薦をいただくなどして表彰を行うことが適当ではないかというふうに考えているところです。

また、地域の発展に功績を残した方をたたえるという意味合いであれば、より身近な、例えば地域の商店街等が主体になってこれまでの労をねぎらうというほうが、その方の心情にも即したものになるのではないかというふうに考えているところです。

○5番（上村富士高君）

いや、「幅広く行ったらどうか」ちゅう書いておりますけども、今までの町の表彰ちゅうのはもう限られたものが多くて、だから、色んな事業体また色んな関係機関の表彰を、やはり地区でするよりは、やっぱり町でやってあげたほうが、重みが違います。そういう意味から、やっぱり全国でやっていますよ。もう一晩で調べ切れないぐらい、全国を見るとですね、各自治体の表彰とか顕彰とか、やっています。

この飯田市の例を取れば、長寿企業顕彰事業というのをやっているんです。これは私、いいなと思ったんですけども、長年にわたり地域社会に貢献してきた企業・団体等の技術及び経営等を顕彰し、地域の経済のさらなる発展を担う地域内企業・団体活力向上

と企業家精神の高揚を図るという趣旨の下、やっているんですけれども、これはすごいんですよ。40年からずっと、40年、50年、60年、100年、100周年。頑張っただけでこられた企業に対して、40周年記念、50周年記念ちゅう形でやっているんです。

これをこういう、まあこれは1つの企業ですけれども、色んな、「長寿企業」ちゅうのは、まあ人間の「長寿」ですよ、100歳を超えた人とか。また、今まで飲食店、何十年もやられて、今回辞めた方もおります。そういうところですよ、やっぱり感謝状みたいなもの。「賞状」ちゅうのは、その賞状だけ、顕彰だけじゃなくて感謝状やら色んな、日本全国見ると「頑張り賞」とか色々あります。「技術賞」とか「ファミリー何とか賞」とか色々ありますよ。だから、そういうのを各部門に分けてですね、今年は誰と誰と決めて、次の機会、屋久島町の日とかに顕彰していく。

その数多くなくていいんです。そうお金かからないですしね、賞状を渡すの。それで限定して毎年やっていったら、やっぱり元気が出ますよ。賞状をもらった人はですね、まだ頑張ろうちゅう気になりますよ。だから、そういう意味から見て、私はこの質問をしたんですけれども。日本全国やっていますので。

町長、コロナ収束後はぜひそういう部門を広げてほしいなちゅうことなんです。どうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

議員のおっしゃることは、よく分かります。さっき言われるように50年、100年という、屋久島にはそういう2代目、3代目続いた企業というのはそんなにたくさんはございませんから、そういう面からはですね、議員が言われるように、あまり乱発をしてもよくないと私は思っておりますし、それらはやっぱり威厳がある、町が表彰するのであればそういうものでなければいけないというふうに思っておりますので、内部で少し検討もさせていただきたいという。

○5番（上村富士高君）

今言われたことは、十分に検討していただいでですね、やっぱり町の重みちゅうか、そういう顕彰を、それに合った顕彰を。

ただ部門をあまり少なくしないで、やっぱり広げてですね、顕彰していったり賞状、色んな賞状があると思うんですよ。やっぱりスポーツに頑張っている人たちもおるし、そういう、そういうのの表彰、顕彰をぜひやっていただきたいなと思います。

では、それはこれで質問を終わります。

次の質問に移ります。

最後の質問ですけれども、第2次振興計画についてですが、この質問は平成30年の第4回定例会で同じ質問をしました。町長は答弁の中で、新たな振興計画においても人口減少対策は最重要な課題と位置づけている。効果的な事業や制度としていけるよう検討

を重ねていきたいとお答えになっています。

この1年、令和元年の11月から令和2年の10月までに167人、人口の減少をしていますが、これは町報によってのことですけれども、人口減少に歯止めがかからない状況だが、コロナの影響の中、定住対策、婚活事業の成果と今後の対策はどのように考えているかお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

コロナの影響の中の定住対策や婚活事業などの成果についてであります。本年度から開始をした移住促進賃貸住宅家賃等補助金については、これまでに8件の申請があり、交付決定を行っております。暮らし体験住宅については、永田の2号棟と船行の3号棟が空いている状況ですが、3号棟については浄化槽の設置工事も終わり、近々新たな入居者が入る予定となっております。2号棟については、浄化槽設置工事が終わり次第、募集を行う予定です。

暮らし体験住宅は、年度開始以来、入居世帯の6割以上が移住につながっており、少しずつではありますが、着実に効果を上げていると考えています。入居を希望する問合せも多くなっており、住宅の確保が課題となっております。

婚活事業につきましては、今年度は実施をしておりません。昨年度の参加者が今年度1組、本町にて入籍をしたと報告を受けております。

今後につきましては、移住相談の大半を占める住宅問題について解決を図るため、空き家バンク制度を開始する予定としております。あわせて、空き家バンクに附属する補助制度などの検討も必要であるというふうに考えております。また、全国的に人口が減少し始めた今、人口減少対策だけでなく、関係人口創出なども含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

○5番（上村富士高君）

この第2次振興計画の中に、10年間の重点目標として「加速する人口減少・少子高齢化に備え、限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくり」に重点的に取り組みます」とあります。

この人口が、10年たったらどれぐらい減少するのか。今の調子でいけば、今度1万2,000を切るような、そういう状況になっていますよね。もう、1万2,000どころか1万1,000を切るんじゃないかちゅうぐらいの勢いで減っています。だから、この人口減少に対して、やはり色んな対策はあるんだけど、その今言われたような対策も必要だと思うんですけども、やはり、奇抜なアイデアですね、屋久島に取り組む。

この中に、あれがありましたよ。今Wi-Fiとか、そういうのの「設置を検討します」の中に「光通信を活用した企業の誘致を行います」とあります。今後こういう誘致の問題とかちゅうのを積極的にやられるんですかね、それお聞きします。

○政策推進課長（三角謙二君）

午前中の御質問もありましたとおり、その交流人口の拡大という観点から、今「光」が整備されたら、やはり今ブームになっているというか、ちまたの話題がやはりサテライトオフィスだったりワーケーションだったりということで新たな交流人口の促進というのもありまして、情報提供としましては、今、日本航空、JALさんが専門的にワーケーションに取り組む部署を持っておりまして、そこと屋久島町と、あと観光協会、商工会を含めて勉強会をしたいというような計画しておりまして、今月末に、実際にJALグループのワーケーションの専門家をお招きしまして、そこに日本航空のエージェントも来ていただいて、そういう部分で屋久島への送客等もできないかという取組をまずしたいというように思っています。

そういう中から、新たなそういう、屋久島に住んでいただけるような誘致もしていきたいというように思っているところです。

○5番（上村富士高君）

今、日本で色々検討されているのは、テレワークの事業とかありますよね。廃校を利用して、そこに事務所を構えてテレワークで、ここで働きながらあれができるという、そういう事業をやっているところもあります。だから、屋久島に廃校いっぱいあります、そういうのを利用したあれも打ち出したらいんじゃないかなと思っています。それを利用した企業がですね、やはり企業にアピールしないと何にもなりませんから、そういうIT企業とかそういうのを屋久島でできる体制を取れば、やっぱり移住者も増えてくる。

これは北海道の厚真町ちゅうところなんですけれども、厚真町は東京との日帰りも可能なところで、そういうのをキャッチコピーにして、分譲地を600区間、町が設けて。ここはもう、あれで言うともう、実際はもう消滅可能性を指摘された自治体の1つなんです。これは何で成功しているかちゅう言うと、その発想がですね、やはりそういうアイデア、それ600区間の整備して、分譲地を。それで、東京とかに販売したら500区間が販売されて、そこに移住した。

だから、そこで人口ゴッと増えまして、またその次に対策を練ったのが、子育て支援住宅ちゅうのを建設して、隣よりも2割安くで販売したら、年間5棟ずつ造って、計15棟で全員、埋まったと。子育て世代が、子育ての組が引っ越してきたので、また学校に行かれる方が増えた。これは、子育て世代を狙っての、その取組なんですよね。だから、62人が入居して、20代から40代の現役世代を獲得したちゅう例もあるんです。

これをやれちゅうわけじゃないんですよ。私がここで言いたいのは、やはり奇抜なそういうアイデアが、この今の創生を救うあれだちゅうことが書かれていました。まちづくりの成功ちゅうところで、「地方創生を成功させるには、地域の特色を活用しながら、

その魅力をキャッチーに伝える力が求められるといえる」と。そして、「ただキャッチーなだけではなく、とてもフレキシブルな点も共通しています。一本道の事業展開ではなく、目的に向けてさまざまな施策を柔軟に取り入れている」と。成功したところは、そのように色んな施策をして、やっている。

地方創生で最も大事なことは、「地域で暮らす人々の豊かな暮らし」です。一時的な観光客や移住者を増やしたり利益を生み出したりするだけでは、安定的な暮らしの実現は難しいと。いつまでも暮らしたくなるような魅力的なまちづくりを目指して、時勢に合わせて柔軟に形を変えて取り組み続ける姿勢が欠かせないのではないかと書かれています。

そういう意味から、この日本で成功した例がもう幾つもあるんですけども、だから屋久島町もですね、そういう、ただ屋久島の世界遺産ちゅうだけの売りでは、なかなか定住する人たちが、もう人口減少止められないと思うんですよ。だから、やっぱり止めるような、その奇抜なアイデアちゅうのが要るんじゃないかなと思うんですけども。

この第2次振興計画の中にも、少子化対策で載っています。「少子化の進行を止めることは難しいですが、屋久島町の環境を最大限に活用し、安心して子育てができるよう、子育て世代の受け入れ体制整備を行うことで、地域コミュニティの維持を図らなければなりません」とあります。それで、やっぱり受け入れるようなそういう態勢、子育て、屋久島で働きたくなるような、そういうまちづくりをまずしないことには。ただ呼んでも、「もうさみしいから帰ろう」とか「嫌になったから帰ろう」とかじゃなくて、屋久島にもっと魅力ある何かをつくらないと駄目だと。

だから、さっき言ったように、企業誘致を積極的に、やるのかやらないのか。これはもう、担当と町長のもう執念で、1万2,000を減らさないというようなそういう執念を持ってやらないと、この人口減少は収まらないと思うんですよ。我々もそうなんですけども、そういうちょっとした観光客と知り合っても、だから屋久島に住まないとか、そういうやっぱり執念を持ってですね、1万2,000を絶対切らないというような執念を持って、やってもらいたいと思います。

その決意があるかどうかをお伺いして、終わります。

○町長（荒木耕治君）

十分に、議員のおっしゃることは理解できます。

「ピンチはチャンス」という言葉がございます。今、東京で2か月か3か月ぐらい人口減をしているということは、地方や離島に移住者が出ているということだと理解しております。ですから今、今までの私どもの町も発想と違った、議員が言われるような発想をですね、ぜひ職員に汗をかいてもらって、私も先頭に立って、そういうことをやっていきたいというふうに思います。今、「光」の環境も整備も整いますんで、そうい

うことは、議員が言われることを肝に銘じて、やっていきたいと思う。

現状は、今、屋久島で200名ぐらいの方が亡くなっていきます。少子高齢化のですね。生まれるのは恐らく半分ぐらいですから、100人ぐらいは自然減が。それに移住者、そういうもろもろの方があって、推移をしていくだろうというふうに私は思っております。

ですから、今言われるようなことをぜひ、職員と一緒に頑張ってまいりたいというふうに思います。

○5番（上村富士高君）

もう終わりますけれども、今言われたように、やっぱり、200名の方が亡くなって、その半分ぐらいが生まれているという、もう50%しかないんですよ。だから、あと50%を、やっぱり執念を、執念を持ってですね、取り込む。そういうのしかないと思うんですよ。

それで、例えば若者が今、結婚しないとか、色々ありますよね。「面倒くさい」とかちゅう話もよく聞きます。私の子供にもおられますから分かりますけれども、だから、その意識変革ちゅうのをですね、やっぱり色んな講習会とか色んなあれを持って、屋久島にもそういうのをやったらいいなと思っているんですよ。若者を集めて。自分の子孫を増やしていくのがどんなに大事かちゅうような、そういう講習会、そんなものを、講演会ですか、をやったらどうかなと思うんですよ。意識を、若者の意識を変革しないことには、この問題はどんどん解決しないと私は思います。

それでまた、だから、さっき言ったように、もうね、30人減ったら30人どこからか連れて来ようちゅうような気構えで、この人口減少を食い止めないと。そういう奇抜なアイデアを持って、やっぱり進んでいくべきではないかなと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。2時30分から再開します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、岩山鶴美君に発言を許します。

○4番（岩山鶴美君）

4番、岩山です。本日、最後となりました。よろしく願いをいたします。

唐突ですが、私は、人の人生のストーリーに興味がある1人です。この方はどんな人生を送ったんだろう、どんな人と出会ってどんなことに刺激を受けたのだろうと知れた

くなります。

NHKの朝ドラは、まさしく、人の人生のドラマであります。前回は、御存じのとおり、音楽家の古関裕而さんの物語でした。とてつもない、5,000余りの曲を作り上げてきた人であります。応援歌あり、映画曲、舞台曲ありと、すばらしい曲の数々は、この先も人々を癒やすことでしょう。

そして、今始まったドラマは、かつてオロナイン軟膏のCMに出ていた名脇役女優である浪花千栄子さんの人生をモデルにした、逆境に負けず、花開いた、不屈の女優の一代記のようです。昭和の日本を笑顔にした、浪花のお母ちゃん大女優であります。大阪に舞台が移ったことで、威勢のいい関西弁が飛び交います。「このドアホ！ボケ！何してるんや！」。私にはこの言葉は似合いませんし、使えませんが、朝から活を入れてもらっている気がしています。

今、コロナ禍で誰もが我慢を強いられる大変なときですが、コロナ禍であっても、なくとも、音楽と笑いは、私たちが生きていく上で、非常にありがたい、大切なものであると思います。私は、わくわく、ドキドキしながら、そして笑いながら、楽しみに視聴したいと思います。

さて、私の今回の質問は、1番目に「屋久島町が管理運営している施設について」、2番目に「ペットの火葬について」の2点です。

1番目は、屋久島総合自然公園と、ゆのこの湯の将来的展望、方向性を伺います。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

岩山鶴美議員の質問にお答えをいたします。

屋久島総合自然公園は、道上の植物園と、道下にある野外ステージ、休憩舎等の公園と、2つの機能を有した施設であります。したがって、植物園機能と公園機能を分けて、将来の方向性を述べたいと思います。

まず、公園機能については、広場のほか野外ステージ、休憩舎もあり、多くの団体や町民の利用がされています。特に夏場などは、公園内を流れる小川で蛍が観察をされたり川遊びを楽しまれたりと、多くの方々に利用されています。ほかにも、幼児教育、学校教育における遠足の間として、また本年の開催はコロナの影響で見送られましたが森祭りのコンサート会場として、そして近年はテレビやインターネット番組のロケ地として利用されているところです。

維持管理については、植物園管理として雇用している4名と所管課職員により、適宜管理されております。公園機能については、そのロケーションのよさもあり、町民の憩

いの場として、今後も幅広く利用される場として適正な管理をしてまいりたいと思います。

次に、植物園機能についてですが、ここでは屋久島固有の植物の育成や販売を行っており、島内外の屋久島愛好者から、シャクナゲを始めとした屋久島ならではの植物が購入されています。その崇高な目的から、赤字経営であっても維持していくべきとのことで、開園してから約30年経過していますが、もうその役割は終えていいのではないかと、植物園を時代の要請に合う別の用途で使ったほうがいいのではないかとという意見もあります。

現在は、植物育成業務と公園管理に4人が従事し、丁寧な作業で適正な管理をいただいています。私としては、いずれにせよ、その4人の中でも長きにわたり植物園管理に従事しているお二人の卒業の時期が、この自然公園・植物園の役割を閉じるのかどうかの選択どきではないかというふうに考えております。

○4番（岩山鶴美君）

今、町長から答弁いただきました。

この総合自然公園というのは、今言われたように、ヤクシマシャクナゲなどの固有希少植物等の育苗や販売を行って、野生植物園と野外ステージなどの公園の管理運営を行っているんですが、私も何度も自然公園に行ったことがあります。空気が澄んでいて、鳥の鳴き声がして、川の流れる音に癒やされる本当に静寂な、いい場所だと感じていますし、アブラギリのあの白い花が満開に咲く頃はまた実にすばらしく、生命の息吹を感じています。夏に都会から来るおいやめいのリクエストで、川に泳ぎに連れていったこともあります。また、今町長からありましたけれども、野外ステージでは森祭りや商工会主催のイベントなども数々行われていました。散歩やジョギングをしている方も見かけます。

育苗についても、丁寧な仕事をされているなって思いますし、大変だなと感じたところでもあります。

が、決算委員会の中で、3回、決算委員会を経験することができましたその中で、やはり毎年感じてきたことが、それでも、今コロナのことを上げたほかにですね、利用頻度が少ないんじゃないかな、利用頻度が低いんじゃないかな。固有希少植物の育苗も、まあ、どうなんだろう。いまいち芳しくない様子が、委員のほうからもありました。

4名の雇用をされているわけですから、一生懸命お仕事をされているというのは分かりますが、まず、その、そもそもの、この自然公園の趣旨といいますか、どうなんだろうと思うんですが、例えば、そのものを空港に置くとか、港に販売で置くとか、あと役場もフォーラム棟とか、やっぱりその植物を見れるように、そういう努力はされたんですかねって私も聞いたつもりなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。例えばそ

のPRとか、そういう面については、どうでしょうか。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

育苗等で栽培している植物につきましては、今現在では文化村センターのほうで販売を実施をしておりますけれども、色んなイベント等にも持参をしたりしてPR活動は行っているところです。

○4番（岩山鶴美君）

決算の中身を見てみると、そういう活動もされている中でですけれども、じゃあやっぱり、そういう中で、あんまり売れてない部分だとか収益が上がってない部分だとかということに関しては、雇用の問題を一つの節目として今からどうしていくというのを今から考えてみようと思うというほうな捉え方でよろしいんでしょうか、町長。

○町長（荒木耕治君）

この屋久島総合自然公園は、私の中では、この屋久島の一つの聖地だというふうに思っております。この議員の中にもあの林地活用計画というのに携わった議員がいらっしゃると思いますけれども、その当時の上屋久町時代に壮大な計画でありました。あれを今、一部ですけれども、あそこを拠点にして国有林を活用し、林地活用計画という屋久島のその当時の上屋久町のこれから進むべく道を示唆をするようなところで。時代が時代でしたから、それが今、屋久島環境文化村構想につながり、そして世界自然遺産への道へ開けていった。それは、あそこでそういう活動をその当時、私どもの先輩方が議会の中で議論をして、ああいう大きなことをやったわけです。

それが今、大分縮小をして、あれだけの規模になっておりますけれども、やはり、そういう場所は私は守っていかなければいけないという気持ちがあります。時代が変わってもですね、何らかの形でして。それは費用対効果を言ったら、そういうことになるかもしれませんけれど。

広場、公園のほうは今、利活用がされております。育苗舎のほうは、もともとその屋久島の本来の種子を残す。ですから今、シャクナゲの苗も作っておりますけれども、あれ実生で、山に登って種を取ってきて実生で育て、杉も、屋久杉もそうです。小田汲にある小田汲川のツツジも今もうあの川にはありませんけれども、あそこでその在来種を作っているということでございます。

ですから、何とかそういうものが、販売をとということもございます。先程議員が言われたように、アブラギリが非常に時期になるときれいに咲きます。ですが、残念ながら、このアブラギリは外来種ですから、私は全て、これは撤去すべきだというふうに思っております。そういうことも、やっっていかなければいけない。

そして、もう一つは、あそこは夜、星空が非常にきれいです。夜、行かれてみてください。もう星が降るように、本当に星がきれいな場所でもあります。蛍も飛び交います

し、そういうことですから、そういう形でやっぺいこうと。

育苗舎のほうは、今一つ考えているのは、よそから来た人は案内をすると非常に喜びます。苗も買っていきます。一昨年でしたか、青森の郡の町村会の方々が、首長さんたちが見えられて、屋久杉の苗とシャクナゲの花を買って帰りました。そのときは非常にきれいに、買って帰った年は非常にきれいに咲いたと。だけど、あとがなかなか難しいというようなことが言われ、特にシャクナゲはそうらしいですね。

もうそういう問題色々ありますけれども、今すごい数、シャクナゲの苗もあります。ですから、今の時代、ネット販売やったらどうかというふうに今、思っております。そうすると、やっぱりヤクシマシャクナゲというのはそれなりのネームバリューがありますから、そういう方向を含めて、もう少し検討をしてみたいというふうに思っている。

○4番（岩山鶴美君）

今の町長のお話の中で、理解できる部分がありました。

昨日の同僚議員の質問の中で、里の観光資源でオオタニワタリなどの植物を植えたり云々というお話がございました。そういう地元の里地にも、この自然公園から持ってくるとか、あと、何ていうんですかね、今販売しているところもちろんありますので、それを増やすとかがなるとまた色々大変だと思いますが、やはり、そういう里地に植える。

今、町長の話にもありましたが、私は今回触れませんでしたけれども、栗生の石楠花の森も、しかり。でも、聞くところによると、ヤクシマシャクナゲじゃなくて、あそこは割と、在来じゃないですけど、ほかの、「西洋シャクナゲ」と発言する者ありが多いというのは聞いています。やはり観光客にしても地元の人に行くにしても、やはりその整備というのは大事ですし、そういうことも踏まえて、町が、行政が、ここはそういう価値のあるところだからやっぺいいくという気持ちの中なので、ああしろこうしろというのは、なかなか強くは言えませんが、PRが必要だということ。

それから、先程、政策推進課長からの話にもありましたけれども、やっぱりこの休憩舎がなかなか使われていない部分もあるので、JALのワーケーションの話がありましたよね、だからそういうものにも使ったり、色んなPRしていただきたい、その努力をしていただきたいと思いますので、その話は終わりたいと思います。

あと、ゆのこの湯に関してです。

これは、町長の答弁があるんですよ。お願いします。

○町長（荒木耕治君）

ゆのこの湯は、屋久島総合自然公園の温泉として、公園内の一面に整備された温泉です。かつては湯治場として利用されていたということで建設をされたゆのこの湯であります。現在では、源泉の湯量も少ないため、水道水と混ぜながら御利用をしていただ

いております。

特殊公衆浴場として営業しておりますが、1回の利用ごとにお湯を入れ替えるという作業が必要となります。そのため予約制を取っているのですが、利用者にしてみれば、これがやはり面倒なことではないかと推察をいたします。例えば、白谷雲水峡を散策した観光客が利用したくても、予約するには時間など不確定要素があるため利用も多くななく、町民の中で定期的に利用する人は先の日時まで予約をすることができるため、たまたま利用してみたいという客が電話をすると、「予約が入っています」となり、利用できないといった話はよく耳にします。場所もよく、家族風呂形式でありながら公共浴場であるため、比較的安価な料金設定であります。その先行きはなかなか厳しいものがあると言わざるを得ません。

今後は、現行のまま経営を行うのか、民間経営者に指定管理者となってもらって運営方式を取るのか、購入希望者があれば売却を考えるのか、あるいは閉鎖という決断をするのか、いずれかを検討をしなければいけない時期に来ているというふうに思っております。

○4番（岩山鶴美君）

私がお話ししたいことを全て、町長がお話ししてくださいました。何か、言うことがなくなりましたけれども、本当に、その「ゆのこの湯」のもともとのその趣旨もどうなのか、あの造りをしたというのがどうなのかなというのがありますけれども、最大1日に7人しか入れない。しかも、地元の人々の苦情といいますか、いつ予約してもいっぱいだから入れないんだよって。何も入れないですよという、そういう苦情というのも聞いていますし、1日7人であれば、その形態を続けていくのかなというのがあります。

例えば足湯にしてみるとか、何かちょっと形態を変えて、やはりそこに、アイデアを募集といいますか、課の中だけじゃなくて役場の中でも、やっぱり何かみんなで考える場というのがあってもいいし、住民にそれを求めてもいいし、そういうことをやりながら、今、町長が全部ああしてみよう、こうしてみようというアイデアがあるという話がされましたので、今後やっぱり期待したいところです。少し軌道修正が必要かなと思ったら、やはり、そこに意見を、思いを寄せてやっていただきたいと思いますので、ゆのこの湯のことは以上で終わりたいと思います。

次の質問です。

2番目の質問です。ペットの火葬についてです。

焼却施設を使ってペットの火葬ができるように、町民に寄り添うことができないかを伺います。

○町長（荒木耕治君）

本町のクリーンサポートセンターに設置をしております小動物焼却炉は、廃棄物の処

理及び清掃に関する法律に規定している「廃棄物」として搬入をされる動物の死体を、適正に処理するために、設置しているものであります。

しかしながら、飼っているペットが亡くなった場合、廃棄物として焼却するのに抵抗がある飼い主の方、また宗教的及び社会習慣等により埋葬及び供養等を行いたいと考えている飼い主の方が、この動物の死体は廃棄物でないと判断すれば、廃棄物処理法の廃棄物に該当しませんので、本町のこの施設では、焼却することはできません。

議員の御質問でございます、町民に寄り添えるペットの火葬をすとなれば、今のクリーンサポートセンター以外の場所に民間業者が動物霊園として焼却炉を設置するか、町直営で新たにペット火葬場を設置して運営する方法しかなく、公共サービスとしてペットの火葬や返骨などを行うことについては、まだ社会的な共通認識になっていないということを御理解をいただきたいというふうに思います。

○4番（岩山鶴美君）

町長に答弁いただきました。

そうですか。じゃあ、それで、これで私の質問を終わります。

と、言いたいところなんですけれども、それは、町長、想定内です。

人によってはアレルギーがあったり好き嫌いもありますけれども、基本的、動物を飼っている人というのは私は気持ちの優しい人だと思っています。

町長。町長は、ペットは、猫ちゃんとかワンちゃんとか飼ってないんですか。

○町長（荒木耕治君）

犬は飼っていました。

○4番（岩山鶴美君）

「飼ってました」ということは、今いないということですね。

私、今「飼う」という表現をしましたけれども、飼い主さんにとっては、やっぱり共に暮らすという、そういう感覚だと思うんですね。一人暮らしの人とか家族でペットを飼っている人、学校で、幼稚園で。コロナのこんな時代も、たくさんの方がどんなにペットとか動物で癒やされたらうって思っています。

10年ほど前から考えていたことなんですけれども、ある日、友人の飼っていた犬が死にました。その友人は、やっぱり、とってもかわいがっていて、家族の一員でしたから、鹿児島県のペット葬祭に行き、骨つぼに骨を入れて、持って帰って供養していました。全く人間と一緒にです。

そのときは、正直言って「そこまではするんだ」という驚きがありました。なぜなら、屋久島で生まれ育った私の経験から言えば、小さい頃から、犬や猫や動物が死んだら庭や畑に埋めてお墓にするのが普通だと思っていたからです。

そして、ここ数年の間にも、地元の方が、何人もの人が、同じように、鹿児島にバツ

グに入れて持っていくんですね、トッピーに乗って。で、骨を持って帰って、供養しています。お墓に入れたよ。ちっちゃな犬も、こんな大きな犬の人もいました。「ええ、あの大きな犬を」って、本当にびっくりした次第です。

実際ペットが死んだときに、庭や畑がなくて埋葬できない人もいるわけです。今はと
うか、今はもう、先程のあれもありましたけど、埋葬することが不法投棄となるとい
うことも課長からも伺いましたし、また前と、一昔とやっぱり法律が変わって違ってくる
んだという思いでいました。

でも、その方々に言われました。お願いをされました。わざわざトッピーに乗って鹿
児島まで行かなくても、屋久島でその骨をもらうことができればいいな、何とかしてほ
しいなという町民の方のつぶやきを、その思いをどうにかできないかなという思いで、
私はこの質問をしています。

町長。一昔前と違って、こういうことが起きているというか、こういうことをされて
いるということに関しては、まあ町長も今は飼ってないから、どうされたのか分かりま
せんけれども、どういうふうにお考えになりますか。

○町長（荒木耕治君）

もう家族と一緒にだということは、私も十分、承知をしております。

実は、私の娘は猫を飼ってまして、2代目の猫ですけれども、1匹目はちゃんと骨
つぼに入って、東京にあります。私は、その娘が小学1年生のときに犬を買ってきて、
15年ぐらい生きていてまして、亡くなった。2代目の犬を飼って18年生きて3年ぐ
らい前に亡くなって、2匹とも自分の畑に埋葬をしました。

今、本当、家族と同然だというふうに思って、2匹目の犬は私より大事にされていた
というふうに思っております。ですから、小型犬でしたけれども18年ぐらい、生きて
ました。

今そういう、もう一人暮らしの方もいらっしゃいます。独居の人たちも、自分の話し
相手として猫を飼ったり犬を飼ったり色々なそういう時代は、もう今はそういう時代で
ということは認識をしております。その人たちが、そういう形です、やはり焼却と
いうか火葬をして自分のところに置きたいというのは十分、おっしゃることは私も分か
ります。

私も犬は飼いたいです。今飼うと、私のほうが先に亡くなりますから、残された犬は
かわいそうだと思うから飼わない。もう、そのくらい、まあまあ犬は好き。動物は好き
ですよ。そういうのありますけれども、だから今の時代はですね、そういう時代。

まあ少し余談になりますけれども、5年前に口永良部島が噴火をしたときに、全島避
難をさせました。帰ってきた夜に電話が来たのは、愛護団体でした。何でペットを連れ
てこなかったのか、自分たちだけ何で来たのか。鳥、犬や猫や、そういうものを何で連

れてこなかったというのが、もうそれはひっきりなしに一晩中、来ました。ですから、もうそのときからそういう認識は、私はあります。

ですから、今そういうことで、それが時代に沿ったことだと思えば、ちょっと、今度新しいクリーンサポートセンターの建設も予定をされておりますので、それ以前に小型のものが、そんなに数は多くはないとは思いますが、そういうものができるのかどうか、もう少し内部で検討をさせていただければというように思います。

○4番（岩山鶴美君）

生活環境課のデータの中で、狂犬病予防の登録頭数を見てみると、令和元年度で709頭いるんですね。新規登録頭数も、前年度が27頭に対して、元年は41頭と増えています。登録していない犬もいますし、猫や鳥や、色んなペットがいますから、その数を考えると、想像できると思うんですけども、さっき町長、娘さんの話もされましたけれども、都市部では、今そのペット葬祭とか霊園とかというのが全国に830社も業者あるということで、ちょっと調べてみました。

屋久島の地元の葬祭さんに話も伺いましたけれども、やはり需要がないので計画はしていないということでした。どうしたものかなと思って、ずっと色々調べました。

今、小動物用の焼却炉は、県道とか町道で死んだ動物を運んで、冷凍して保存して、いっぱいになったら焼却しているのが現状です。外装しか私も見ていなかったもので、ちょっと課長に許可を得て、中身をちょっと見せていただきたいということで、見せていただきました。確かに、半分ぐらいの動物が、冷凍庫に入っていました。

私が言いたいのは、このあの小動物の焼却炉の中に、この冷凍庫の中のいっぱいになるのを入れたとしても、骨をその人が拾うことは、できないことはないんです。調べたんです、町長。もう行政ね、やっているところいっぱい、いっぱいとは言いませんね、あります。もう本当に、びっくりしました。

先程言っていますように、家庭で死亡したペットの遺体というのは、廃棄物処理法の定めでは一般廃棄物の扱いとはなっていますけれども、その骨をもらいたいからということで、例えば分かるところに置いて、骨をもらおうとします。もちろん、死んでタイムリーにはできませんよ。どこの行政もそうです。タイムリーにはできませんけれども、やっぱり屋久島町と同じでタイムリーにはできないんだけれども、たまったときに、骨を入れときますからということで骨つぼを500円で置いている行政もあります。そんなに、みんなに寄り添っているところがあるんです。で、料金表がしっかり書いてあります。何の、屋久島町のこのクリーンサポートセンターと変わりはないところがいっぱいあります。

タイムリーには焼却できないけれども、連絡があったら取りに来てもらう、しっかり料金を頂くということで、しっかりと上げてあるんですよ。それが、じゃあ何で違反

じゃないかといったときに、究極、有価物として、料金をもらう。有価物として料金をもらったら、それ、町の雑収入にすればいいんですよ。ただそれだけだと思うんです。

だから、行政がしっかりそれを受けているところがあって、福島市のあぶくまクリーンセンターでは、もちろん火葬の立会いとか、お骨上げについては対応できていません。どこの行政も、そういうことは対応はできていません。当たり前です。みんな忙しくて、お仕事しているわけですから。でも、その火葬の立会いとかお骨上げにはできないけれども、手数料はかかりますよ、その代わり骨つぼを用意してください、そこに入れておきます。タイムリーにできないけれども、連絡があったら取りに来てください。料金は、これだけです。自治体によって、料金も違います。

何が言いたいか。私は、究極、やる気があるか、ないか。それだけだと思うんですよ。

確かに、この問題は大量の人の問題でもありません。でも、これから先、まだこういう人たちも、たくさんいらっしゃると思うし、その人たちがずっと、この離島の中で、鹿児島に行ってそういうことをするのか、させるのか、なあって考えたときに、屋久島でできないわけではない。できないわけじゃないんですよ。

町長もう一回、課長ももう一度、調べてください。究極、私はこれを見つけたときに、「やったあ」って叫びましたよ。「いや、できるんじゃない」って。「あとは、やる気があるかないかだ」って思いました。

ですから、ここで答えをどうこうというのはないです。もし屋久島町でそれができれば、堂々とですね、今このごみ収集の後ろには「犬、猫などのペットの死体は、手数料を取って受け入れています」。ということは、焼くだけですよということという意味でした。課長に確かめたらです。だから、骨をもらうということはしてないけれども、きちんここに、公に載れるようなことを私はぜひしていただきたい、そう思っています。そうすることで、飼い主さんにとっても、本当に感謝であろうし、それが、十分な住民のサービスにつながると思っています。

以上、私の質問を終わります。（「すみません」と発言する者あり）検討してください。（「よろしいでしょうか」と発言する者あり）

○生活環境課長（矢野和好君）

今、岩山議員からおっしゃられた御意見と申しますか、そのことについて、あぶくまクリーンセンターということだと思っておりますが、そのところの見解が少し違うのかなというふうに思います。

廃棄物処理法におきましては、廃棄物として搬入されたものは最終的に「適正に処理」をするというのが、この法の趣旨であります。ですので、最後の灰、灰ですね、焼却灰まで町で一般廃棄物として入ったものは処理をしないとイケないというのがこの法

でありますので、今おっしゃられた活用法といいますか利用法をしているところについては少し、私とすれば、疑問が残るなというふうに思います。その辺が法的にクリアできるのかどうかというのは、ちょっと調べないと分かりませんが、まあ多分、全国でここ1か所だけなんじゃないかなというふうに思います。

ですので、今のところ、最初、町長が答弁しましたとおりに、今のクリーンサポートセンターの施設においては、廃棄物処理法における焼却炉ということですので、今言われたようなことはまあできないということは御理解していただきたいというふうに思います。

また、このあぶくまクリーンセンターの件については、また研究をさせていただきたいと思います。

○4番（岩山鶴美君）

今課長がおっしゃられたことは、課長と話をする中で「ああ、そうなんだ」という私の中で諦めがあったので、本当にですね、色々調べましたよ。仙台とかね、数は少ないです。でも、本当に、「有価物」として処理する、それをお金をもらう、それが雑収入として取り扱えばできるんだということを、まあ、間違っているかもしれませんが、もう一度ですね、その辺をしっかりと検討していただいて、返事いただければと思います。

ありがとうございました。これで終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月9日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時10分

令和2年第4回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和2年12月9日

令和2年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和2年12月9日（水曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
6番 渡邊千護	<p>1. 山岳部保全利用協議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の今後について <ul style="list-style-type: none"> (1) 今後の入山協力金の実施主体について、どうお考えか。 (2) 3月議会の答弁では、検討部会の中で検討し、明確にしたいと発言があったが、その後検討部会ではどのような協議がなされたのか。 (3) し尿の搬出状況は。 2. 入山協力金横領に関連する裁判について <ul style="list-style-type: none"> (1) 現在の状況は。 (2) 10月23日付の南日本新聞では、元職員の横領によって生じた未納額は約2,700万円であると掲載されていたが、算出根拠は。 	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
10番 小脇清保	<p>1. 荒木町長に関する検察の処分についての認識は</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 9月4日に不起訴処分が決定したが、内容は「起訴猶予処分」である。そのことに対する認識は。（刑事訴訟法248条、事件事務規程75条2項20号には、起訴猶予とは「被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重、及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないとき」とされています。） <p>2. 町報での謝罪について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 不起訴処分（起訴猶予処分）になったことについて、荒木町長による町報での謝罪表明は適切であるか。 <p>3. 山海留学制度の現状について</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>

	<p>(1) 募集に際して、受け入れ体制は整えられているのか。</p> <p>(2) 実施主体である町と各実施校区の実行委員会と連携は取れているか。</p> <p>4. いじめや不登校の現状と対策について</p> <p>(1) 屋久島町内の状況はいかがか。適切な対策を講じているか。</p>	<p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p>
2 番 眞邊真紀	<p>1. 監査委員による旅費精算不正調査は適切であったか</p> <p>(1) 監査結果報告書によると、旅費精算不正は平成26年から令和元年までの間、屋久島町職員が航空機を利用して旅行した際の旅費精算の適否について、提出があった185件の精算伝票のうち、8件が不適切な事例となっていた。他に不適切な精算はなかったか。185件をすべて精査したのか。</p> <p>(2) 平成28年11月負担行為番号0022630-0002、令和元年11月負担行為番号0022169-0002。いずれも近畿屋久島定期総会出席のための出張であるが、これに係る精算書及び領収書に関して精査したか。</p> <p>(3) 監査委員の調査は万全な調査であったか。</p> <p>2. 旅費精算不正職員の懲罰について</p> <p>(1) 9月議会での一般質問の答弁では、顛末書の提出を求めた後、懲罰委員会を開く旨の発言をされていたが、結果は。</p> <p>3. 野良猫のTNRについて</p> <p>(1) 民間のボランティア団体が行う屋久島町内全域の野良猫のTNR（野良猫を捕獲し、不妊去勢手術をし、元の場所に返す）に対する補助や、TNRを行う団体等を支援する考えはあるか。</p>	<p>監 査 委 員 町 長</p> <p>監 査 委 員 町 長</p> <p>監 査 委 員 町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
地域住民課参事	塚田美恵君	監査委員事務局長	日高孝之君
教育振興課長	計屋正人君	総務課参事 （防災担当）	泊光秀君
代表監査委員	朝倉富美雄君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、6番、渡邊千護君に発言を許します。

○6番（渡邊千護君）

皆さん、おはようございます。許可を頂きまして発言をさせていただきますが、今報告があったとおり、また新たにコロナウイルスの感染者が出たということをお聞きしました。私もそうですが、皆さんも個々に感染防止対策をして気をつけていきましょう。

昨日、岩山議員がペットについてお話されました。動物を飼っている人の話をしていますけれども、実は、私も猫を2匹と犬を1匹飼ってまして、みいちゃん、くうちゃんが猫です。犬の名前はししまるといいます。帰ってから猫とちょっと話をしまして、「飼い主は優しいかい」と言ったら逃げられました。ししまると話をして、「ししまる、飼い主は優しいのかい」という話をしたら、うなずいたような気がしましたので、ちょっと救われた気がしました。そういう話だけです。ちょっと気になっていたもので、うちも猫と犬と話をしたところでした。

それでは、通告に従いまして、今後の入山協力金の実施主体について、どうお考えか。

あと、2番で、3月議会の答弁では、検討部会の中で検討し、明確にしたいという発言があったが、その後の検討部会ではどのような協議がなされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

渡邊千護議員の質問にお答えします。

議員が入山協力金と指している世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金は、平成29年3月1日から、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例に基づき、屋久島町が収受主体として収受し、収受した協力金全額は、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基

金に積立て、条例第10条に掲げる山岳トイレの維持管理経費や、山岳地域の安心安全のための諸活動に係る経費などのために取崩し活用をしております。

改めて申し上げますと、本協力金の収受、管理、支出の主体は屋久島町となります。屋久島山岳部保全利用協議会は、山岳部の保全と利用に関与する行政機関、団体で構成し、山岳部の持続可能な利用及び保全対策を検討する組織です。

本町は、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例第11条第1項により、協力金の収納事務に係る指定事務機関として指定し、全ての協力金の管理ではなく、現地事務所で行う事務を行わせています。

このことは、当協議会の前身であった屋久島山岳部車両運行対策協議会が協力金と登山バス料金の収納の実務を行っていたため、料金収受事務と安全な登山バス運行について熟知していたことから、制度移行後も円滑かつ効率的に事務が行われることが期待できたためであります。

屋久島山岳部保全利用協議会元職員による協力金等の横領事件後、再発防止等を御検討頂いた山岳部環境保全協力金制度検討部会において、収受主体について御検討頂きましたが、町内の民間企業等に受託できる団体が見当たらない、委託費用や手数料が高くなり、効果、合理的な協力金の活用に影響があるなどの意見が出されております。

なお、現在のところ、民間企業などからの事務受託の申出もなく、協力金条例の廃止の予定もないことから町が収受主体となり、指定事務機関として一部の収受事務を、業務をさせております。再発防止を講じることが協力金制度の信頼回復につながるとして、緩みのないよう、毎月の収受受入れの管理、伝票チェック、会計監事とともに四半期に一度の会計検査等を実施し、毎月末の収支報告をホームページで公表を行うことなどして、透明性のある会計管理を行っているところであります。

○6番（渡邊千護君）

今答弁頂きましたが、もちろん、収受の契約をしている職員の方いると思いますけれども、それは、屋久島町長として公金を扱うので、それはやはり町からしっかり町長と契約して入れてもらおうと。ただ、その人たちは山岳部利用保全協議会の職員として今でもいるわけですよね。もちろん契約はしているのは町です。やはり公金を取り扱うので、その人たちは必ず町から契約をして集めないともうそれはできないということで、法的根拠ありませんから団体は。できないところでやっているのは分かります。

そこで、今まで過去をたどっていきますと、今話をしたいと思いますが、実際、去年の2月25日、協力金横領問題で謝罪の記者会見をしたのは町長もまだ記憶にあると思います。もちろん横領した元職員は懲戒解雇、町からも告発を受け、懲役2年、執行猶予4年の判決が下されました。検討部会では、委員全員一致で協議会は任意団体であるので法的責任はないとし、町は道義的責任はあるが、法的責任はないとしたということで、

そのときはここに、私もそのときいましたので聞いております。

ここで一番忘れてはいけないのは、一番の被害者は、信用して、信頼して、山の環境整備、し尿排出のために善意で支払っていただいたお客様だということ。その方々を裏切った上に、結果として町も協議会も法的責任を取らなかったことがネット上でもかなりの批判を浴びたというのを覚えております。同時に、町のやはりずさんな管理体制も浮き彫りになりました。一番大事なのは、信用と信頼を回復すること。今年の2月25日、山岳部保全利用協議会第1回総会を開催されたときも委員の中から、このみなし法人でいいのか、責任の所在はどうするのかという意見も出ました。そこで、私は3月議会のときに検討、町長が検討部会の中で責任所在をどうするか今後検討して、早い時期にはっきりしたものにしたと述べています。これは、3月議会のその時の町長の答弁でございます。

町長、今大変な時期かもしれませんが、コロナで。ただ協力金の問題は全く別です。現に、G o T oキャンペーンで多くのお客様に来島していただいています。キャンペーンも5月のゴールデンウィークまでに延長される予定です。責任の所在を明確にして来年度からは町が主体となり、記者会見なり、前回の不正もあり、横領事件もありましたので、しっかり記者会見なり、逆にホームページなどで新体制をすることを周知して、来島をしていただくお客様に対して環境整備のための協力金を呼びかけていくのがベストだと思います。

先程、収受はもちろん町の管轄なんで町が主体となってやっていくということなんで、ただ全体として、町が法的責任をしっかりもうしながら責任を取っていくのか、そこだけを一応確認したいと思います。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

この協力金の問題につきましては、議員も御承知のとおり、検討部会を開催をし、その中で今の協議会でいいのか、実施主体は協議会でいいのかということも議論をしてきたところでございます。

ただ先程町長も申し上げましたとおり、この協議会というのは、ただ協力金を収受するだけの会議ではございません。それも委員もよく御存じだというふうに思っております。そういう中で、検討部会の中で町内にそういう協議会に代わる実施主体があるかどうかということも検討もしてきておりますけれども、現在のところ、やはりこの協議会をおいて代われる実施主体がないということで一応そういう結論を出して、今現在、進めておりますし、その安全対策のためにキャッシュレスや入金機の導入、あるいは1名体制で収受していた白谷、あるいは淀川については、当面廃止をしております。そういう中で安全対策について、協議会でも、十分、今取り組んできているとふうに思っております。

以上です。

○6番（渡邊千護君）

体制強化をするのは、もちろんしなきゃいけないというのは分かります。現金機器の導入も入れたの分かります。分かりますけれども、問題は、それはもう物理的なものを置いただけであって、結局、大事なものは責任を誰が取るか、もし同じ不祥事が起きたときにどこが取るのかというのが一番大事であって、それを明確にしないことにはやはりお客さんから屋久島に対して、山に登るときにしっかり預け信頼できる場所に預けて、それをしっかりまた山の保全に使って頂きたいという、頂くというのは、私は気持ちでやはり善意で頂くお金ですから、そこをやはり法的責任のない団体にそのお金を指名して預けるちゅうのはなかなかできないと思うんですね。やはり一度のこういう不祥事が起きたので、やはりそこは新しい体制をして、しっかりやはり町長なり、もちろん町なり記者会見を開いてこういう体制を取りましたと、我が町がしっかり責任を取りますので、できれば協力頂きたいというふうに進んでいくのが私は、本来の姿勢であると私は思うんですね。やはり、そこをやはり協議会、新しい民間があればいいかもしれませんが、今やはり団体は任意団体でありますから、そこを町がしっかり責任を取りますよという形で持っていくのがベストだと思うんですが、どうでしょう。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

基本的に、責任は町が取るということで認識をしております。

○6番（渡邊千護君）

それは法的責任をしっかりと取るということ、それでよろしいでしょうか。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

責任があるということは、法的責任もあるということは理解しております。

○6番（渡邊千護君）

いや、それを聞いて安心しました。

前回のときは、町には道義的責任はあるけれども、法的責任はないというのが、前回、2月25日のときに前副町長が発言したことがありました。今、法的責任あるちゅうことだったらそれはもうそれをしっかり謳って、前に進んでいくべきだと思います。

ただ私が言いたいのは、富士山の協力金体制、これは今やっています。そこでは山梨県と静岡県が主体となり、しっかり責任を取ると謳っております。そして個人業者に収受業務を委託しているのが現実であります。それやはりそうやって責任は両県が取る体制を取っていますので、その責任の所在を明確に謳っていくのがやはり大事なんだろうというふうに思います。今課長のほうから法的責任もしっかり取っていくということなので、それはもうそれ以上ほども私も言うことないので。

もう1点、私、実は昨日、収受状況を観光協会にお客様が払っているのか払っていない

いのか、ガイドが一部払わないという話も聞きましたので観光協会に行って聞いてきましたけど、その前に今の収受率というか、収受状況を一応聞きたいんですが。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

大体65%から70%の収受率でございます。

○6番（渡邊千護君）

今の収受率、大体それぐらいということですね。収受をした金額的には今データでありませんか。今現在、現段階で。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

今年度の収受総額、今の段階で約1,000万円ちょっとでございます。

○6番（渡邊千護君）

ホームページのほうでは9月末段階の金額が出ていました。その中では758万3,217円ということが出ていました。今まで金額、それを9月末までにかかった経費、全て合わせて経費が2,535万1,501円。今の現在の9月末の段階ではマイナス1,776万8,284円と。この段階でいくと、コロナの影響もあります。ただこのマイナスでいくと、どうしても一般財源から出さなきゃいけない状況になるのかなというふうに思います。

やはりそれを踏まえた上で、やはり先程言ったように町がしっかり町が責任と、主体を移動していくのがベストなのかなと。どうしても一般財源は出していくので、このまま当初予算を出して、それを入れて引き続き、基金がもうゼロですから、マイナスになっていくのはもう見えていますので、ただコロナが今、続いている以上はなかなかプラスになっていくのは難しいのかなということやはり町が主体になっていくのがいいのかなというふうにはずっと考えておりました。

そこでもう1点、先程ガイドがという話で観光協会に行ったんですけれども、意見を聞いてまいりました。そしたら、先程課長は6割から7割、65%だと言っていましたけれども、その際ガイドが払わなかった理由として、やはりガイド一部で、任意団体だから払わなくてもよいという人もいたそうです。あとは、観光客の一部の一般の人では、そもそも払う気がないという、言った人もいます。払う気はあるが、横領事件のことがあり信用できないと。責任の所在が不明である。あと払ったり払わなかったりというふうに言っている人もいたそうです。

そのガイドに、私、色々調べました。ガイドの払っていない一部の人を何人かは特定できたので連絡しました、昨日。なぜ払わないのかと。その理由はこのとおりなんですけれども、やはり山をフィールドにして収入を得ているわけですから、トイレも使うでしょうと。ガイドが1つになってみんなでそういうし尿搬出のお金も使うわけだから、できれば払ってほしいと。ただ、この状況ではやっぱり払えないと言われたら、まあ、そうだねというのもあったんですけども、やはり山で仕事している以上は、私は払ってい

ただきたいと。それは当たり前であると私は思っていますので、それ昨日みんなにも言いました、電話した人には。それおかしいよと。そういう意見も聞いてそういう話をしたんですけれども、やはり、聞いた中でやはり責任の所在を明確にしてほしいという意見があったので、それは、私もまた明日議会で話をしますので、分かりましたということで今日意見を持ってきました。

この後に、し尿搬出の状況はとなっているんですが、状況を教えていただけますでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

し尿搬出の状況ですが、淀川小屋、石塚小屋、鹿之沢小屋、高塚小屋、新高塚小屋に附帯するし尿搬出は、屋久島山岳部利用対策協議会の方針決定により、平成20年度から町が町内のし尿収集運搬業者に作業を依頼をしております。本年10月末時点での搬出状況は4,900リッター、20リッタータンク245本分を搬出をし、756万2,443円を支出をしております。来島者が大きく減少したため、昨年度同期と比較をしますと、54.8%となっております。

なお、收受額の総額は1,081万2,683円、昨年度同期の29.6%であることから、収支も大変厳しい状況となっております。

なお、搬出できず貯留していたし尿は、高塚小屋トイレ930リットル、新高塚小屋トイレ270リットルとなっておりますが、12月7日、8日の2日間でほとんど搬出をしており、残りの分は全て本日中に搬出するという連絡が入っております。

以上です。

○6番（渡邊千護君）

今聞いて、大きなマイナスがあるのもこの状況ですからあると思います。ただ、搬出する人と話をして、また今回も色々聞いてみますけれども、トイレに雨水が入ったりするので水がちょっと増えてしまうことがあるから、汲んでも汲んでも大雨が降ったときちょっとずつ入ってくるトイレもあるということですから、そこの改修工事のほうが先じゃないかというのもやはり考えたりとかして、そこら辺の検討はされていますか、どうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

屋久島には6つの避難小屋があるわけですけど、これがもう相当古いもので、議員が言われるようにそういう状況。1万人足らず登っていた時代の大きさ、トイレ、そういうものですから、今は環境省、あるいは関係各所にそういう改修、あるいは作業、避難小屋としてではなくて、やはり前も議会でも言われましたけれども、ある意味もう1か所ぐらいは人を配置をした、そういう山小屋があってもいいんじゃないかという話は、事あるごとに話をしております。

○6番（渡邊千護君）

そうですね、話を詰めていただいて、やはりどうしても水が入って、汲んでも汲んでもまた増えていくとなると予算だけが積み重なっていきますので、そこら辺も検討していただきたいと思います。

ちょっと、話ちょっと戻るんですけども、収受率のちょっと、課長が先程言ったとおり6割5分ぐらいということだったんですが、実は、やはり100%に持っていきたいわけです、やはり。協力してやはり山に入っていただくわけですから、トイレ使うので、どうしても払っていただきたい。島のガイドもそこをフィールドにして仕事しているわけですから、みんなが払っていただく体制を取ってほしいと、私も思います。

これ11月17日の静岡新聞に載っていた記事なんですけれども、実は静岡県は、11月16日に行われた静岡県、山梨県で構成する富士山世界文化遺産協議会の作業部会のウェブ会議で、富士山の環境保全に役立てる目的で、任意の協力金で集めている入山料を義務的な料金制度にするために自治体が人を定めて独自に課税する法定外目的税ということで今、徴収する方向で検討しているというふうに記事が載っていました。税だともちろん、かなりいっぱいあるんだと思うんですけども、その方向で話を進めるというのはないでしょうか、検討はしていないかどうか。

○町長（荒木耕治君）

私もその話は存じております。今、両県が今までの収受率が悪くて、協力金の場合、これもいち早くやりましたけれども、なかなか収受率が悪いんで。それと両県でまたがっている関係で、両県の間でなかなか温度差があるということも聞いております。ですから、そういうことで、今の一つの方向としてそういうことを打ち出している。

ですから、私どもの町もあと3年したら世界自然遺産登録30周年ですから、私が今個人的に思っていることは、今これまだ内々でしている話ですが、屋久島環境財団と一緒にあって、財団と町と協会と一緒にあってこのし尿の問題、あるいは山岳の問題をもう一遍協議をしていこうというふうに今、思っております。

○6番（渡邊千護君）

そうですね、もうすごくこれいい話だと思うんです。課題はあります。これも書いています。制度導入は、条例の可決や総務大臣との協議が必ず必要だそうです。あと、徴収漏れを防ぐ仕組みやコストのかからない確実な徴収方法の在り方をやはりそういうような課題で検討する必要があるとここにも書いてありました。

けど、そういう内々で話をしていただければその話を進めていって、できれば、今言ったように世界遺産30周年、そのときに向けてそういう方向でいったら、100%の徴収ができる、税ですからできると思いますので、それで資金的にもやりくりもできていくのかなとは思いますが。本当にいい話だと思いましたので、今これ言わせていただきま

した。

それでは、この質問は終わりたいと思います。

それでは、次に進みます。

入山協力金横領に関連する裁判についてですけれども、現在の状況を教えていただきたいというのと、あと2番にもありますが、私が聞いたのは、前回したのは3,320万円ぐらいだと思うんですが、これが2,700万円と南日本新聞で記載されていたんですが、この算出根拠を教えていただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

この2つ一緒でよろしいですか。

○6番（渡邊千護君）

はい。

○町長（荒木耕治君）

まず、入山協力金横領に関連する裁判についての現在の状況からお話をしたいと思います。

まず、10月21日に第1回期日口頭弁論が開かれ、原告、すなわち、屋久島町が8月20日付、訴状及び10月21日付で準備書面（1）を陳述したところであります。これに対し、被告は出頭しなかったため、10月15日付で提出されていた答弁書が陳述されたものとみなされております。

次に、11月25日に第2回期日弁論準備手続が開かれ、提出留保扱いになっていた書証を提出し、裁判所による証拠調べが行われております。これに対し、被告は、11月24日付、第1準備書面を提出し、陳述しております。

今回の期日では、横領された協力金の額と未弁済額についての主張の整理と確認、そして、今後の進行について協議がなされたところであります。

次回期日は、12月23日午後3時半から電話会議方式で弁論準備手続として開催をされる予定となっております。

なお、今後の進行等の具体的な内容については、公開の法廷での口頭弁論とは異なる弁論準備手続の場で行われたこと、協議の内容が比較的微妙な点を含んでいることから、現時点での詳細についての御報告は差し控えるべきだというふうに考えているところであります。

次に、算出の根拠はということでございます。

10月23日付、南日本新聞の記事は、被告代理人からの聞き取りに基づくものというところでありますが、原告である屋久島町は、訴状において証拠に基づき、確認、立証し得る協力金の未納額は、当初、2,705万5,956円であり、その後、被告から協議会に対し、総額で1,085万4,572円が弁済をされ、その全額が町に納付されているので、現時点での

未納額は1,620万1,384円である旨、主張をしているところです。そして、当初の2,705万5,956円という金額は、平成29年3月1日から平成30年12月末日までの業務日誌の記載に基づいて、日々収納されたとされる協力金の額を全期間にわたり集計した総額1億309万4,143円から協議会が町に納付した協力金の総額7,603万8,187円を差し引いた金額であると主張をするとともに、業務日誌については、被告が関与する余地がないこと、協力金領収書の半券等には連番が付されていること等から、不実記載をすることが困難であること等から、記載内容の信憑性は非常に高いこと、上記金額を算出する過程において、疑義のある点は業務日誌の記載内容と協力金領収書半券等を突き合わせるなど、逐一、確認するなどして算出したものであること等について書証に基づき、主張を立証したところである。町としては、ほぼ立証は尽くされているものと考えているところがあります。

以上です。

○6番（渡邊千護君）

実はこの件も私、前回質問させていただいて、今回もまた質問させていただいているわけですが、もちろん、もう民事訴訟で今やっているわけですから、私もあんまりとやかく言うあれは、細かいことはできませんので。ただ、前回もそうですが、刑事裁判の中で150万円しか立証できなかったというのもありまして、その後、町の担当課長、あと法務事務専門員と話をした結果、日報と、あと毎月毎月の報告を得たお金、観光協会が代理で預かりしていた集計の全てを合わせたもので話をして、前回は和解をしたというふうに答えをいただきました。

ただ、今回、向こうもちゃんとその3点を、払わないとは言っていないと新聞に書いていました。払う姿勢はあると、払う。ただ、ちゃんとした算定が欲しいということで新聞に書いていたので、それがちゃんと今回、ちゃんと立証できればいいなどは思っています。ただ、今回、犯罪を起こして罪をかぶっているのだから、それを悪くしたのはもう当然、返すのも当たり前だと思っています。ただし、これしっかり立証できて、向こうも返す、返済をしようと言っているわけですから、後は法に任せて、司法に委ねて、経過を見守っていくしかないのかなと私も思います。ただ、その算定だけ聞いたかったので、今回質問させていただきました。

私の質問は以上です。終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。10時55分から再開します。

休憩　　午前10時36分

再開　　午前10時55分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、小脇清保君に発言を許します。

○10番（小脇清保君）

おはようございます。

月日のたつのは早いものです。昨年、公費の不正流用問題を私が質問してから、今日でちょうど1年になります。月日の過ぎることの早さをつくづく感じているところであります。

しかしながら、この1年間の中で再発防止策が完全に構築されたとは、私自身、決して思っておりません。再三にわたり、百条委員会の設置は否決され、また、執行部に内部調査の監査委員を設置してくださいという要望も聞き入れられず、第三者委員会も実現せず、内部監査で、失礼ですけれども終わらせているという状況では全ての解明が済んでいるというふうには思っておりません。

人間の体の病巣も完璧に摘出しなければ再発をします。そういう観点から、町長にお伺いをいたします。

町長の告発の一件は、不起訴、起訴猶予でした。そのことに対して、町長の御認識をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

小脇清保議員の質問にお答えをします。

検察官が事件を不起訴処分に付するときは、不起訴・中止裁定書により、不起訴の裁定をすることとされているようですが、不起訴裁定の理由には20ほどあるようで、その一つが起訴猶予ということのようです。通常はどの理由で不起訴となったかということについては、検察官は告知しないことのようにですし、請求に基づいて交付する不起訴処分告知書にも、ただ「公訴を提起しない処分をしました」とだけ記載されていることです。実際、私自身も検察官から不起訴処分の理由は聞かされておられません。

ただ、何らかの方法で情報提供を受けたマスコミがそのように報道をしているので、私としても、私が起訴猶予を理由として不起訴処分を受けたということ自体は認識をしているところです。

また、起訴猶予という概念が法務省の訓令、内部的事務処理要綱である事件事務規定75条2項20号により、被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときと規定をされ、本件も同規定により処理されたのであろうということは、承知をしているところであります。

ます。

○10番（小脇清保君）

前にも申し上げたと思うんですが、不起訴には3つある。

1番目が、嫌疑なし。これは、調査の結果、基礎原因の事実がありませんでしたというケース。

2つ目は、嫌疑不十分。調査の結果、限りなく疑わしいが、決定的な証拠が不十分で公判も維持できないという場合、これ2番目。

3番目、町長が不起訴、起訴猶予になった。これは3番目に値しますけれども、罪を犯しているが、犯罪成立が軽犯罪であり、被害者との示談が成立し、とかね。理由として、社会的制裁を受けているなどの理由により、今回は起訴しないという、この3つなんですよ。町長の場合、この3番目なんです。

そこでお伺いしますが、これ町長、郷土の明るい明日を創る会、広報3というのを、これお目通しになりましたか。見ていますよね、当然ね。これね、町長にゲラ刷りの時点で持ってこられるのか、出来上がってから持ってこられるのか分かりませんが、町長を守ろうとして発行するわけですから、ゲラ刷りの時点で点検して注意してください。

これには堂々と、不起訴、犯罪の嫌疑が不十分で事件が罪にならないことというふうに書いているんですよ。これもう完璧に日本語の間違いです。もう少し事実を把握して物事を書かないと、屋久島町民の、住民の知識だとか認識のレベルがこの程度だというふうに思い込んで書かれたんじゃない、これこういう冊子を何枚出しても町民の共感は得られないだろうというふうに思います。これ町長、ゲラ刷りの時点で訂正して今後もらえますか。

○町長（荒木耕治君）

私はそのことにはかかわっておりませんし、ゲラの段階で見たりとかしていません。出来上がって私の家に、郵便ポストの中に入っていたのを見て承知をしているということです。

○10番（小脇清保君）

やはりこういうのは、やはり首長として、あなたを擁護する団体のものですから、おお、内容見せんかというぐらいの配慮をしないと、これ老婆心ですけども、反省の色がないという、住民団体が今、検察審査会に出していますよね。反省の色がないということになれば、検察審査会の調査対象にもなり得ますよ。こういう事実、私に言わせれば、事実無根なことを堂々と書いて。私の部分が幾らか入って……。 （発言する者あり）

○議長（高橋義友君）

傍聴席、静かにしてください。

○10番（小脇清保君）

議長、退場させてください、議長、すみませんけど。（発言する者あり）

○議長（高橋義友君）

傍聴席の発言は許しません。次、注意されたら、退場させます。

○10番（小脇清保君）

退場させてください。

これ私のことですから、あまり触れたくありませんけれども、この中に元職員に全てを、責任を転嫁して、全くそういう事実ありませんからね、これね。返そうとして受け取ってもらえなかった、後処理を間違ったから、私は責任を取って議員も辞職しているわけですから、責任を転嫁しているなんてことも全くありません。全くもって日本語を知らないといったら失礼ですけれども、少し事実の把握が足りないというふうに思いますので、第4弾、第5弾と出るでしょうけれども、そのときは町長御自身が損をすることになりますから、発行の時点で、ゲラの時点で訂正させるなりしていただきたいと思えます。

そこで、もう1点、町長、これ4月号と今月のおわびと御報告という町報に載っています。町報は町長の後援会の機関紙じゃないと思うんですけども、私はそういう考え方で、ここに載せるのは間違いかなというふうに思いました。ところが、色々な人の意見を聞くと、真実を書いておわびするなり、報告するものについてはある程度いいんじゃないかと、使用してもいいんじゃないかという意見もありました。

そこでお伺いしますが、それであれば、去年の12月10日の私の一般質問の問題はその後、メディアの調査以来、色んなものがあって、色んな不正が発覚しました。その中で私の質問の中に、業者からの200万円の授受の件についても質問をしておりますが、その中で名誉棄損で訴えるという事実がありました。このことのその後がこの報告書にもないし、業者を名誉棄損で訴えた件は、その後どうなっているんでしょうか、回答できますか。

○町長（荒木耕治君）

通告にないので、それにお答えすることはできません。

○10番（小脇清保君）

いや、これはね、一連の不正問題と関連して重要な問題ですから、私は当然お答えいただけるものと思っていましたけれども、お答えしていただけないんだったら私のほうから申し上げますけど、この5月に取り下げていますね、取り下げた理由は何でしょうか。

○町長（荒木耕治君）

それも通告にありませんので、お答えできません。

○10番（小脇清保君）

取り下げたか取り下げないかぐらいは、町長、御回答くださいよ。

○町長（荒木耕治君）

この場で答えるあれはないというふうに思っております。

○10番（小脇清保君）

5月に取り下げています。取り下げたということは、業者からの授受を認めたということにもなりますし、町長を一生懸命、今擁護している人たちは、そのことで名誉棄損で訴えているというそういう事実はなかったんだということを一つのステータスにして応援していると思うんですよ。荒木耕治は正しいんだと、名誉棄損で訴えているじゃないかというのが彼らのバックボーンになっていると思うんですが、それぐらいの、いわゆる取り下げたか取り下げないかということは報告してもらうのが町民に対するこういうおわびと御報告じゃないんでしょうか。もう一度、お伺いします。

○町長（荒木耕治君）

お答えをすることはできません。

○10番（小脇清保君）

取り下げているという事実は確認していますから取り下げているんですけども、これは、業者の御本人に対しても大変名誉を傷つけられたことだろうと思っているんですね。一湊の郷土にも、「お前は、荒木耕治を陥れるために虚偽のことを言ったんじゃないか」とかいうことで、郷土にも気安く帰れなくなったという、そういう人権の問題もあるわけですよ。ですから、この取り下げたという事実は、いずれにしても何らかの形で報告しないと、それは町民が納得しないと思います。

もう1つ、余計なことですけども、照屋氏は、照屋氏って名前出してしまいましたけど、名前出していいという許可をもらっていますから、業者の人は、この名誉棄損のお触れに対して逆名誉棄損で訴えようという準備をしていた矢先だそうです。取り下げたという事実を知って今後どうするかということを探しているというお話までは、私はお伺いしております。

そういうことからいくと、照屋氏の名誉というのは、極めて傷つけられたというふうに思っていますので、どっかの時点でやはり町長も真摯に御本人と向き合って話をするとか、ましてや町民に報告をするとかということをししないと、闇の中にいつまでも疑いのまま過ぎていくというのも町のトップとして大変不名誉なことだろうと思いますので、いずれの時期にしても取り下げた理由、そういうものをつまびらかにして報告する義務があるだろうと思っておりますので、ひとつその点は要望しておきたいと思っております。

もう町長に質問することは、もうこれで終わります。通告外というわけでもないんですけども、関連ですから、御回答頂くのが本当だろうと思っておりますよ。

では、3番目の山海留学について、教育長、お尋ねをしたいんですが、回答は用意していませんよね。一問一答でいきますか。回答、じゃあ、お願いします。

○教育長（塩川文博君）

山海留学に関しましてのお問い合わせ、御質問でございます。

募集に際して、受入れ体制が整えられているのかどうかという御質問でございますけれども、本町の山海留学事業につきましては、2件続きました事件以来、事件前までの受入れの中心となっております里親留学から、口永良部島南海ひょうたん島留学を除く屋久島4地区では、家族留学の受入れが主体となっております。

事業主体である本町教育委員会と受入れの世話を受諾する各校区実施委員会の認識におきましても、今後、新たな里親を育成していく必要性は感じておりますが、里親留学の再開には各実施委員会とも慎重になっているのが現状といえます。

そのような中、本年度も各校区実施委員会に次年度の里親留学、家族留学受入れ希望を確認いたしまして、8月から10月にかけて令和3年度の本町山海留学生事業を町内外に広報をし、募集を開始いたしました。

町教育委員会で、第一次申込者の取りまとめを行いました上で、11月14日と21日の両日、留学申込者の各校区実施委員会面談会と、各校区実施委員会参加によります町山海留学連絡会を開催いたしました。

現時点におきまして、口永良部島で3家族、永田小校区で3家族、一湊校区で3家族、八幡小校区で3家族の新規申込みがあり、口永良部島、屋久島の各校区とも家族留学の希望が例年より多く、また、現在、留学中の家族の更新申込みと合わせますと、各校区実施委員会が確保する住宅が不足するため、各校区とも住宅確保に奔走しているところでございます。

この現状を踏まえますと、募集時期に一定の住宅を確保し、募集広報に家族留学受入れ数も明示することが望ましいと考えておりますが、各校区とも募集数に合わせ柔軟に対応したいとの考えもございますので、今後、受入れ数の明記等についても連絡会で調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（小脇清保君）

里親制度を取っているのは口永良部だけで、あとは家族留学になっているんですね。違いますか。

○教育振興課長（計屋正人君）

里親留学を積極的に展開しているのは、口永良部の南海ひょうたん島留学です。あと、ほかに孫もどし留学として、屋久島のほうでも自分のお孫さんを受け入れるといったところも里親留学の一環として展開しているところもございます。

以上でございます。

○10番（小脇清保君）

各募集要項、若干名というふうにして募集する。そうすると、高い航空運賃とか旅費を使って応募してくるわけですよ。その中で私の聞くところでは、家族留学できる家がないと、それで留学できないというケースは生じていませんか。

○教育振興課長（計屋正人君）

ただいま教育長の答弁にもありましたように、今も各地区、本当に住宅探しに奔走している、そういうような状況でございます。8月から10月の募集段階で、今現に、屋久島で家族で留学している方々の来年度の更新といったところが、若干、同じタイミングじゃなくてずれるというような傾向になっていきますので、そういうような状況も生じてしまうところがあるという状況でございます。

○10番（小脇清保君）

本来であれば、教育振興課でそういうものを用意して、実行委員会でね、用意しておくべきではないんですか。

それと、聞くところによると、父兄からの情報によると、八幡ではもう間に合いましたと断られたケースもあるというんですけれども、その間に合いましたというのは何ですか。

○教育振興課長（計屋正人君）

ただいまの小脇議員の「間に合いました」と言ったものがどういったものかというのは、私も存じ上げません。

○10番（小脇清保君）

例えばね、複式学級の解消というのが第一目的じゃないですか、留学制度というのは、そうじゃないの、違う。ほかに目的ありますか。

○教育振興課長（計屋正人君）

校区によっては複式学級の解消といったところを第一義的に上げているところもございますし、全体的に集落の振興といったところを一義的に上げている、そういう校区もございます。

したがって、全てが複式学級の解消といったところを目的とするものではありませんけれども、もちろん、複式学級の解消といったものは重要な視点ではございます。

○10番（小脇清保君）

課長、では、お尋ねしますが、それぞれの校区の実行委員会に家探しというのはもう全く任せていて、教育振興課ではもう関与していないという解釈でよろしいですかね。

○教育振興課長（計屋正人君）

現状におきましては、家探し、家の確保は、各集落にお願いをしているところでござ

います。もちろん、家がないという情報、各集落の取組は聞こえてまいりますし、相談を受けますが、私どもが直接お家を探すといったところは、現在、展開をしてございません。

○10番（小脇清保君）

私がさっき言った「間に合っています」と言われたというのは、八幡の縄文留学なんですよ。恐らく、複式学級解消に間に合ったというふうに私は解釈しちゃったんですけど、そういう事実はありませんでしたか。

○教育振興課長（計屋正人君）

八幡校区、特に住宅が不足しているといったところで、現在、先程も申しましたが、住宅確保に向け、今、奔走しているといったところです。

今複式学級が解消されたというような意図のものの発言といたしますか、回答はないものと思っております。

○10番（小脇清保君）

いずれにしても、せっかく留学生を募集しているんですから、盤石な体制で迎えてやらないと、じゃあ、いいですよと許可をもらいました。家はあなた方が探さないことでは、今後この事業は続かないと思うんですよ。今日、平内の区長にお尋ねしたところ、3組あって、縄文留学は3組あって、今2名の家族留学は家を確保したと、3軒目を私が一生懸命、今探しているけれども、何とかめどが立ちそうだと報告をもらっているんですよ。

しかし、そういう状況では、せっかく高い旅費を使って募集に来た面接の時点で、そういう状況ですから断られたということでは、これ全く面目ないことだろうと思いますよね。

それで、昨日の同僚議員の質問の中で584件の町営住宅の中で464件が利用されて、120軒ばかりが空いていると。この中に教職員住宅が入っているんですか。この584の中に。

○教育振興課長（計屋正人君）

建設課が所管する町営住宅でございますので、教職員住宅は別にその中には入ってございません。

○10番（小脇清保君）

分かりました。それで、返って質問がしやすくなりましたけれども。教職員住宅の大変空きがあるんですよ、あっちこっち。ほんで、これから生徒が増えて先生がいっぱい赴任するということはもう、まずしばらくはないだろうと。空き家で放置していると、もう老朽化して、ああ、もう中学校の周りの空き家なんて見るも無残な姿になっていきます。なぜかと。なぜ、教職住宅は空くかという、今の若い先生たちはもう水洗トイレ

レでないと入居しないです、民間に行っちゃって、民間のアパートに行っちゃって。だから、これをまず改善することが住宅課の大きな仕事なんですけれども、教職員住宅を一般住宅に下げるといって、こういう家族留学の人たちを収容する場所はあるんじゃないですか。ほいで、昨日のお話では、空き家バンクを今つくるということで素案を練っているところだということでした。そういう横の連絡を取って、やはり来ていただく方々に安心していつでも受け入れられますよという努力をしてほしいと思うんですね。教職員住宅を一般住宅にされたらどうですか。そうすると、いっぱい住宅が空くと思うんですね。

そして、これ通告外ですから、後で話はリンクしていきますからね、お伺いしますけれども、通学の問題、なぜこんなに2年も3年もね、こんな簡単なことが解決しなかったのか、教育長、仕事してんのかなと、私、正直、思っていましたよ。そうすると、私もこの問題を質問する予定でした。だけど、11月24日に委員会があって、ある区長さんから、「小脇さん、大変いい方向に教育振興課もやる気を出しているから、あんたがそこでつついてね、やる気をなくしたらいかんから質問やめたほうがいいよ」と言うからやめました。

そこで、この話となぜリンクするかということ、そういうふうにしていい方向に交通会社との、いわゆる子供たちの通学の緩和とか利便性が上がれば、何も八幡校区の留学生を八幡に置かなくてもいいんですよ、平内に置かなくて。小島でもいいし、湯泊でもいいし、通学バスがきちんと守ってくれる、そういう意味では、教職員住宅をその一般住宅にするというお考えはございませんか、教育長。

○教育長（塩川文博君）

仕事をしていなかったわけではなかったんですけれども、ちょっと時間がかかり過ぎてしまったことは事実でございます。

教職員住宅の件でございますが、教職員住宅を建てるには国の補助が入ってきております。その補助が取れない以上、教職員住宅を一般住宅として町が処分することができないという事実が1つございます。

それから、もう1点は、教職員が先程議員おっしゃったように、これから増えていくということは、ちょっと可能性としては大変低うございます。ただ、途中で病気になったり、休職したり、それから出産で育休に入ったりというところに代替の教員を配置することがございます。ですから、教員住宅を全て毎年満杯にするという状況はちょっと我々としては不安な部分もございますので、幾つかは開けておくという必要もございません。

ですので、先程申しましたように教員住宅をもう一度確認をしながら、年数で制限が取れる住宅もございますので、そういったものも確認しながら、そして、ある程度、最

低限の確保数を確保できるのであれば、それ以外の住宅については検討する余地もあると思います。

以上です。

○10番（小脇清保君）

もう教職員住宅で住宅建設の補助金は終わっているでしょう。終わっていないところありますか。（発言する者あり）でしょう。庁舎建設の時には終わっていないのを壊したんですから。だから、そのときそのときの用途で解釈を変えてもらっては困るんですよ。だから、恐らく、今建っている教職員住宅で新しく建て、まだ補助の継続中だという住宅があるかどうか確認して、そういうところは除外してもね、教職員住宅を一般住宅にして、留学生の家族留学に対応するというような。

それと、まちづくり観光課でしたかね、私、頭が悪いもんだからね。（「観光まちづくり課」と発言する者あり）観光まちづくり課が空き家バンクをつくるそうですから、そういうところとも横の連携を取りながら、ぜひ、せっかく屋久島が好きで、誰かおっしゃっていましたね。全国には1,700自治体あるんですよ。その中で住みやすい街、屋久島町18番、鹿児島県で18番ならまだ分かるんですけどね、全国で18番なんていうのは、これは驚異的なところですよ。ですから、その辺りを、家族留学の制度が全く構築できないのであればね、いやいや、里親制度が構築できないのであれば、家族留学というのは、お手間の増えることですから屋久島町にとっては人口増のいいことですし、理由をいえば、縄文の八幡の3番目の人は種子島からだそうですね。区長がそう言っていました。それで、種子島はロケット留学があって、あそこはもうね、里親がしっかりしているんですよ。私も一晩泊まったことがありますけど、その人の家に。毎年終わったら、次の子供を受けるといような組織が構築されています。屋久島町もそこまで行けば理想的ですけれども、そういうふうな形で今後もこの留学制度を続けるのであればね、やはり土台を、受入れ体制をしっかりすべきだろうというふうに思うところがあります。

どうですか、今年は。今、数字をおっしゃっていただきましたけれども、何組来て、何組が希望に沿えなかったんですか。

○教育振興課長（計屋正人君）

全体の申込み、あくまできちんとした書面での報告も含んで、電話の問い合わせも含んで、全体で26件の問い合わせを受けてございます。そのうち、屋久島内では9世帯の応募がございました。そして答弁でございましたけれども、11月2日の両日に分けまして面談を行ったというような状況でございます。

教育長の答弁でもございましたが、やはり私どもとしましても受入れ実数が可能な数字を募集に載せるのが大切じゃないかといったところは、連絡協議会の中でもお話をさせていただいています。ただ、各校区の実施委員会としましては、できるだけ、できる

だけ要望に沿ってあげたいということもございまして、私どもの地区では2件とか1件とかというような数値じゃなくて若干というような使い方をして、できるだけ要望に沿えるようにしたいというのが各地域の実施委員会の要望といたしますか、対応の在り方でございます。

○10番（小脇清保君）

ぜひ、せっかく屋久島が好きでお越しになる留学生ですから、気持ちよく受け入れて、希望される方は、町の予算もあるでしょうからね、私が一概には言えませんが、なるべく全員採用するような、受け入れるような体制を構築していただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

それで4番目ですけれども、全く屋久島にいじめがないとは言えないとは思いますが、現に、私も「いじめがあるよ」と、うちの子供がいじめられているよという父兄の声も最近聞いたことがあります。現状どうなんでしょうか、屋久島町。

○教育長（塩川文博君）

いじめの現状につきましては、現在のところ、把握している数が小学校で33件、中学校で15件というふうな報告は受けております。そのうち、深刻ないじめに今発展しているということは報告を受けておりませんが、まだ継続指導中というものも数件あると。あとのものは学校の指導等で一応解消しているというふうな形で聞いております。

○10番（小脇清保君）

学校が対応していないはずはないし、一生懸命されているとは思いますが、教育長、八幡小学校ですかね、3組ばかり全く不登校の家族がいると聞いているんですが、これは、原因はいじめによるものじゃないんですか、違います。

○教育長（塩川文博君）

学校からの連絡では、一応いじめは関係していないと、保護者の意向で学校に出てきていないというのは聞いております。

○10番（小脇清保君）

日本の小中学校は義務教育なんですけれども、法律違反することになりますけれども、学校としてはどういう対応を取っているか、教育長、把握されています。

○教育長（塩川文博君）

保護者と面談をしながら対応をしてきております。もうかなり時間がたって、かなりというか、年数がたっておりますので、だんだん保護者の方々も、それから子供さんも全く学校に出てきていないというわけじゃなくて、地域では同級生なんかと遊んでいる状況もありますので、少しずつ学校にも理解を示しながら、そして学校のほうも保護者に対して色んな融通というんでしょうかね、譲歩しながら対応しているので、もう少し時間かかるかもしれないけれども、今のところ、学校と保護者の方々と対立といたら

言葉はちょっと変ですけど、いい方向でこれから進んでいきそうだというふうな形での報告は受けております。

○10番（小脇清保君）

安房の仲病院の前ですかね、施設がありますよね。あれは1週間に5日間は毎日稼働しているんですか。どなたかあそこに輪番でいて、子供の世話をするとか教育をしている施設ですよね、あれね。どれくらいの稼働率ですか。

○教育長（塩川文博君）

長期休業中及び週休日、祝日を除いて、指導員のちょっと都合で、指導員が確保できないという日はありますけど、ほぼ学校がある日は稼働しております。

○10番（小脇清保君）

教育長も大変でしょうけれども、大変仕事していないんじゃないかという失礼なお話をしましたけれども、それだけ期待しているということですからね。批判されているということは期待をされているから批判されるんです。叱られるというのは期待しているから叱られるんです。だから、期待していない人には私は何も言わないことにしていますけれども。

結びに、人間、正直が一番です。今、BSテレビでは、夕方になると水戸黄門だとか、長七郎旅日記とか再放送のドラマがありますが、全て勧善懲悪な世界です。これが勧善懲悪になってはいけません。御存じだと思いますけれども、勧善懲悪というのは、善を勧め、悪を懲らしめるという意味です。人間、正直が一番です。ひとつ誠実に生きていきたいというふうに思います。終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前 11時38分

再開 午後 1時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、眞邊真紀君に発言を許します。

○2番（眞邊真紀君）

こんにちは。お疲れさまです。2番、眞邊真紀です。

また新たに新型コロナウイルスの感染症の方が出られたようですけれども、やはり早く町民の方に正確な情報を提供ができて、安心して生活ができるようになったらいいなと心から思っております。

今日ちょっと質問の前に、少しだけうんちくを語らせていただけたらなと思っていま

す。

普段分からないで使っている用語というのが、かなり自分もあります。その中でも、今ちょっと身近に自分がしていることで、恐らく、皆さん半分以上の方が、実際、その言語の由来を知らないんじゃないかなという言葉について、よく会議の中でも割愛させていただきますという言葉を使うと思いますが、これが何から来ている言葉かという、知っている方いらっしゃいますかね。恐らくいらっしゃらないと思うんですが、これは、実は、養蚕用語です。蚕さんを飼うときに、雄と雌が羽化した後、交尾をします。雌が物すごいフェロモンを出すので雄が物すごい勢いで寄って行って交尾をします。その雄と雌は、人間が離してあげないとずっと交尾を続けたまま死んでしまうんですね。それは、1時間ほどで射精が終わるので、大体、二、三時間してから、雄と雌を引き離す作業をするんですけど、それを愛を分けるといって、割愛といいます。そこから来ている用語なんです。今、実は、小規模で自分のほうも養蚕を試験的にやらせていただいている、今朝まさに交尾させた雄と雌を割愛、10組ほどして、産卵スペースに雌を移してきたところです。まさに本当に割愛だなと思って、申しわけないけど、雄と雌を引き離して議会に出てきたところです。覚えていただけたらなと思いました。

質問に移らせていただきます。

1番、監査委員による旅費精算不正調査は適正だったか。

大きく2番は、旅費精算不正職員の懲罰について。

3番に、野良猫のTNRについて。

大きい1番の(1)監査結果報告書によると、旅費精算不正は平成26年から令和元年までの間、屋久島町職員が航空機を利用して旅行した際の旅費精算の適否について、提出があった185件の精算伝票のうち、8件が不適切な事例となっていた。ほかに不適切な精算はなかったか。185件を全て精査したのかをお答えください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

それでは、眞邊真紀議員の質問にお答えします。

この町長からの要求による監査においては、提出された精算伝票等を全てチェックいたしました。その中で事前に申出があり、最終的に不適正な事例として挙げた8件と、証拠書類の整合性には問題がなかったものの、領収書の記載内容や航空賃金額の妥当性に何かしらの疑義があった13件について、対象の職員等に聞き取りを行いました。

聞き取りの結果、不適正な事例として挙げた8件以外については一定の合理性があり、明らかに不適正と判断できる点はなく、その一部について、旅券を購入した業者へ金額の照会をし回答を得ましたが、旅費明細書と異なる事例はありませんでした。

したがいまして、我々の調査した中においては、報告書にある8件のほかに不適正な事例はないと判断しております。

今回の一連の旅費精算問題につきましては、町が旅費条例が社会の変化に対応できていなかったことが主な原因であり、現在は、旅費精算における事務処理上の細目を定め、精算するよう改善されておりますので、監査の目的は達成されたと考えております。

以上です。

○2番（眞邊真紀君）

そもそもこの185件というのがどこから来ているのかなと思って、平成26年から令和元年までの、令和2年の11月ぐらいまでですかね、その旅費精算書を住民団体が情報開示請求をしたものを共有させていただきました。

カウントすると、監査の報告書にも書いてあるんですけども、この185件というのは、平成26年から令和元年までの屋久島町職員で、現在在職している者というのを抜き出して、185件、町が監査委員に監査を依頼しています。

それ185件、実際には、現在の職員でなくて、在職していない退職者を含めると、カウントすると、実は、航空券を使っている出張というのが258件、平成26年が30件、平成27年43件、平成28年が36件、平成29年が48件、平成30年が49件、平成31年、令和元年が52件で、トータル258件あるんですよ。在職者を調べるというその根拠は一体どこにあったのかなど。実際に不正の調査というと、もう在職者だろうと退職者だろうと何も懲罰は置いといて、変わらないと思うんですね。この258から退職者を引いたというのは、どうしてそういうふうな依頼をされたのか、これは町側にお伺いします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

旅費の精算の事務手続上のミス、どこが間違っていたのか、改善の必要なところはどこであるのかというところを確認するためには在職の職員で十分だという判断をいたしました。

○2番（眞邊真紀君）

実際に、分母が258と185だと、二、三件でも、だからいいとは言いませんけれども、七、八十件も差があるわけです。なので、在職しているからというのではなくて、258件全部を調査の対象にするべきというふうに一般的には取られると思うんですが、その点いかがですかね。

○副町長（日高 豊君）

先程総務課長が答弁したとおりでございます。行政側の判断としては、現職の分についてその精算の在り方、あるいは受け取り方、あるいはシステム上に問題がないのかということを含めて検証できる範囲であるというふうに判断したということであります。

○2番（眞邊真紀君）

七、八十件も抜けるとなると、それはその185件の中になく不正の種類のもが出てくる可能性があると思うんですね。

実際、調べたところ、監査の報告では185件のうち、8件が不適正な精算であったということなのですが、全部飛行機の運賃に係る旅費精算書を見ていると、これ全然、不正か不正でないか分かりませんが、要調査、チェック入れたものが、平成26年は18件、平成27年は20件、平成28年は13件、平成29年は11件、平成30年は22件、平成31年には、令和元年は24件、計108件あります。これが、要調査に値するなというものがあります。それは、色々これはパック利用じゃないか、領収書がそもそもないです。日付やら発行が不備ですというのは項目ごとに上げていますが、相当、調査する対象であるだろうというものがあるんですね。185件、現職の職員だけでいいというのは、やはりそれは不適正な調査だとしか言いようがなく、在職していない、もう退職者を省くというのは、やはり適切な調査じゃないんですよ。町長はどうお考えですかね。その七、八十件を除いて、調査の分母を思いっきり減らすということ。それは適切な調査ができたと言えますか。

○町長（荒木耕治君）

先程から申し上げているとおり、私がそういうふうな指示を出したということですね。

○2番（眞邊真紀君）

では、258件について、再度、調べるというお考えはないということでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

今のところないということです。

○2番（眞邊真紀君）

今のところないというか、実際に調査から漏れている旅費精算書の対象が何十件もあって、その中に不正が含まれていても問題ないということでしょうか。

○副町長（日高 豊君）

これまでも旅費の精算については、不正があるという前提で私たちは対処しておりません。そういう中で全体の分母が大であれ小であれ、基本的には出張の旅費の支払い、あるいは精算については、宿泊交通費、日当等々で、基本的にはくくられているわけですので、それが例えば、全然違う指定されていない費目等で支出があるとかというのが、先程眞邊議員が言われるようなところにあるとすれば、それは当然、全体として調べる必要があるかもしれませんが、基本的には出張してその旅費を支払うという行為について、ある一定の何ですかね、枠の中にある話ですので、それが分母が大きいとか小さいとかということと、発現率の話じゃないと思うんです。どこに問題があったかと

ということが私たちとしては問題なので、改善するために監査をお願いしたというのが私たちの立場でありますので、そこは御理解頂きたいというふうに思います。

○2番（眞邊真紀君）

今まではっきりした不正精算について返還があったと思うんですね。払戻しをされていますよね、町の会計に。それに関して返した人もいれば、それから調査から漏れて返さない人もいるという、その不平等さ、それ均衡がとれていないということに関してはどう考えますか。返す人もいれば、調査の対象から漏れて返さなくて済む人もいます。

○副町長（日高 豊君）

基本的には、自分の精算したものについて、少し何か問題があったかもしれないという職員については申出をさせております。申出の中で、当然、先程あった監査委員の調査等々の中で明らかになって、本人もその旨、了解というか理解をして処理した分もありますので、それが一概に不平等というふうには理解をしません。

○2番（眞邊真紀君）

実際に自己申告をした方が不正精算をしていたという調査があつて、返還もしている。ただ、自己申告をしない方に関してはまだ分からない、隠れている、隠れているというか、はっきり分かっていない可能性があるんですね。というのは、先程も申し上げたように、これはもしかすると不正な精算ではないかというふうにカウントされるものが100を超えています。実際にはどうか分かりませんが、傾向を見ていると、バック料金での精算で宿泊料を二重取りする、このやり方というのもこの中にも含まれていますし、恐らく調査の対象になっていないと思うんですよ。今在職されていない方でも返された方も一部いらっしゃるの、情報開示請求の中ではっきりしています。なので、退職された方でもやはり調査の対象にして、別に懲罰をかけるとかそういう問題ではなくても返還していただくという作業は町はしなきゃいけないと思うんですね。返した人もいれば、返さない人もいて、もう不問にするということが一体いかがなものか。もう不問にするんですか。

○副町長（日高 豊君）

不問にするということは、その何というんですかね、判断をこちら側がするということなんだろうと思うんですけれども、そういうことではなくて、必要があれば、現状の様々な改善をした部分もありますので、そういったものに照らし合わせて、自分がこれまで行ってきた精査について疑問がある職員、OBでも結構なんでしょうけれども、そういう方々に対して受け付けるというか、そういう申出を受け付けることは可能だというふうには思いますけれども、取り立てて、こちら側から全部を調査をしてということについては、その必要性というか、事務手続は必要ないのではないかなというふうに判断しております。

○2番（眞邊真紀君）

それは、一般的には到底受け入れられない考え方で、不正があるわけですから、全体の調査をして全てを明らかにする。報告をしていかないと、やはり信頼回復には、到底こぎつけませんし、別に犯人探しをするというわけじゃないんですよ、前回の議会でも言いましたけれども。はっきり分かっているところもある。この8件に関しては、もう皆さん恐らく返還されているんだと思うんですけども、これ以外のものについて、一切もう調査をしないということは不問にする。もう返さなくてもいいと言っているようなもんですよ。今申出がないものが、今から全部の不正が疑われるものに関して自分から言ってくるかというのと、そんなことはないと思います。これは調査ありきなもので、やはり、何というんですか、在職されていない方に関しても全部調査をするべきだと思います。また、監査員の方に再度、調査の依頼をするおつもりありませんかね。

○町長（荒木耕治君）

今議員のおっしゃることもよく理解をしますんで、内部で、今ここでやるとかじゃなくて、少しそういうことをまずは協議をして、またお返事をしたいというふうに思います。

○2番（眞邊真紀君）

やはり適切に全件調査をされたほうがいいと思います。見ている範囲でまだあるんですよ、この8件以外に。なので、私も含め住民団体から、何かしらのまたお願いが町にあったり、監査委員にあたりとかというのではなくて、町がきちんと自発的に調査をするというのをお勧めしたいと思います。

次の質問に入ります。

平成28年11月、負担行為番号0022630-0002と、もう1件、0022169-0002に関して、事前に通告してありますけれども、いずれも近畿屋久島定期総会出席のための出張です。これに係る精算書及び領収書に関して精査をされましたかという質問なんですけど、答弁をお願いします。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

今の質問にお答えいたします。

町長から監査を要求されるに当たって該当する精算伝票等が提出されましたが、御質問の精算伝票につきましては提出されていませんでした。そこで、執行部に確認したところ、監査要求事項を屋久島町職員のうち、現在在職している者の精算処理としており、御質問の精算伝票は既に退職している職員の分であったため、提出されなかったということでした。

したがって、この精算伝票については、監査委員としては、監査要求をされていないため、調査の対象外としております。

○2番（眞邊真紀君）

そうだろうなと思いました。この2つの精算書は、あくまでも全体でこれどうなのかなと思う、先程言った108件の中からの抜粋です。あくまでも抜粋なんです。一部なんです。

恐らく、監査の対象になっているとすると、調査の対象になって、旅行代理店に照会をかけたものの1つになっているかと思うんですね、この事例というのは。でも、監査委員のほうには調査の依頼がなかったというので退職者。退職者は除外されていたんですけれども、これ実は恐らく宿泊パックを利用されて、宿泊費1万900円を別で精算している事例だと思います。

こういうふうに、実際調べてみないと分かりませんが、恐らく、今までの傾向でいいますと、この領収書、道の駅観光さんが出した領収書5万3,520円というものがこの精算書の1つに張りつけられていますけれども、5万円以上の領収書に収入印紙が真面目に貼られているのは、この会社の場合、宿泊パックなんですよ、ほかの航空運賃、純粹なる航空運賃のときはほとんど貼られていません。この傾向からすると、恐らく、この精算というのは、宿泊パックで航空運賃と一緒に宿泊費と支払われて、1万900円の宿泊料を請求しているという事例です。航空運賃、この明細書の概算の部分に航空運賃2万6,760円、復路も2万6,760円、これ2分割した、こういう金額というものの傾向というものは大体出ていまして、恐らくこれは旅費の二重取りだと、宿泊費の二重取りだというふうに類推されます。

こういうふうに、調査対象になっていないものが、実は不正の伝票じゃないかというものがあるんですよ、複数。なので、これ調査しなくていいと思いますか。現職だから、退職者だからというもうすみ分けとできないと思うんですね。やはり全体的な不正がどれだけあったのかというのを調査するのは、町の責任でやらなければいけないので、これ先程の質問の最後に、内部で検討するとおっしゃっていただきましたけれども、やはりなるべく早くに調査をするべきだと思います。いかがですかね。

○副町長（日高 豊君）

先程町長のほうがそのような答弁をしておりますので、事務方としてはそれにのっとった形で事務処理というか、事後処理をしていくことになると思います。

○2番（眞邊真紀君）

ぜひ、まだ複数ありますので、御検討よろしくお願ひします。

次の質問に入ります。

大きな2番、旅費精算不正職員の懲罰について。

9月議会での一般質問の答弁では、顛末書の提出を求めた後、懲罰委員会を開く旨の発言をされていましたが、結果はいかがですか。

○町長（荒木耕治君）

議員のおっしゃるとおり、職員の処分につきましては、監査委員から監査結果の報告を踏まえて、改めて本人等から事情聴取するなどした上で、懲罰委員会において処分内容や処分の適否について協議をした結果を受け、処分を決定したいと申し上げたところでもあります。

懲罰委員会からの報告によりますと、9月末に関係職員から出張旅費の取扱いにおいて、不適正な精算があったとの顛末書が提出され、翌10月に懲罰委員会により処分を協議する前段として関係職員への聞き取り調査と同時に、弁明の機会を与えたところです。その後、11月に過年度分に係る返還が全て完了した上で、12月2日に懲罰委員会を開催し、処分を決定したところでもあります。

○2番（眞邊真紀君）

処分の内容は教えていただけますか。

○町長（荒木耕治君）

委員により職員の瑕疵行為について、その処分内容、適否を協議した結果、4名の減給処分、1名を戒告処分とする懲戒処分を決定をいたしました。被処分者につきましては、地方公務員法及び関係条例の法に基づき、その旨を記載した書面を交付するとともに、辞令交付を行うこととしております。

○2番（眞邊真紀君）

この8件の不正精算については、全て町の会計のほうに差額、差額というか、多く受け取っていた分のお金を返されているということだと思えるんですけども、たまたま分かったというか、この185件の中の、恐らく、やはり見ていると8件ではないんですよ。この5名の方だけがこういう処分を受けて、ほかの方は、恐らく漏れている、自己申告もしていない、監査委員の目にもかからなかったものもあると思うんですよ。なので、再度やはり全部、先程からの繰り返しになりますけれども、どういうところが疑問なのかというのを私たちなんかもお伝えしますので、やはりちゃんとした調査をされたほうがいいなというふうに思っています。この185件の中の、やはりこの8件だけではないんですよ、実際に。なんで、分母を258件に広げていただいて、もう一度、きちんと全部、旅行のエージェントに確認したわけではないと思うんですよ。全部、発券記録を確認させてくださいという照会はされていないと思うんですね。なんで、全部について照会をかけて明らかにするということをしないと、この5名の方もやはり非常に不平等な中での処分だったんじゃないかなと思っております。見ている範囲で8件だけだったら、こんなこと言いませんけれども、やはりまだあるんです、残念ながら。だから、その不平等というのを是正していただいて、きちんと処分を下さしていただきたいなと思っております。いかがですかね。

○町長（荒木耕治君）

先程から議員のおっしゃる、あるんだあるんだという、何を議員は根拠にあるんだという、今監査委員が見て、それはなかったという報告をされているわけですね。議員は、いや、ほかにもあるんだというのは、何を根拠に今そういうことを言われているんでしょうか、逆に。

○2番（眞邊真紀君）

今エージェントに全ての精算書について、発券記録と照会をかけたわけじゃないですよというふうに呼びかけていたら、監査委員の方もうなずかれていました。

私たちが、今まで起きた報道等にもあった旅費精算、不正精算からする傾向を見ているだけで、先程も言いましたけれども、これが不正かどうか分からないというふうに私も言っています。不正かどうか分からないからこそ、再度、きちんとした調査をしてほしいと。傾向でしか、あくまでも分かりません。だから、その裏づけがされていれば、これとこれが不正ですよと言ってぼんと投げますよ、それは。けれども、私たちがそれを照会かける権利もないですので、照会かける権利がある監査委員の方にぜひお願いしたいというのを、さっきから再三お願いしているんですが。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時03分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

お答えします。

しかるべきところからそういう要請が再度あれば、監査委員としては行います。

○2番（眞邊真紀君）

もうしかるべきところからというのが、もう町長からしかないの、ぜひよろしくお願ひします。本当に何度も言いますが、犯人探しをするとか、懲罰をかけてほしいとかそういう話ではなくて、やはりどれぐらいの件数で実際にあったのか。今後どうすればいいのかというのは、それをもとにしないと雲をつかむような話で解決策ないと思うんですね。そこをすごく心配しているので、やはり今コロナ禍で納税するのが大変だという方がたくさんいます。自分も含めてです。こういうことが是正されないと、やはり納税する意欲がないよねというのを、本当に最近、何件も聞きます。私も結構買い物に行くので、その話で結構、何というんですかね、マスクしていても誰かよく分かっている

らっしゃるみたいで、声かけてくる人が非常に多いんですよ、実際。だから、それを自分の中で握りつぶすわけには当然いけないので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ、次、3番目の質問に移ります。

野良猫のTNRについて。

民間のボランティア団体、幸せのしっぽさんという方たちがいらっしゃるんですが、が行う屋久島町内全域の野良猫のTNR、TNRというのは、野良猫を捕獲して、不妊去勢手術をして元の場所に返す、に対する補助やTNRを行う団体等を支援する考えはありますかという質問です。

○町長（荒木耕治君）

町内でTNR活動に取り組んでおられる皆さんとは、この場で直接会う機会があり、皆さんの動物に対する愛情と活動へ対する熱意を聞かせていただいております。

現在、町で行っている野良猫に対する取組としては、飼い主のいない猫を捕獲するための器具の貸出しを行っております。

また、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、県とともに不幸な猫を増やさないためにむやみな餌やりの禁止や室内飼育の進めなど、適正飼養の周知を図っております。まずはこのことが重要であると考え、町報等で定期的な啓発活動に取り組んでいるところです。

町としましては、野良猫の問題は、集落の理解と協力を始め、猫のケアをする獣医師の協力、ボランティアの皆さんへの協力など、多くの皆さんの力を結集をし、猫を見守る体制が整備されないと解決にはつながらないというふうに考えております。

今後、皆さんのこういった活動が必要ない社会を目指すため、団体の皆さんと情報を共有をしながら、また、多くの方々の御意見や県及び近隣自治体との取組等も参考にし、町としてできる取組をやっていききたいというふうに思っております。

○2番（眞邊真紀君）

ちょっと漠然と書いてしまっているので、答弁から漏れてしまっているかと思うんですけども、補助やTNRを行う団体等を支援する考えはあるかというのが、実際に予算を組んで、少し金額的な補助ができないかという意味なんですけれども、いかがですかね。なぜこれを聞くかといいますと、結局このボランティア団体の方は自分で手出しで手術に連れていく猫を捕獲して、ガソリン代使って、お仕事も休まれたり、勝手にやっているんじゃないかと言われればそれまでかもしれませんが、かなり金銭的な負担を追っているのを見て、よく分かっているんですよ。

自治体では、特に鹿児島県内では、鹿児島市が結構しっかりこれは取り組まれています。お隣、今、種子島、南種子だけですけれども、補助を出しています。飼い猫に対しても野良猫に対しても。奄美大島が、奄美大島の場合やはり野良猫対策はアミノクロ

ウサギを守ったりする活動で、奄美市全体でもう全部つながって徹底的に、この野良猫対策に関してはお金を使ってやっています。

こういう事例があるので、やはり屋久島町で、せつかく今、実績が去年の10月から始めて、先月までに1,011件、不妊去勢術を実際にされているという実績がありますので、やはりこういう実績があって、やめてしまうとまた猫は、ネズミじゃないですけど、ネズミ産式に春も秋も増えていくわけですよ。一気にもとに戻ってしまいます。だから、これ未来永劫続けるものではなく、やはり、皆さんにきちんと啓蒙活動ができると、ある一定まで頑張れば、その後は同じように費用負担はないと思うんですよ。なんで、今頑張るときにボランティアさんが無理をして体を壊されてしまったり、金銭的な負担が多いからやめてしまったりすると、とんでもない事態になってしまうと思うので、やはり猫のトラブルというのは、非常にどこの地区でも多いと思うんですね。だから、町が少し費用負担をすれば、少し長く、四、五年とかできるような作業だなと思っているんですけども、費用負担のほうについてはどうですかね。

○町長（荒木耕治君）

私がお会いしたときは、猫を捕獲する捕獲器が足りないので、捕獲器をとということ。それと、不妊去勢手術をする場所の提供、そういう話を聞きました。そのときに予算のお話は、そのときはなかったというふうに私は記憶をしている。その後、活動をされていて、今言うように1,000匹を超える、そういう桜耳の猫が屋久島にもたくさんいるのかなというふうに思っております。

また、ちょっと補足は担当課長にさせますけれども。

○生活環境課長（矢野和好君）

予算を組んでということではありますが、今町長が答弁しましたとおり、最初にお会いしたときはそういうことでした。その後、やはりお話を聞きながら色々やっていたわけですが、今のところ、捕獲器の貸出しということでこれを要綱作りまして、貸出しをしているところです。

その都度、少しずつお話はさせていただいているところなんですけど、そういった予算を組んでのどうのこうのという具体的なお話は今受けておりませんので、今、どちらかといえば初めて聞いたようなお話でございますので、今後とも、いわゆる情報を共有しながら県も交えまして、町と団体と、また集落の協力とか、獣医さんの協力とか要りますので、そういうことを含めまして、全体的なことを考えて検討してまいりたいと思います。

○2番（眞邊真紀君）

そうだと思います。御本人たちが、確かに捕獲器のことで言いに来ていました。御本人たちの要望じゃないんですよ。これは、第三者的に活動を見ていて、非常に心が痛む

というか、私も猫をはっきり言って自分の好きな動物でもないですし、町長と一緒に私も犬のほうが好きです。なんですけど、やはり、野良猫に関してはふんが臭かったりとか、何と申しますか、発情期にとっても夜中にうるさかったりとか、そういうことが自分も嫌だなと思った経験もあったんですね。ただ、それを嫌だなと思うのか、地域猫としてかわいがるという考え方があるのかと、全然、やはり違いますし、大人がそういうふうに思うんだから、子供に対しても大人が思ったように、やはり動物を見ることの教育として乗り移っていくと思うんですよ。だから、ああ、自分のやはり考え方を変えないといけないなと思って、彼女たちの活動を見ていたときに、やはり野良猫として邪魔にするのではなく、餌をやっている人を非難するのではなくて、増やさない努力をするというのを啓蒙活動をしながらか、でも、やはり生き物に対して幾らでも増えてしまうから、何年間かは手をかけないといけない。それをむやみに増やしてはいけないという町にしなきゃいけないなというのは、切に思うので。

ただ、彼女たちが自分で手出しをされている、その活動に関して自分のお金を使って、時間も多大なる時間を使って、健康も害されているというのも聞いたりとかしていると、これはどうにかしないとせつかくやってきたことが水の泡になってしまうと思ったので、やはり財政的な負担を少し、手術の費用もそうですし、活動自体に支援している市町村もあります。特に、横浜市はそれを物すごく重点的にやっている市なんですけれども。奄美市の場合は、そういうボランティア団体じゃなくて、行政が捕獲からリターンまで一手を担ってやっています。物すごい頭数やっていますよ。

だから、彼女たちの要望ではなくて、これはあくまでも私が見て、もう数か月見ている中で、やはり誰かが言って補助しないと続かない取組なのかなと思って言っているところです。やはりやっているとありますので、本当にこれはすぐすぐどうにかしてくださいじゃなくて、屋久島町のやはり一つの大きな課題として、野良猫に関してはやはりトラブルが物すごく多いんですよ、御存じのように。なんで、検討いただけたらなと思っております。いかがですかね。

○町長（荒木耕治君）

議員おっしゃることは、十分、重々お分かりします。ですが、1つちょっと協議をしなければいけないのは、民間でやっている獣医さんもいらっしゃいます。そこでも去勢手術をやっていますんで、そこら辺との兼ね合いもあるのかなと。今これは、個人的に私が考えていることで、今、TNRの方たちはすごく安い金額でやられているということでございます。

ですから、今議員がおっしゃったように、内部で検討して、期待に沿えるような結論を出せばというふうに思っております。

○2番（眞邊真紀君）

民間の獣医さんがいらっしゃるということをお心配されているようなんですけれども、実際、TNRは、対象が全て野良猫なんです。飼い猫は受けていません。外にいた猫をトラップで捕獲して、手術をして、リターン、返すというのがTNRの流れで、獣医さんは、そこいら辺にいる野良猫の避妊去勢はしないので、それは全くかぶらない範囲の話なんです。都合のいいことに、屋久島というのは、例えば、種子島だったら1市2町が存在していて、南種子だけやっても境が陸なので、やはり、せっかく1つの自治体で力を入れてやっても交配するなんていうことは幾らでもあると思うんですね、猫は行動範囲が広いので。

ただ、屋久島の場合は、離島でどこにも隣接していません。だから、屋久島の中できちんと今ネットワークがすごく構築されているので、全域にわたって、これもすごいなと思うんですが。やはり、屋久島の中できちんと避妊去勢をして数を抑えておく。それが当たり前だという認識をみんなが持つ。それを子供にも教育していくというのが大事だと思いますので、ぜひ、民間の獣医さんがいるからという心配はありませんので、長い目を見て、そういう予算を組んでいただけるように、十分検討していただけたらなと思っています。

以上です。

○議長（高橋義友君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月16日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時17分

令和2年第4回屋久島町議会定例会

第 5 日

令和2年12月16日

令和2年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第5号）

令和2年12月16日（水曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第105号 屋久島町栗生ふれあい加工センターの指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第106号 屋久島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第3 議案第107号 新町まちづくり基本計画の変更について
- 日程第4 議案第108号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第109号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第110号 屋久島町体育施設条例の一部改正について
- 日程第7 議案第111号 屋久島町野々村喜八・和子教育振興基金条例の制定について
- 日程第8 議案第112号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第9 議案第113号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第114号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第115号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第116号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第117号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第118号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第119号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第120号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第121号 屋久島町図書館システム構築業務委託契約の締結について
- 日程第18 議案第122号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第19 同意第18号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 令和2年陳情第4号 馬毛島の軍事基地化についての意見書採択のお願い
- 日程第21 令和2年陳情第8号 屋久島町議会議員定数削減に関する陳情書

- 日程第22 令和2年陳情第6号 岩川俊広議員による旅費不正問題に関する陳情書
- 日程第23 令和2年陳情第7号 寺田猛議員と岩川俊広議員による旅費不正に関する陳情書
- 日程第24 発委第4号 馬毛島の軍事基地化に反対する意見書案について
- 日程第25 発委第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案について
- 日程第26 議員派遣について
- 日程第27 閉会中の継続審査申し出の件について
- 日程第28 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第105号 屋久島町栗生ふれあい加工センターの指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第106号 屋久島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第3 議案第107号 新町まちづくり基本計画の変更について
- 日程第4 議案第108号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第109号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第110号 屋久島町体育施設条例の一部改正について
- 日程第7 議案第111号 屋久島町野々村喜八・和子教育振興基金条例の制定について
- 日程第8 議案第112号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第9 議案第113号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第114号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第115号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第116号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第117号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第118号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第119号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第120号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第121号 屋久島町図書館システム構築業務委託契約の締結について
- 日程第18 議案第122号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第19 同意第18号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第20 令和2年陳情第4号 馬毛島の軍事基地化についての意見書採択のお願い
- 日程第21 令和2年陳情第8号 屋久島町議会議員定数削減に関する陳情書
- 日程第22 令和2年陳情第6号 岩川俊広議員による旅費不正問題に関する陳情書
- 日程第23 令和2年陳情第7号 寺田猛議員と岩川俊広議員による旅費不正に関する
陳情書
- 日程第24 発委第4号 馬毛島の軍事基地化に反対する意見書案について
- 追加日程第1 発議第7号 馬毛島の自衛隊基地建設に関する意見書案
- 日程第25 発委第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪
化に対し地方税財源の確保を求める意見書案について
- 日程第26 議員派遣について
- 日程第27 閉会中の継続審査申し出の件について
- 日程第28 閉会中の継続調査申し出の件について

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
地域住民課参事	塚田美恵君	監査委員事務局長	日高孝之君
教育振興課長	計屋正人君		

△ 開 議 午前10時02分

○議長（高橋義友君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

15番、大角利成君から発言を求められています。これを許可します。

○15番（大角利成君）

おはようございます。貴重な時間に申し訳ありません。去る12月8日の一般質問の冒頭のところで、「さきの同僚議員の質問と重なるところも出てくるかもしれませんが、御了承ください。できるだけ割愛したいと思っています」と申しました。「割愛したい」を「省略したい」に訂正をいたします。

以上です。

○議長（高橋義友君）

本日の会議は、配付してあります議事日程表のとおりです。

- △ 日程第1 議案第105号 屋久島町栗生ふれあい加工センターの指定管理者の指定について
- △ 日程第2 議案第106号 屋久島町過疎地域自立促進計画の変更について
- △ 日程第3 議案第107号 新町まちづくり基本計画の変更について
- △ 日程第4 議案第108号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第5 議案第109号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- △ 日程第6 議案第110号 屋久島町体育施設条例の一部改正について
- △ 日程第7 議案第111号 屋久島町野々村喜八・和子教育振興基金条例の制定について
- △ 日程第8 議案第112号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）について
- △ 日程第9 議案第113号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について

- △ 日程第10 議案第114号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第11 議案第115号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第12 議案第116号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第13 議案第117号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第14 議案第118号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第15 議案第119号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第16 議案第120号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋義友君）

日程第1、議案第105号、屋久島町栗生ふれあい加工センターの指定管理者の指定についてから、日程第16、議案第120号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの16件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

始めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

おはようございます。

令和2年第4回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案に係る審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された議案は、議案第106号、議案第107号、議案第109号、議案第110号、議案第111号、議案第112号、議案第118号についての7件でありました。

委員会審査は、12月10日午前10時から、役場本庁第1委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け、質疑を行い、議案審査を行いました。

それではまず、議案第106号、屋久島町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

委員から、これは議員立法で制定されたものであるという理解をしているが、12月で終了し、10次と継続的になっていくのか。この過疎債は大変ありがたい制度であるが、そこの動きはどうなっていくのかとの質疑に対し、御指摘のとおり時限立法であり、来年の3月で終了する予定である。新たな制度設計については、自民党部会で12月までに新たな計画立案を今しており、次期国会のほうで審議され、再度延長される方向に進んでいるとのことであるとの回答がありました。

また、委員より、採択要件や充当率にも何か変化があるのか、こういう時世だからそれがダウンするとか、上昇するとかの動きというものは分からないかとの質疑に対し、今回の見直し案によると当初屋久島町は人口減少率が他市町村よりそれほど悪くないことから、今回改正案では外れるという情報があった。その情報を基に、自民党に申し入れをし、財源的に過疎債をほぼ充当してまちづくりを行っているという要望をし、外れない方策はないでしょうかという形で、要望活動をしてきた。その結果として、鹿児島県でも数市町村が外れる要件であったが、その部分については今回条件を付託して再度新しい制度でも過疎対策が使えるような方向で、今進められているということを知っているとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第107号、新町まちづくり基本計画の変更についてであります。

委員より、変更の内容は分かるが、実際に適正位置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域の特性やバランス、さらには財政状況、事業等を十分考慮しながら記載しているが、公共的施設の今後の在り方について、具体的な案はあったのかとの質疑に対し、合併後の公共施設の在り方については、民間を含めた組織間の中で協議がなされ、答申を受けた。その答申を基に町の中で再度検討委員会を設置し、耐震性の調査も行いながらという形の中で、検討を重ねてきたところである。公共施設の在り方、長寿命化計画の中の個別計画にどのように盛り込んでいくかを各課と横の連携をしながら、両方から今協議を進めているとの回答がありました。

また、委員より、供用に耐えない施設は他市町村を参考に、統合または除却するということであるが、例えば尾之間支所については、一部補強をすれば再活用できるものについては、検討するということがよいかとの質疑に対し、活用する部分についてはこれまでの新町まちづくり計画の中で盛り込まれているので、その中で改修等もできるかと思っているところであるが、これまでの除却という表現がどこにもないことから、壊す部分について合併推進債が使えませんよという県からの指導があったので、具体的に除

却という表現を必要としたことから、今回盛り込んだものであるとの回答がありました。

また、委員より補強も起債は対象になるのかとの質疑に対し、内容等によって協議事項にはなるが、起債担当との起債の状況、予算額、施工の内容によって対象、対象外というのがあるようだ。基本的には改修については新設という部分については対象になる部分があるが、合併に伴う基本的な整理するものについて除却・起債対象という考え方になっているとの回答がありました。

討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第109号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

委員より、控除額の改正が上がり下がりということであるが、我が町の状況は税額としていかがかとの質疑に対し、今年度については当然コロナの感染症の影響により、百数十名の方が減免措置を実施している。また、観光関連産業等についても、納税の猶予という制度があり、八十数件ほどの猶予を実施している。全体的に見ても、法人税割等も当然影響が出てくる。かなりの減収決算を終えているところがあり、伸びる要素が見えてこない。また、入湯税等各ホテル事業所についても休業を余儀なくされたということで、売り上げの減少などから、やはり影響が大きいので、税収についてもやや下降ぎみという予測であるとの回答でありました。

討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第110号、屋久島町体育施設条例の一部改正についてであります。

委員より、健康づくり広場の夜間照明施設はLEDであるかの質疑に対し、現在まだLED化はされていない。ふるさと創生基金等で整備してきた照明施設だが、将来的には各地区が引き続き必要だということであれば、LEDにした上で各集落にどうですかという話をしていく時期が来ていると思うとの回答がありました。

また、委員より、各集落に任せている施設について、町の利用料金を上回らないように指導すべきだが、把握しているかとの質疑に対し、基本的にこの使用料を超えることはないと思っているが、少し調査をさせていただきたいとの回答がありました。

討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第111号、屋久島町野々村喜八・和子教育振興基金条例の制定についてであります。

委員より、目的が具体的に教育振興とあるが、どのような活用を考えているかとの質疑に対し、教育委員会としては各小学校の遊具整備に財源を充当したいとの考えであるとの回答でありました。

また、委員より、各学校遊具の数も違うし、劣化している遊具も違うがどのような考えかとの質疑に対し、基本的には遊具の修繕ではなく、更新に充てたい。教育長の答弁にもあったが、低鉄棒が授業で必ず必要な部分であるので、まずこの低鉄棒の整備に基金を活用させていただきたい。その他の遊具については各学校の要望を聞いた上で、基金の活用という形になると思うとの回答でありました。

討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第112号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）について、分割であります。

まず、教育振興課所管では、委員より、かごしま国体の推進費があるが、全体的な収支の報告は行われるのかとの質疑に対し、単年度の収支であるが、歳入のところにも1,832万2,000円の減というのが出てくる。3つの項目で成り立っているが、協議の運営補助金の県負担が10割、1,840万5,000円、県との協議の中でほぼ当初決まっていたが、実際は実績分の68万6,400円のみ認められた。おもてなし事業については41万1,000円の執行に対し、3分の2の補助が認められた。炬火イベント事業については、当初34万2,000円ほど計上していたが、実績として6,000円の執行、3分の2の補助で33万8,000円の減額となったとの回答でありました。

また、委員より、事務局費の世界遺産学習連絡協議会というのは、どういう組織なのかとの質疑に対し、世界遺産学習連絡協議会は来年度協議会からの要請を受けて、本町で世界遺産学習大会なるものを実施したいと計画をしている。今、会自体は奈良県に事務局があり、昨年は奈良で日本の学習大会が開かれた。平たく言うと、小学校、中学校におけるE S Dであったり、S D G sの取組、世界遺産をそういったものに取り入れて、学習を展開しようという学習団体であるとの回答でありました。

総務課所管では、委員より、以前寄附を頂いた消防指令車ジープがあると思うが、分遣所で管理をしているのか、それは今動いているのかの質疑に対し、消防指令車については寄附をしていただいたもので使用してきている。長く使っていて、たまに警告ランプがついていたようで、修理しきらずに使用していたら、ラジエーターが損傷してエンジンが壊れた状況になっている。見積もりをとったら、中古のエンジンを載せ替えた場合に100万円程度かかる。何年もつかというのは保障できないので、それを使いながら来年度のだいすき基金の用途検討委員会で、ぜひ指令車を購入したいという要望を上げている。約700万円ほどかかるのではないかとこのことで、今後、購入に向けて進めていきたいと思うとの回答がありました。

委員より、消防団の方もぜひ必要だということであるし、分遣所も助かっているの、毎年調整がなされているようだが、ぜひ配置に向け配慮していただきたいとの要望があ

りました。

政策推進課所管では、委員より、特別定額給付金の額がマイナス900万円減額になっているが、この要因はとの質疑に対し、対象世帯数が6,592世帯であった。実際に世帯の申請があったのが6,579世帯、13世帯が未受給世帯となった。対象者としては1万2,227人で、給付者数が1万2,210名で、未受給者が17名出ている。ただ、当初見込んでいた対象者が、まだいるだろうということで、給付金で900万円返納になっている。対象者を多く見積もったことや、補助対象の事務費についても満額使わなかった部分があるので、返納額が大きくなっているとの回答がありました。

討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第118号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

令和2年第4回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案の審査と結果を報告いたします。

本委員会に付託された議案は、議案第105号、屋久島町栗生ふれあい加工センターの指定管理者の指定についてから、議案第108号、議案第112号、議案第113号、議案第114号、議案第115号、議案第116号、議案第117号、議案第119号、議案第120号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの、条例案1件、予算案8件、その他の案件1件の計10件でありました。

本委員会は、12月10日の午前10時から、第2委員会室において、関係課長、事務局長に出席いただき、詳細な内容説明を受け、議案審査を行いました。

それでは、議案の審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第105号、屋久島町栗生ふれあい加工センターの指定管理者の指定については、指定管理者を選定する場合に、どのようにヒアリングを行うのか、今回は1者のみで特命ということであるが、通常であればどのようなヒアリングを行い、この運営を効率的に行うことを算定するかとの質疑に対し、施設自体が食品加工センターになっている。複数出た場合は応募があった団体から食品加工に関する内容等を聞き取りし、そ

ういう技術を持っているのか、管理運営者としてふさわしいのかを審査会で検討し、決定しているとの回答でありました。

また、指定管理者は希望者を従来も設け入れ、缶ジュースを作っているが、その場合の使用料は徴収しているかとの質疑に対し、指定管理者以外の方が使用した場合は条例で決まった使用料がある。昨年、指定管理者以外でジュースが1万2,345本、みそが490キロで、栗生集落以外の集落の人たちが使用し、販売している状況で、使用料を頂いているとの回答でありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第108号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、改正があり単独でできるようになったとの説明があったが、種子島の場合には西之表しかないのか。そういう施設は中種子、南種子にはないのかとの質疑に対し、この制度は国の里帰りの方々の場合とか、入院のためにお母さんたちが全国各地に帰ったり、また屋久島に来たりもする。よくあるケースで、特に西之表市に限らず、どこでも便利になったと思うとの回答でありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第112号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）について、分割、多岐にわたりますので、主なものを報告いたします。

まず、観光まちづくり課所管では、屋久杉自然館の入館料624万円減額の予算は昨年度と比べてどれくらいの入館減かとの質疑に対し、これは委員会では課長から報告がありましたが、後ほど数字の訂正がありましたので、今からの読み上げは訂正された数字だということで御了承願いたいと思います。

11月までの本年度トータルが6,067人で、昨年度が1万7,402人であり、1万1,000人減少している。コロナの影響で4月21日から5月31日まで休館し、また6月、7月も旅行者が激減している状況であったが、Go Toの関係で、10月から11月は昨年度を10名上回ったが、前半の入館者が減少し、減額したとの回答がありました。

また、だいき基金は納税するとき、例えば教育資金、道路整備、文化資金等の使途について希望をとるのか。集まったお金について使途は守られているのか。年間2億円、3億円と集まっている使途を区分しない限り、一般財源で自由に使っているのかとの質疑に対し、だいき基金は充当する場合は使途検討委員会があり、副町長が委員長で関係課長が入って使途について検討している。

その内容については、環境保全、地域振興、教育等、色々寄附者の意向に沿った内容であるか検討しながら、決定しているとの回答でありました。また、パソコン、携帯も

しくは女優を使ったプロモーション業務委託の具体的な内容はどの質疑に対し、通常はパソコンやスマートフォンで見る電子雑誌になる。一般企業は、電子雑誌しか使わないが、自治体の場合は電子雑誌プラス紙的なものも必要で、2つ作ろうかと考えている。肝付町は、真矢みきさんを採用している。島の色々な観光地であったり食であったり、色々な風景のところ実際にいってもらい、島のよさをPRしてもらうために女優さんを使ったプロモーション業務委託であるとの回答でありました。

委員より、なにもタレントをもうけさせる必要はない。屋久島独特なものがある。もっと考えるべきとの指摘がありました。

次に、福祉支援課所管では、児童措置費の委託料の放課後事業が出ているが、安房と楠川の両方で今何人かとの質疑に対し、児童に係る部分で昨年まですぎっこクラブがやっていた事業32人で、安房が19人だったと思う。安房については、今年度からの補助事業の対象として認可されているので、今回予算計上し、増額についてお願いしているとの回答でありました。

次に、生活環境課所管では、有償廃棄物再資源化委託料の有償廃棄物のごみ分類はどの質疑に対し、これまで段ボールとか、雑誌が有償物として売っていたが、離島だということで輸送費の部分でどうしてもマイマスとなり、逆有償という形でお金を支払い処分をする。内容としては段ボール、雑誌、牛乳パックや紙パック、家電のプレス品、衣類、あとは鉄類であるとの回答でありました。

また、ごみ処理施設管理費の中で、炭化物再資源化委託費300万円の説明を受けたが、これからの動向はどうなっていくかとの質疑に対し、新しく出る炭化物については有償でキロ1円で売っており、今処分しているものはこれまで積み上げていたものを順に出している。尾之間の旧焼却場に置いている部分を詰め替え、ほぼ出してきているが、まだ少しあるものを今年度中に終わらせるため、300万円の追加をお願いしたとの回答がありました。

次に、産業振興課所管では、森林環境譲与税が今回1.2倍の1,041万8,000円となっているが、使い道や事業は何かとの質疑に対し、そのことについては使途検討委員会を開き、令和2年度の使途の計画としては、私有林の間伐の事業で間伐については補助事業がなく、森林環境譲与税を使い推進しようとしている。また、島内産材の需要拡大のため、島内産材を使った新築住宅の場合の補助や大きなものとしては松くい虫の伐倒駆除にも使い、林業活性化モデル事業では皆伐後の町有林への植林のための苗木の購入代、屋久島地杉苗の再考推進事業や林業関係者の資格取得の研修会費用の一部助成に利用しているとの回答がありました。

また、町営牧場の運営は補助金頼りか、営業利益が出ているかとの質疑に対し、合併前の旭牧場については黒字であったが、合併後、長峰牧場もあり、2,000万円前後の赤

字が2年ほど続いたが、前任者のおかげで逆に2,000万円ぐらいの黒字が出た年度もあった。ここに来て、牧場はどうしても朝早くから夕方までの仕事で就業する人の休みの確保などを、労働基準法に基づき人員を増やしているため、人件費は確かに増えているが、子牛の値段が高く販売された関係もあり、昨年台風被害の修繕費の関係もあったが、18万円の黒字となった。今年度はコロナの関係で、子牛の値段が下がっているため、最終的にはどうなるか分からないが、一般会計から繰入している状況ではないとの回答がありました。

次に、健康長寿課所管では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について、ワクチンが入るのが来年の3月以降と言われているが、その前の体制だと思うが、どんな事業かとの質疑に対し、今年11月に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ができ、その実施要項の中に市町村が実施する体制確保事業があり、人的体制の整備、予防接種台帳システムの改修、新型コロナウイルスワクチンの接種を行うための必要な通知等の印刷、郵送できる体制づくりや地域の医療関係団体と連携しての接種体制の構築を図ることの予算であり、総額345万円を計上し、その10分の10が補助金として返ってくるとの回答がありました。

次に、建設課所管では湯泊港の工事の期間はどれぐらいか、業者の選定はどの質疑に対し、この災害復旧工事は一昨日査定があり、工事着工の内示が来年2月頃になり、工事の着工は3月予定で防波堤のケーソン製作を鹿児島で行うのが、第一段階である。その後、4月以降に今の防波堤の取り壊しを行い、来年の今ごろには工事を終わらせる準備をしているとの回答がありました。

また、道路維持費の中の安房の排水道路整備事業の設計の区分は、安房のどこになるかとの質疑に対し、計画は安房の里町、水明荘の手前から県道を渡り、モスバーガーを通過すみれ幼稚園の入り口までの通りである。あの通りに上から水を常時流し、側溝からの悪臭を防ぐ工事であるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第113号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）については、浄水場の修繕内容はどの質疑に対し、修繕の主なものは各浄水場の機械設備、コンプレッサーやポンプ、それに付属する電気の装備も含めた修繕になる。あと浄水場における機械器具及び建屋の修繕であるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第114号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、特に質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。

次に、議案第115号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、今審議している国民健康保険で、屋久島町は納税とか、窓口負担の医療給付金を何%ぐらい補填しているかとの質疑に対し、保険料については世帯の所得によって決定され、これが幾らかとの予想はなかなか難しいので、予算は前年度、前々年度の決算に応じて計上している。

また、療養給付費に関しては、誰が医療機関に幾ら使ったかは年度ごとに多くなる年もあれば少なくなる年もあり、今後はコロナ、インフルエンザの関係で病院の受診者が増える見込みで、今回予算計上したとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第116号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、議案に対しての特に質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第117号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について、3月からマイナンバーに変更されるが、使用に混乱はないかとの質疑に対し、このシステム改修によって、マイナンバーカードを使ってオンラインで資格の確認をするのみで、まず厚生労働省が抱えるシステムの中に資格登録をし、マイナンバーカード番号を使って保険資格を確認するシステムであり、カード提示、確認には多少の時間がかかる場合があるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第119号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）については、恒久的な滞納分はどれくらいあるかとの質疑に対し、現在5,300万円近くあるとの回答がありました。関連し、解決方法はあるのか、不納欠損処分等の計画はあるかとの質疑に対し、昭和60年から平成30年度までの未収金であり、不納欠損で落とす場合は債権放棄、または債務者の時効の援用等があれば、不納欠損として落とせるものであるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第120号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、議案に対しての質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

産業厚生常任委員長にお尋ねします。

一般会計のところで、建設課所管の部分で安房の商店街の污水対策についてありましたけれど、里町からすみれ幼稚園まで排水管に水を流すという処理を今後されるということが検討されるということでしたけれども、実際に排水の対策については何か委員のほうから発言がなかったか、その点お伺いします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

排水について、具体的には浄水場のオーバーフローの水を常時流すということの回答でありました。

委員より、途中は若干上がっているのですが、それができるのかという質問がありましたが、建設課長はできるという回答でありました。

○2番（眞邊真紀君）

すみません。質問が下手ですみません。生活排水について皆さんに周知を図って、例えば油を流さないとか、合成洗剤のきついものを流さないとか、残渣物が入ったものを流さないということで、污水の悪臭対策というか、その点考慮するような動きをつけていくべきじゃないかということや、先日一般質問でも浄化槽の件でありましたけれども、何世帯か集合する合併浄化槽はある。予算的に今後、町が導入するかどうか、難しいから今後の検討課題であろうということは、生活環境課長がおっしゃっていました。

その点も踏まえて、せっかく所管が生活環境課も一緒ですから、污水を全部流して水で海に流し込んでしまえばいいという方法ではなくて、やはり生活排水自体、お店たくさん並んでいますから排水自体を工夫すること、落とし込んできれいな排水を海に流すということや、今後排水管に水を単純に流して海に流し込むということではなく、単純なことではなく、生活排水自体をどうされるかということや、生活環境課とリンクさせて委員会の中で検討していただけたらなと思います。

トビウオの水揚げ日本一を誇る屋久島町ということで、産業振興のほうもされていると思いますが、やはりそういう海に生活排水を全部平気で流し込むという方法は、やっぱり非常に乱暴だし、世界自然遺産の島に似合わないなというふうに思っておりますので、今後、委員会で十分検討していただけたらなと思っております。

以上です。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

要望ということで承っておきます。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第105号、屋久島町栗生ふれあい加工センターの指定管理者の指定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第105号、屋久島町栗生ふれあい加工センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号、屋久島町過疎地域自立促進計画の変更について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第106号、屋久島町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号、新町まちづくり基本計画の変更について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第107号、新町まちづくり基本計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第108号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第109号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第110号、屋久島町体育施設条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第110号、屋久島町体育施設条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第111号、屋久島町野々村喜八・和子教育振興基金条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第111号、屋久島町野々村喜八・和子教育振興基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第112号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第112号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第113号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）に

ついて、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第113号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第114号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第114号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第115号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第115号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第116号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第116号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第117号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第117号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第118号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第118号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第119号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第119号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第120号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第120号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。11時10分より、再開します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第17 議案第121号 屋久島町図書館システム構築業務
委託契約の締結について

△ 日程第18 議案第122号 令和2年度屋久島町一般会計補正
予算（第12号）について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第17、議案第121号、屋久島町図書館システム構築業務委託契約の締結について及び日程第18、議案第122号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）についての2件を、一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和2年第4回屋久島町議会定例会に追加提案いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

提案してあります案件は、契約案1件、補正予算案1件、同意案1件の計3件であります。

それでは、議事日程に従いまして、議案第121号及び議案第122号について、御説明いたします。

まず、議案第121号、屋久島町図書館システム構築業務委託契約の締結につきましては、町民及び児童生徒の多様な学習機会に対応した教育機能を充実させるため、公共図書室と学校図書室に本町の実態に適した図書館システムを構築し、合わせて読書通帳を導入することにより、利用者の読書意欲の向上が期待され、生涯学習社会の拠点となる図書室の整備を目的とする業務委託契約を締結しようとするものであります。

4社を指名し、12月7日に見積もりを徴した結果、2社が辞退、1社が棄権したことから、富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店を契約の相手として4,180万円を支店長、福永志保と随意契約により、業務委託契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第122号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）につきましては、歳出予算の内容は民生費でひとり親世帯臨時特別給付金事業に係る経費を計上いたしました。

財源としましては、国庫補助金で調整し、歳入歳出それぞれ769万2,000円を追加し、予算の総額を147億1,175万9,000円にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○11番（日高好作君）

1点だけ、これを導入することによって、これまでの流れとこれからの流れ、それが子供たちの教育機能の充実、そこに結びつきとといいますか、効能とといいますか、その辺についてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○教育振興課長（計屋正人君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本システムはクラウドシステムを活用いたしまして、公共図書室2室、各学校図書室12室、合計14室をクラウド環境によりシステム化を構築しようとするものでございます。

昨今、学校現場におきましても、図書の、読書の重要性といったものが、再度見直されてございます。各学校におきましては、試験等の、その試験の意図が非常に分かりにくいというような全国的な試験の結果による傾向が見いだされておきまして、各全国におきましてはやはり図書を読んで読解力等々を非常に大切にしようというような動きになっているところでございます。

本町におきましては、県内で公共図書室についてはあと、本町を入れまして3町システム化がなされていないような状況です。学校図書室におかれましても、まだ都市部におきましては学校図書室のシステム化がなされている状況なのですけれども、今回、全てをクラウドシステムにより活用しやすい環境をつくるというものです。まず、学校におきましてはどんどん今子供たちの読書活用が盛んになっている中、やはり図書司書を私どもの町では4人配置してございますが、4人の配置ですと、1人当たり3校を担当することになります。

したがいまして、その3名ではなかなか子供たちの読書の貸し出し等も追いついていないという状況がございまして、本システムを活用することによれば、司書補の先生方、学校の先生方がいなくても子供たちが自分で検索をして、自分で借りて、そういうような環境をつくることになります。

また、記帳システムも導入いたしますが、イメージとしては銀行通帳みたいなイメージですが、こちらに借りた本の履歴が全て残ります。そして、その履歴の中にはその子が読んだ図書の傾向であったりとか、そういったものも統計的に解析をしてアドバイスもできるような形のものになってございますので、今後学校の図書室においては、子供たちの読書需要、欲求に対してスムーズに活用が展開できるものというふうに思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

ちょっとさらに踏み込んだことになりますけれども、生徒が自分でこのシステムを利用できるということですが、低学年の子どもに関してはいかがですかね。

○教育振興課長（計屋正人君）

今回の使用につきましては、低学年のお子様にも十分対応できるようなシステムになっていると思っております。ちょっと遅くなったんですけども、当初5月に予定していたものを8月に各県内の導入市町村を回らせていただいて、実際に職員が目で見えて感じとった印象でございます。

また、記帳システムにつきましても、例えばそのページをわざわざ開けなくても、ぼんと入れれば自分でめくって記帳が始まる。本当に金融機関の記帳システムのようなものとなっておりますので、多少、1年生にとっては戸惑うところはあるかもしれませんが、感覚的に利用できるシステムとなっておりますので、数回の利用で慣れることができるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第121号、議案第122号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第121号、議案第122号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第121号、議案第122号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

議案第121号、屋久島町図書館システム構築業務委託契約の締結について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから、議案第121号、屋久島町図書館システム構築業務委託契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第122号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから、議案第122号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第19 同意第18号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（高橋義友君）

日程第19、同意第18号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

それでは、同意第18号につきまして御説明いたします。

同意第18号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、平成20年10月から12年あまりの長きに渡り、屋久島町固定資産評価審査委員会委員を務められました荒木弘義氏が先月23日に御逝去されました。これまでの御尽力に対し、感謝を申し上げますとともに、心より御冥福をお祈り申し上げます。

つきましては、令和4年9月30日までの残任期間、後任候補としまして鞆研三氏を固定資産評価審査委員会委員として任命したいと存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております同意第18号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

同意第18号は、委員会の付託を省略することについて、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第18号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

同意第18号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、同意第18号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

△ 日程第20 令和2年陳情第4号 馬毛島の軍事基地化について
の意見書採択のお願い

○議長（高橋義友君）

日程第20、令和2年陳情第4号、馬毛島の軍事基地化についての意見書採択のお願いを、議題とします。

本件については、総務文教常任委員会の付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

令和2年第4回屋久島町議会定例会において総務文教常任委員会に付託された陳情は、継続の案件1件、新規の案件1件です。審査の経過と結果を御報告いたします。

委員会審査は、12月10日午後3時16分より、役場本庁第1委員会室において行いました。

まず、陳情第4号、馬毛島の軍事基地化についての意見書採択のお願いです。

意見集約の中で、委員より、昨日の議会でもでたが、防衛省を呼んで説明を受けるという方向でいいのではないか、この際、真の情報というのは正確に知りたいというのがあるので、ぜひ早目に防衛省を呼んで説明を受けたいとの発言がありました。

次に、委員より、種子島では住民説明会をされているが、屋久島はまだされていない、議会側の立場としても要望、もし説明会を開いてもらうようにすれば意見が出てくると思うので、それを踏まえて判断していいと思うとの発言がありました。

次に、委員より、種子島のどうこの言うのは、基本的に屋久島町の住民には関係がないといったら過言かもしれないが、実際に屋久島に住む者として反対しなければいけないと思う。種子島には補助なり何なりあるかもしれないが、屋久島町の場合はそれも一切なく、本当に百害あって一利なしだと思う。西之表、中種子、南種子の方々の意見はさておき、屋久島町の住民としての意見を出していくべきだと強く思うとの発言がありました。

次に、委員より、計画先にありきの進め方ではなく、住民の意思、声を大事にする対応を強く望むというのは、そのとおりである。また、世界自然遺産を抱える屋久島の観光の発展や島民の安穏な暮らしを奪う馬毛島の軍事基地化を断念することを求める。屋久島の立場からすれば当然のことを言っているのであって、この意見書を採択するのはそんなに難しいことではないと思うとの発言がありました。

次に、委員より、前回のメンバーの屋久島町としての意思、あるいはそれ以降の客観情勢が随分変わってきたというのがある。ここにきて、防衛省もスピードアップしてい

るような気がするし、県も自分たちの鹿児島県の問題として捉えようとしている部分がある。そういう意味では、やはり防衛省の説明を議会として聞く、あるいは町民に呼びかけて、そういう場を持つ、またそういう意味では継続という形で勉強する機会を設けるべきではないかと思うとの発言がありました。

意見集約を終わり、これらの意見を踏まえ、討論を行いました。

採択の意見として、委員から、色々な意見が出て、防衛省の話をまずは聞いてみるべきじゃないか、その上で判断するべきではないかというのは分からないわけでもないが、馬毛島へのFCLPの基地の誘致の話は前からあり、最近話が急展開して、海のボーリング調査も始まろうとしている。その背景があって、スピード感を持って迷惑施設は生活を脅かすだけだということで、町議会から意見書を素早く出すべきだと思うので、賛成の立場で討論するとの討論がありました。

次に、継続審査の意見として、委員から、これまでの経緯の中で熊毛の協議会の動きが脱退をしていき、最終的にはその協議会が機能を果たさなくなっていくという経緯もある。それと、FCLPだけではなく、自衛隊基地の問題も出てきて、話が非常に複雑になってきたということもある。今回は、防衛省の話もさらに聞いて、屋久島の住民にも聞いてもらって、再度協議するというので、今回は継続にするべきだと思うとの討論がありました。

次に、継続審査の意見として、委員より、この問題は屋久島町が年数も経過している。色々状況も変わっている。やはり情報を議会としてきちんと収集し、これに対応する必要があるので、継続するべきだと思うとの討論がありました。

次に、採択の意見として、委員より、本町議会が以前から今も反対の方向で合意がなされてきているということであれば、採択すべきと思う。先程の中で、「いや、それは違うよ」というような意見も皆さんからは何もなかったもので、私だけそうであったのかという反省もある。以前からずっと反対の立場を取っている屋久島町議会ということであれば、採択すべきということで賛成するとの討論がありました。

この採択は、起立によって行いました。採択4人、継続3人、不採択ゼロ人でした。したがって、令和2年陳情第4号、馬毛島の軍事基地化についての意見書採択のお願いは、採択とすべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、総務文教委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（石田尾茂樹君）

委員長に確認ですが、反対者はいなくて、継続という意見があったということなんですか。あったということで。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

答弁します。

今、報告いたしましたように、賛成4人、継続が3人、反対がゼロということの結果であります。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和2年陳情第4号、馬毛島の軍事基地化についての意見書採択のお願いについて、討論を行います。

討論はありませんか。

○9番（緒方健太君）

この陳情でありますけれども、西之表市民の民意が尊重されるべきだなというふうに思います。西之表市では1月の末に市長選、そして市議選が行われますので、そちらのほうで民意がはっきりしてくるのではないかというふうに思います。そちらを尊重しながら、屋久島町としてもしっかり進めていかないといけないというふうに思います。

そして、屋久島町といたしましては、町議会といたしましてはしっかり住民説明会等を開いていただき、しっかりとした知識の中で議論を進めていく必要があると思います。私は、継続審査が妥当と考えますので、今陳情の意見の採択には反対いたします。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○2番（眞邊真紀君）

今意見が出ましたけれども、委員会の採決の際には賛成いたしました。その立場で討論させていただきます。

委員会の審査のときも随分発言させていただきましたけれども、実際に屋久島町議会には以前、私たちがこのメンバーで議員になる前から、姿勢として馬毛島の軍事基地化には反対の立場でいました。改選後の、たしか全協のときだったと思うんですが、そのと

きもこのメンバーになったときに、一部ちょっと補欠選挙で変わったところもありますけれども、その会議の席で今のこの町議会も反対の立場でということ、意思を統一したという記憶があります。ほかの同僚議員にも確認したんですが、そのとおりですと。

記録は残念ながら今はまだ出てきていないようですが、屋久島町議会としては本来住民からの陳情ではなく、今防衛省の動きが馬毛島の基地の誘致のために急展開しています。今の町議会の姿勢ですと、住民の陳情がある前に、実は国に意見書を町議会から出すべきだと私は思っていたんですね。住民の方から幸い陳情を出していただいて、それを採決するという格好になりましたけれども、これに併せて先日の委員会の審査の前に、住民1,515人分、15筆の住民の有権者の署名とともにお願いに、陳情者の代理の方が来たという経緯もあります。

屋久島町として、やはり百害あって一利なしと、さっき委員長報告があったのは、あれ発言したのは私ですけども、西之表がとか、ほかの2町がという姿勢はまず種子島の姿勢なので置いておいて、屋久島にとっては世界自然遺産の島にやはり戦闘機の音がとどろくというのは非常に不似合いで、観光にも大打撃があると思います。

2008年の報道で、屋久島の北部に随分騒音があるんじゃないかということが示唆されており、そういうことも踏まえて、早急にやはり屋久島町として、屋久島町議会としてこの意見書を国のほうに提出するべきだという強い意見を持っておりますので、賛成いたします。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

○5番（上村富士高君）

この意見書は今、賛否を問うときではないと考えます。国からの住民または町議会に対して、詳しい全貌の説明もなく、意見交換することもないままで賛否を問うのはどうかと思います。国からの納得のいく詳しい説明を受け、議論を重ねてから賛否を問うべきだと考えます。住民の中に賛否両論あります。国に納得のいく説明を求める意見書であれば私も賛成いたします。まずそこが先だと思っておりますので、現時点では賛否を問うべきではなく、継続とすべきと考えますので、反対いたします。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これで討論を終わります。

これから、令和2年陳情第4号、馬毛島の軍事基地化についての意見書採択のお願いを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

賛成少数です。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

△ 日程第21 令和2年陳情第8号 屋久島町議会議員定数削減 に関する陳情書

○議長（高橋義友君）

日程第21、令和2年陳情第8号、屋久島町議会議員定数削減に関する陳情書を議題とします。

本件については、総務文教常任委員会の付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

令和2年陳情第8号、屋久島町議会議員定数削減に関する陳情書についてであります。

委員会審議は、12月10日午後4時27分より、役場本庁第1委員会室において行いました。

意見集約の中で、委員より、前回このことに関して、各種団体の長が集まって色々話も聞いた。少数意見をどんどん議会にくみ上げていくためには、16人のままでよいと思うという発言がありました。

また、委員より、特別委員会まで設置をして議論をしてきた。その特別委員会の方向

性を尊重すべきだと思ふとの発言もありました。

また、委員より、異議を唱えたいという方がこうして陳情を出してきている背景もあるので、賛成したいとの発言もありました。

意見集約を終わり、これらの意見を踏まえ討論を行いました。不採択の意見として、委員から、住民の中で色々な議論があるということで、議会の中で特別委員会をつくり、審議して結果的には16名ということになった。これを尊重すべきだと思ふので、不採択であるとの討論がありました。

採択の意見として、委員から、単純に人口あたりで議員定数を導き出すのは乱暴なやり方だと思ふが、西之表でも次の選挙から14名に削減するという実情もあるので、賛成したいとの討論がありました。

また、不採択の意見として、類似市町村とか人口とか色々な考えがあるが、屋久島は屋久島なりの地域性とか、色々なことも鑑みて特別委員会であの結果が出たと思っている。不採択であるとの討論がありました。

この採決は起立によって行いましたが、起立少数で令和2年陳情第8号、屋久島町議会議員定数削減に関する陳情書は、不採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、陳情審査の報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務文教常任長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

総務文教常任委員長は、議運のメンバーですよ。議運のメンバーとしてこの重い陳情を常任委員会単独で採決することに責任は感じませんでしたか。これ議員の身分に関することですから、連合審査をするべきだというふうに思うんですよ。

それを、総務文教常任委員会で審査をして、可決ならまだしも不採択というのは、どうも納得いかないんですが、この重さの責任はお感じになりませんでしたか。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

今、陳情審査の報告をいたしました。それが全てでありますし、私も皆さんの意見で聞きたかったという気持ちがあります。そういうのは、全くありません。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はございませんか。

○6番（渡邊千護君）

先程、委員長報告にもありましたけれども、もちろん議員間の中では、議員の中から

発議があり、それで特別委員会まで設置して、賛否両論の意見はありましたけれども、もちろん現状のまま16名ということでありましたけれども、今度は住民から陳情が上がってきているということなので、もちろん委員会の中で話し合いをしたと思うんですが、委員会の中でこれは議員間みんなに関する問題なので、全員協議会なり話し合うべきなのかという意見は出なかったのかどうか、お尋ねします。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

そのことは特にありませんでした。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和2年陳情第8号、屋久島町議会議員定数削減に関する陳情書について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○10番（小脇清保君）

決算特別委員会の委員長の屋久島町の財政は極めて窮をしているという報告もありました。そして、この総務常任委員長の国へのコロナウイルスに感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化と、これに対して国に陳情書がありますよね。こういうものを勘案しても、コロナが収束したからすぐ財政がもとにもどるということはないんです。我々は、自分の身分を守っていればいいんですか。それが町議会議員ですか。これね、住民のコンセンサスはもらえないと思いますよ。こういう陳情の不採択というのは。そういう意味で、私はこの陳情の不採択に対しては反対いたします。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和2年陳情第8号、屋久島町議会議員定数削減に関する陳情書についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第8号、屋久島町議会議員定数削減に関する陳情書を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。（「もう1度お願いします」と発言する者あり）陳情第8号、屋久島町議会議員定数削減に関する陳情書を採択することについて、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。これ委員長報告とは関係なくして、陳情第8号に対して採択か不採択かという。（「議長もう一回聞くけど、これは不採択でしょう。ちょっと休憩して」と発言する者あり）休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時51分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第8号、屋久島町議会議員定数削減に関する陳情書を採択することについて、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

賛成少数。

したがって、陳情第8号、屋久島町議会議員定数削減に関する陳情書は不採択とすることに決定しました。

△ 日程第22 令和2年陳情第6号 岩川俊広議員による旅費不正問題に関する陳情書

○議長（高橋義友君）

日程第22、令和2年陳情第6号、岩川俊広議員による旅費不正問題に関する陳情書を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、岩川俊広君の退場を求めます。

[岩川俊広君 退場]

○議長（高橋義友君）

本件については、議会運営委員会への付託案件です。

これから、議会運営委員長の審査報告を求めます。

○議会運営委員長（榎 光徳君）

お疲れさまです。令和2年度第4回定例会において、議会運営委員会に付託された案件についての審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会に付託された案件は、令和2年陳情第6号、岩川俊広議員による旅費不正問題に関する陳情についてと、令和2年陳情第7号、寺田猛議員と岩川俊広議員による旅費不正に関する陳情についての2件でありました。

本委員会は、12月12日午前10時より、議会第1委員会室において、委員全員出席のもと審査を行いました。

まず、令和2年陳情第6号についての報告をいたします。

委員より、陳情者の趣旨は全員協議会を開いて、議員間で意見交換を行い、最終的には本人に対し、その場で説明なり謝罪をしてほしいということではないのかとの意見に対し、これまで全員協議会の中で説明もし、謝罪もしてきている。議会だよりやマスコミ等でも幾度となく報道され、町民、県民も周知の事実だ。なぜ今ここでという疑問が残る等の意見が出されました。

また、討論の中で、本人は全員協議会を含め、議会でも色々な局面で謝罪をしている。内容についても全て報道されており、検察の起訴猶予という結果も出ていることから、不採択としたいとの意見が出されました。

また、委員より、陳情者は納得をしていない。主権者である町民が出している陳情書であり、結果はどうなるか分からないが、採択をすべきであるとの意見も出されました。

以上のことを踏まえ、採決の結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

以上で、陳情第6号の報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、議会運営委員長の報告は終わりました。

これより、議会運営委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

委員長にお伺いします。

議会運営委員会に陳情書の審査権がありますか。その解釈を、議会運営委員会が陳情を審査する権限がありますか。付与されていますか。その審査した経緯を教えてください。

○議会運営委員長（榎 光徳君）

この件については、当然、提出された段階で議会運営委員会で協議をしております。

ほかの案件もそうですが、各常任委員会への付託ということを議論するわけですが、その時点でこの件については総務あるいは厚生常任委員会ではなく、議会運営委員会で付託していいんじゃないかというような結論が出ましたので、議会運営委員会に付託をしたものです。

以上です。

○10番（小脇清保君）

民主主義の議会というのは、少数意見を尊重しながら、多数決なんですよ。あなた方の多数で解釈をして、これで決めましたというのは自治法も何もないじゃないですか。そういう解釈じゃ駄目ですよ。今委員長が答えたような解釈で、町民の審査をしたのであれば間違いだと思いますけど、もう一度見解をお伺いします。

○議会運営委員長（榎 光徳君）

私はそれでよかったと思っています。逆に委員にお尋ねしますが、では、あなたはどうかいった判断をすればいいというお考えなんですか。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

議運で諮ったことは別にどっちでもいいんですけども、内容が結局は報道されているとか、そういうことをおっしゃっていましたが、結局起訴猶予になって被疑事実があったということが司法で認められているんですね。単なる裁判にかけられなかっただけという事案であります。

これについて、やっぱり御本人が説明責任を果たすというのは、すごくまともなことで、これ町民から陳情されている場合じゃないと思うんですね、本来。これ議会としてやはり何が起きたのか、この事実自体がやはりシルバー割引の差額については報道ありましたよ。ですがこれ、陳情の内容はいわゆる架空の領収書ですね、この存在について司法に委ねられて、一定の結論が出たので御自身から説明をくださいと、そういう内容です。

でも、司法に委ねられてもいけませんし、議会にまたそのボールが返ってきて、内容を明らかにしていないんですね。これ、説明しなくていいというふうに判断された委員の方に、それぞれお話をお伺いしたいところですが、今そういうことは無理なので、委員長に総括してお伺いしますが、報道された内容以外のことを説明求められていますけれども、それについての見解はいかがですかね。

○議会運営委員長（榎 光徳君）

報道された内容について、以外のことについては意見はありませんでした。

○2番（眞邊真紀君）

いや、それじゃこの陳情について正確に審査されたとは到底言えないんですね。報道されたことは報道されたことでさておき、そうじゃないことが問われている、要望があるんですよ。全員協議会を開いて説明をくださいと。そこを丸きりさて置いて議論はできないはず、審査はできないはずなので、やはりもう一度、会は閉じてしまいますから仕方のないことかもしれませんが、次回につなげて説明責任はやはり在職している議員として果たさなきゃいけないのかなというふうに思っております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和2年陳情第6号、岩川俊広議員による旅費不正問題に関する陳情書について、討論を行います。

討論はありませんか。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○10番（小脇清保君）

私事であれですけど、私には説明責任、説明責任って皆さんは責めていながら、仲間意識でもって守るというのはよくはありませんよ。やはりこれは議員として説明すべき、全員協議会ということになっていますから、陳情者は配慮をされたんだと思いますけれども、本来なら本会議場で説明すべき問題です。これは。これを、そういう意味で私は、という意見です。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の意見を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○2番（眞邊真紀君）

陳情の中から抜粋していいますと、いまだに町議会議員の職にとどまり、町の公金から支出される議員報酬を受けている岩川俊広議員には、自身関わった旅費不正について、その詳細を町民に説明する責務があります。至極全うで、起訴猶予になる事案は被

疑事実が明白な場合であり、決して無実ではありません。

一方、起訴されて法定で事実が明らかになることはないため、自分自身で説明しない限り、その詳細を町民は知ることはできません。本当にこのとおりなんです。説明は必ず全員協議会でないにしろする必要があると思いますので、私は賛成いたします。

○議長（高橋義友君）

次に反対者の発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

仲間意識がとか、そういうことではないと思っています。今検察の結果が起訴猶予と出ました。そういった中では、非常に厳しい取り調べというか、そういうのがあった結果です。そして、議事録も見ましたけれども、過去に色々な場面で説明をし、謝罪もしています。そういったことからいきますと、私はこの陳情については全員協議会なりを開く、このことだけについて全員協議会を開くということについては反対したいと思います。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○6番（渡邊千護君）

今ありましたけども、確かに謝罪はしているところはありません。ただ、その件についてはシルバー割引についての謝罪はありました。その後、発覚したのが架空領収書の件です。それによって、司法にも委ねられて結果が出たわけです。ですから、やっぱり公金を使ってのことなので、やっぱり住民に対しての謝罪はするべきだと私は思いますので、どうしてもこの案には賛成するしかないですね。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和2年陳情第6号、岩川俊広議員による旅費不正問題に関する陳情書についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第6号、岩川俊広議員による旅費不正問題に関する陳情書を採択することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

賛成少数。

したがって、陳情第6号、岩川俊広議員による旅費不正問題に関する陳情書は不採択とすることに決定しました。

岩川俊広君の入場を許します。

[岩川俊広君 入場]

△ 日程第23 令和2年陳情第7号 寺田猛議員と岩川俊広議員
による旅費不正に関する陳
情書

○議長（高橋義友君）

日程第23、令和2年陳情第7号、寺田猛議員と岩川俊広議員による旅費不正に関する陳情書を、議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、寺田猛君と岩川俊広君の退場を求めます。

[岩川俊広君・寺田 猛君 退場]

○議長（高橋義友君）

本件については、議会運営委員会への付託案件です。

これから、議会運営委員長の審査報告を求めます。

○議会運営委員長（榎 光徳君）

令和2年陳情第7号について、先程同様、12月12日午前10時より、議会第1委員会室において議員全員出席の下、審査を行いました。この件につきましても、先程の陳情第6号とほぼ同様の意見が出されまして、議論が交わされました。

討論、採決の結果、賛成少数により、不採択とすべきと決定いたしました。

以上で、令和2年陳情第7号についての報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、議会運営委員長の報告は終わりました。

これより、議会運営委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

委員長、先程と同じ意見ですけれども、全員協議会というのが議会にあります。釈迦

に説法かもしれませんが、4年ほど前、議長の2年交代というのを履行しなかったときに、密約で約束したことを履行しなかったときに、議会が険悪になりましたよ。そのときに、私は本会議で提案したはずです。自治法を超える、議会規則を超えるものには、あるとすれば全員協議会を開くべきじゃないですかと、この案件は全員協議会にもかけていないし、議会運営委員会が陳情書を審査する権利はありませんから、もう一度お答えください。

○議会運営委員長（榎 光徳君）

先程も意見がありましたけれども、この今回の陳情については協議はなされていませんが、全員協議会で2回、3回となく協議は議論はされています。それで、最初の報告でもありましたような意見も出されておりますので、私は全員協議会での今回のことについては、そういう報告をいたしたところです。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

今議運委員長から発言がありましたが、2回、3回全員協議会でこのことが取り上げられていると。そういう事実はないと思います。いつの全員協議会ですか。

○議会運営委員長（榎 光徳君）

この陳情についてはされていないということは、先程申し上げました。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

いや、今この陳情第7号についてやっているもので、ほかの話を持ち出されたら困るんですよ。この陳情の内容については、令和元年の7月に開催された熊毛地区消防組合議会の臨時総会において、高速船で行った際の旅費の二重取りについて、9月議会の私の一般質問のときに露呈しましたけれども、そのことについて説明がないので説明してくださいという陳情なんです。それを、一度も議会の中でも話したことありませんし、実はこれ以外に熊毛地区消防組合の総会とか臨時総会に行かれる議長、総務文教常任委員長が過去にいたと思います。

それについて、審査が全くされていないと思うんですね。この前、町の監査委員の調査も在職者185件分の航空機の出張の件だけに限定されていたので、これ全く漏れて、調査の対象になっていないんです。先日、住民団体が平成26年から令和元年の分の旅費の精算書を全部一括して15万円分、1万5,000枚開示請求をかけました。これ議員の分も開示請求かけていたので、全部見せていただいたら、ほかもありそうなんです、

実は。

そういう可能性もあるので、今全く触っていないので、この説明もそうなんですけれども、やはり議運で議員の分調査しなくていいのかっていう話は当然でなきゃいけないと思うんですよ。こんな陳情が町民から上がってきているわけですから、これ、この旅費の二重取りについて実際にやっているのに説明しなくていいというふうに判断された、その現状をお知らせください。

○議会運営委員長（榎 光徳君）

これは議運での判断ということですね。

○2番（眞邊真紀君）

議運での判断というのは、端的にこれを説明しなくていいというふうな結論じゃなくて、それがどういう過程で何の根拠をもって説明しなくていいというふうに至ったのかっていうことですよ。結局深刻な旅費の二重取りというのが起きているわけです。架空領収書での旅費の請求とか、それに関して説明しなくていいですよという判断に至った根拠を教えてください。

○議会運営委員長（榎 光徳君）

そこは議員それぞれの判断をしたわけですから、例えば返還をされているとか、そういったことを判断をしての結論を出していると思っております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（渡邊千護君）

今、議員の判断ということで、返したからいいだろうとかそういうんでなくて、これはあくまでも公金です。税金ですよ。そこのやっぱり議員として、やっぱり説明責任を議員は果たすだろうという意見が私はほしかったなというふうに思いますし、これを見過ごして、これは流して不採択するというのはちょっと私の中ではあり得ない話だと思います。

もう一度、その中身を話し合った内容をもう一度教えてください。

○議会運営委員長（榎 光徳君）

先程の報告のとおりです。詳しくは議事録等もありますので、また確認いただければと思います。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和2年陳情第7号、寺田猛議員と岩川俊広議員による旅費不正に関する陳情書について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○2番（眞邊真紀君）

質疑の中でも発言しましたが、当然こういう不正が起きているわけですから、在職されていますし、何が起きてこういうことになったのかというのは説明する責任があると思います。故意か故意じゃないかというのもあると思うんですね。わざとじゃないけれども、こういうことがあって間違えて二重取りをしてしまったということも説明の中に入ると思います。

一般質問の中でも言いましたけれども、別に犯人探しをしているわけでも、誰かをつるし上げたいわけでもなく、やはり再発防止をしていくためには何が起きたのかという情報をみんなで共有していく必要があると思うんですよ。これ、積もり積もればかなりの額になりますので、この旅費の精算の不正に関しては。

先程も言ったように、ほかにも議会でもこういう例が見受けられます。実際。全員協議会が当然開催されるんだろうなと思ったので、そのときに御提示しようかと思ったんですけども、残念ながらこういう機会が与えられませんでしたので、別の機会でもた議長にでも再度申し入れて、議会の中で調査なり説明なりするタイミング得ようと思います。

本当、何度も言いますがけれども、この例だけじゃないと思います。皆さん、よく考えていただいて、なかったことにするのではなくて、再発防止にやはり務めていただけたらなと思っております。この陳情には賛成です。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○6番（渡邊千護君）

この件に関しては、返せば済むという問題ではなく、やっぱり説明責任を果たしてもらうためには、みんなで全員協議会を開いて、それでしっかり今後不正を起こさないよ

うな形を話し合う場でありますから、やっぱり開催すべきだと、全協を開く陳情には賛成です。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○10番（小脇清保君）

これね、議会が自助能力がなくなったら終わりですよ。皆さん。これ、また出てきますよ。私たち出そうと思えば出るんですよ、今から。百条委員会の設置にも、自発的に発表すればいいじゃないかという反対意見もありましたよ。それが出てこないじゃないですか。やはりこういう場で説明責任をちゃんと果たさなきゃ再発防止策にはなりません。

したがって、私は陳情は賛成します。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

○11番（日高好作君）

先程、議運の委員長がちょっと漏れていると思うんですけど、令和2年10月12日の第7回全協の中で、この問題取り上げられて、何人の方が質疑も行って、それに対して当事者が答弁をしている議事録がちゃんとここにあります。また、それも確認していただいてあれですけど、私はここでなされたという、残念ながら私がこのとき島外にいて出席できませんでしたんですけど、議事録を読む限りでは何人もの議員が質疑をして、それに対して答弁をなされている。また、今後全員協議会が全くないわけではないので、こういうのを議事録を確認して、それに対して色々あれば次の全協なりで質疑をすればいいんじゃないかというふうに思っております。

よって、私は、この陳情に対しては反対いたします。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和2年陳情第7号、寺田猛議員と岩川俊広議員による旅費不正に関する陳情書についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第7号、寺田猛議員と岩川俊広議員による旅費不正に関する陳情書を採択することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

賛成少数です。

したがって、陳情第7号、寺田猛議員と岩川俊広議員による旅費不正に関する陳情書は不採択とすることに決定しました。

寺田猛君と岩川俊広君の入場を許します。

[岩川俊広君・寺田 猛君 入場]

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。12時30分から始めます。

休憩 午後 零時24分

再開 午後 零時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第24 発委第4号 馬毛島の軍事基地化に反対する意見書案について

○議長（高橋義友君）

日程第24、総務文教常任委員長から提出の発委第4号、馬毛島の軍事基地化に反対する意見書案についてを議題とします。

お諮りします。発委第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、趣旨説明及び質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第4号については、趣旨説明及び質疑を省略することに決定しまし

た。

これから、発委第4号、馬毛島の軍事基地化に反対する意見書案について、討論を行います。

討論はありませんか。

反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○2番（眞邊真紀君）

先程、陳情の件は採択されませんでしたけれども、この意見書を出すということは私は賛成しておりますので、このまま賛成いたします。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

先程の陳情の関係もありますけれども、やはり私の考えとしては、今陳情を採択するという判断には立てないということであります。陳情者も含めて団体から一千数百筆の署名も出されておりますが、これはやはり住民説明会を受けてちゃんと町民に問うということも含めて、しっかり決定をするべきだと思っておりますし、明確に反対ということを書いておりますので、今の段階では反対したいと思います。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○12番（下野次雄君）

同僚議員と同様ですけれども、陳情に賛成しましたので、この意見書に対しても賛成したいと思います。

以上です。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○6番（渡邊千護君）

先程の陳情もそうなんですが、私も賛成しました。もうこの意見書にしても、やっぱ屋久島のことを考えたら、どうしても通すべきだというふうに思いますので、賛成です。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めてよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第4号、馬毛島の軍事基地化に反対する意見書案についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

賛成少数です。

したがって、本案は否決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 零時 34分

再開 午後 零時 36分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、榎光徳議員ほか2名から、発議第7号、馬毛島の自衛隊基地建設に関する意見書案が提出されました。この動議は、1人以上の賛成がありますので、成立しました。

これを日程に追加し、追加日程第1号として、議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第7号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは、可決されました。

しばらく休憩をします。

休憩 午後 零時37分

再開 午後 零時38分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

しばらく休憩をします。

休憩 午後 零時39分

再開 午後 零時40分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 追加日程第1 発議第7号 馬毛島の自衛隊基地建設に関する意見書案

○議長（高橋義友君）

追加日程第1、発議第7号、馬毛島の自衛隊基地建設に関する意見書案を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○8番（榎 光徳君）

馬毛島の自衛隊基地に関する意見書案について、提案理由の説明を行います。

このことにつきましては、平成20年以来、熊毛1市3町による馬毛島問題対策協議会において、様々な運動が展開され、取り組みがなされてまいりました。しかしながら、その後の動きとして米軍訓練施設FCLPに加え、自衛隊誘致の問題等がジャッキーされ、協議会の相次ぐ離脱や島の大部分を所有するタストーン社の土地の国有化や、そして賛成・反対両団体による住民運動等が活発化するなど、その後の状況に大きな変化が生じてまいりました。

屋久島町議会においても、こうした動きを注視しながら、今後進むべき道を探っていかなければなりません。屋久島地区においては、防衛省による詳細な説明は、町民は基より我々議会サイドにも行われておらず、計画内容についても不透明さを感じているところであり、こうしたことから、屋久島町議会として引き続き調査研究を重ね、

議論を尽くしながら、方向性を示していく必要があることから、まずは国及び防衛省に対し、アクションを起こすべく意見書を提出するものであります。

どうか、本趣旨に御賛同いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（高橋義友君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

本件は自衛隊基地建設に関する意見書ということで説明を求めるものですが、FCLPに関しては言及がないのはなぜですか。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○8番（榎 光徳君）

FCLPに加え、自衛隊誘致問題ということで言及しております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております発議第7号について、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

発議第7号は、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

馬毛島の意見書提出の陳情に関しても委員会付託があって、結構な議論がありました。実際に。これもFCLPに言及しているとは到底思えず、内容を精査してきちんと作り上げる必要があると思います。なので、ちょっと委員会付託をぜひしていただいて、内容をきちんとした上で、提出していただけたら大いに賛成したいなと思いますので、ここでちょっと賛成・反対という意味は非常に、この内容では示しにくいなと思っております。委員会付託を求めます。

○議長（高橋義友君）

異議がありますので、電子採決によって採決を行います。

発議第7号を、委員会に付託することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボ

タンを押してください。

もう一度言います。委員会に付託することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

賛成少数です。

したがって、発議第7号について委員会への付託を省略することは可決されました。

これから、発議第7号、馬毛島の自衛隊基地建設に関する意見書案について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第7号、馬毛島の自衛隊基地建設に関する意見書案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論ということですか。討論を聞いたときになかったから、異議なしと認めたんです。

私は。（発言する者あり）いや、もう閉めました。

異議なしと認めます。

したがって、発議第7号、馬毛島の自衛隊基地建設に関する意見書案は可決されました。

△ 日程第25 発委第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案について

○議長（高橋義友君）

日程第25、総務文教常任委員長から提出の発委第5号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案についてを議題とします。

お諮りします。発委第5号については、会議規則第39条第3項の規定により、趣旨説明及び質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第5号については、趣旨説明及び質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第5号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○10番（小脇清保君）

議員定数の削減とか、そういうことには平然と自分の身を守ることに賛成していながら、こういう陳情書を国に上げるということは大きな間違いですから、私反対します。これ。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第5号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪

化に対し地方税財源の確保を求める意見書案についてを、採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第26 議員派遣について

○議長（高橋義友君）

日程第26、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣をしたいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

△ 日程第27 閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（高橋義友君）

日程第27、産業厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

産業厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、産業厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第28 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（高橋義友君）

日程第28、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長及び産業厚生常任委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定において、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長及び産業厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長及び産業厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 零時52分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員